第5回愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

日 時:平成29年3月8日(水)13時30分~15時00分

場 所:名古屋合同庁舎第1号館 中部運輸局 11階 運輸会議室

議事次第

I. 開 会

Ⅱ. 議 題

- 1. 平成28年度パイロット事業(実証実験)の実施結果について (資料1)
- 2. 平成29年度パイロット事業の実施について (資料2)
- 3. トラック運送における適正な取引条件への改善及び生産性向上に向けた 取組みについて (資料3、参考資料1、2、3)
- 4. その他

Ⅲ. 閉 会

議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図

資料 1 「拘束時間の見える化・超過要因分析による拘束時間削減」

資料2 平成29年度パイロット事業(実証実験)実施予定一覧

資料 3 「第5回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会及び 第4回トラック運送業の生産性向上協議会」

参考資料1 第3回トラック運送業の適正運賃・料金検討会

参考資料2 トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ

参考資料3 トラック運送における生産性向上方策に関する手引き

愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

丹下 博文 愛知学院大学大学院経営学研究科 教授

田中 豊 愛知県商工会議所連合会(名古屋商工会議所)理事・企画振興部長

福村 隆宏 (一社)中部経済連合会 社会基盤部長

須山 泰木 (公社)日本ロジスティクスシステム協会 西日本担当部長

石崎 雅士 トヨタ自動車(株) 物流管理部 国内物流改善室長

福山 衛 福山冷蔵(株)代表取締役社長 愛知県冷蔵倉庫協会会長

稲垣 兼宏 全日本運輸産業労働組合愛知県連合会 書記長

谷藤 賢治 全日本建設交運一般労働組合愛知県本部 書記長

若杉 福雄 (一社) 愛知県トラック協会副会長 丸五運送(株) 代表取締役

神谷 昌彦 高浜共立運輸(株) 代表取締役(物流経営士)

高山 智司 高山運輸(株) 代表取締役

藤城 正行 (株)藤城運輸 代表取締役社長

田島 雅敏 中部経済産業局 産業部長

木暮 康二 愛知労働局長

鈴木 昭久 中部運輸局長

小林 裕之 愛知運輸支局長

第5回 愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 配席図

中部運輸局11階 運輸会議室

出 入 事務局 古橋 首席 福山委員 (愛知運輸支局) 久光 特別司法監督官 石崎委員 (愛知労働局) 小池 専務理事 随 大川マネージャー (愛知県トラック協会) 行 (須山委員代理) 者 小林 貨物課長 席 (中部運輸局) 福村委員 小林 支局長 傍 聴 (愛知運輸支局) 丹下座長 者 席 堀内 自動車交通部長 若 杉 委 員 (中部運輸局) 記 神谷委員 者 小城 労働基準部長 (愛知労働局) 高山委員 橋本 監督課長 藤城専務 (愛知労働局) (藤城委員代理) 安藤 課長補佐 稲垣委員 (中部経済産業局) 谷 藤 委 員

第5回愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 出席者名簿

(敬称略)

組織名	役 職	委員名	代理出席者 役職	出席者名
愛知学院大学大学院	経営学研究科 教授	丹下 博文		
愛知県商工会議所連合会	理事·企画振興部長	田中豊	名古屋商工会議所 企画振興部 地域・都市整備グループ長	大竹 正芳
(一社)中部経済連合会	社会基盤部長	福村 隆宏		
(公社)日本ロジスティクスシステム中部支部	西日本担当部長	須山 泰木	マネージャー	大川 泰二
トヨタ自動車(株)	物流管理部 国内物流改善室 室長	石崎 雅士		
福山冷蔵(株)	代表取締役社長	福山衛		
全日本運輸産業労働組合 愛知県連合会	書記長	稲垣 兼宏		
全日本建設交運一般労働 組合愛知県本部	書記長	谷藤 賢治		
(一社)愛知県トラック協会	副会長	若杉 福雄		
高浜共立運輸(株)	代表取締役	神谷 昌彦		
高山運輸(株)	代表取締役	高山 智司		
(株)藤城運輸	代表取締役社長	藤城 正行	専務取締役	藤城 啓丞
中部経済産業局	産業部長	田島 雅敏	流通サービス産業課 課長補佐	安藤 憲一
愛知労働局	局長	木暮 康二	労働基準部長	小城 英樹
中部運輸局	局長	鈴木 昭久	自動車交通部長	堀内 哲郎
愛知運輸支局	支局長	小林 裕之		

拘束時間の見える化・超過要因分析による拘束時間削減 愛知県

1. 実施者の概要

- ▶ 荷主企業:発荷主(中部セキスイハイム工業株式会社、本社:豊橋市)
 - ユニット住宅・関連部材の組立・製造会社。従業員数は約350名。主要製品は、ほぼすべて工場のラインで組立・製造されており、中部・東海地域の据付現場に出荷されている。
- ▶ 運送事業者(豊橋センコー運輸株式会社、本社:豊橋市) センコーグループの関連会社。全荷物の約7割が発荷主の住宅ユニットの輸送が占め、工場 から各据付現場まで直送し、ユニット据付工程において、クレーン玉懸荷役までを行っている。
- ▶ 荷種
 - 住宅のユニット・関連部材

2. 事業概要

物流の見える化・重要課題特定

※H28/4より、取り組みを始めてきていた



【重要課題】

①ドライバー間の超過時間のばらつき抑制 ②待機場·据付現場のドライバー作業時間の標準化

課題解決に向けた取り組み

【ドライバー間の超過時間のばらつき対策】

毎日、ドライバーごとの超過時間を見える化。超過が偏る傾向を早期に確認・把握し、人繰りを改善した。

【作業予定時間と実際の拘束時間の差を分析】

事前に、物件ごとに待機場・据付現場での作業開始・終了予定時間を設定しておき、実績との差異が生じた原因(仮説含)を記録し、改善に努めた。



取り組みの成果

13時間超過件数の比率が9.8%低減

算出根拠は裏面「5.結果」参照

3. 課題

- 物流の見える化・重要課題の特定を通じて、拘束時間13~15時間が課題であることがわかった。(これまでは16時間超過のみをターゲットとして対策に取り組んできた)
- 超過要因については、担当者が感覚的には把握していたものの、詳しい要因について の記録、データ分析は実施されていなかった。

4. 事業内容

- 2016年12月中旬~2017年2月中旬までの2ヶ月間、各ドライバーの超過時間を見える 化するシートを作成、偏り傾向を早期に把握するとともに人繰りを改善、工夫した。
- 事前に立てた作業開始・終了予定時間と実績とのかい離が大きかった物件について、 個別に担当者に聞き込み、その要因を調査した。
- 分析の切り口を「出荷までの工程」「出荷以降の運送(ドライバー)業務」「エリア・製品 群」に大別して整理、荷主・輸送事業者と共同で課題と改善の余地について検討した。

5. 結果

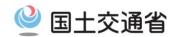
- 検証期間の2ヶ月間と、それ以前(2016年4月~11月)の8ヶ月間との、13時間を超過した物件の比率の平均を比較すると、43.3%から33.5%に、9.8%低減できた。
- ドライバー間の拘束時間のばらつきは、若干の減少に止まった。輸送リーダーの要件を 満たす人材を育成、増員しない限り、偏りは避けられないことを再認識した。
- 作業開始・終了を予定した時間と実績とのかい離が1時間を超えてしまう要因は、天候不順や道路事情による遅れに加え、着荷主の管理下にある据付現場の監督の指示、施工業者の下請構造など、業界構造に起因するケースが多いことが明らかとなった。
- 各現場の問題点が洗い出された結果、拘束時間の削減に向けて、「現場監督と運送事業者のリーダーが意見交換をできる場を設定すること」、「両者が立場・役割の違いを相互理解した上で、共通の目標を持って業務遂行できる環境を整備すること」の必要性が明確となり、次年度に向けて取り組むべき課題が整理された。

6. 荷主企業のメリット

■ 据付現場への搬入責任者として、「運送事業者への改善要望事項」と「着荷主に対する 改善要望事項」とを切り分けることができ、今後の取り組み事項の内容・方向性および 優先順位が明らかになった。

7. 結果に結びついたポイント

- 目先の作業改善ではなく、供給プロセス全体の現状分析に時間を割いたことで、重要 課題が特定でき、組織をまたぐ、関係組織間の潜在的な課題を洗い出すことができた。
- 各ドライバーの拘束時間の情報を見える化したことで、配車や現場管理に関わる組織 全体での総労働時間の低減に向けた意識が高まり、協力し合う風土が醸成された。



資料2

集団1

区分	名称	主な荷の種類
発荷主	中部セキスイハイム工業(株)	ユニット住宅の組立・製造
運送事業者	豊橋センコー運輸(株)	
着荷主	セキスイハイム中部(株)	ユニット住宅の販売

集団 2

区分	名称	主な荷の種類
発荷主	A食品会社	食品の製造・加工・販売
運送事業者	ダイセーエブリー二十四(株)	
着荷主	発荷主の工場	食品の加工(仕分・包装)

資料3

第5回トラック輸送における取引環境·労働時間改善中央協議会及び第4回トラック運送業の生産性向上協議会

平成 29 年 2 月 1 日 (水) 14 時 00 分~16 時 00 分 於) 中央合同庁舎 3 号館 10 階共用会議室

【議事次第】

I. 開会

Ⅱ. 議題

- 1. 地方協議会におけるパイロット事業の進捗について
- 2. 運賃・料金について
- 3. 貨物自動車運送事業における生産性向上について
- 4. 下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議関係の 取組みについて
- 5. その他

Ⅲ. 閉会

【配布資料】

議事次第、委員名簿、配席図

資料1 地方協議会におけるパイロット事業の進捗等について

【厚生労働省・国土交通省】

資料2 トラック運送業の適正運賃・料金検討会

【国土交通省】

資料3 【野村総合研究所】

参考資料3 過労死等防止対策

資料4 下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議関係の

取組みについて【国土交通省】

参考資料 1 トラック運送業の生産性向上促進事業

【国土交通省】 【農林水産省】

参考資料2 農産品物流対策関係省庁連絡会議の設置について

【厚生労働省】

参考資料4 荷主向け業界専門紙への広告掲載について 【全日本トラック協会】

参考資料5 「人手不足等への対応に関する調査」集計結果(一部抜粋)

【日本商工会議所】

添付資料 各都道府県のパイロット事業概要

【厚生労働省・国土交通省】

添付資料 価格交渉ハンドブック・リーフレット

【国土交通省】

トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会委員名簿 トラック運送業の生産性向上協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

野尻 俊明 流通経済大学学長 (座長)

齊藤 実 神奈川大学経済学部教授

松島 茂 東京理科大学大学院イノベーション研究科教授

上田 正尚 (一社)日本経済団体連合会 産業政策本部長

輪島 忍 (一社)日本経済団体連合会 労働法制本部長

栗原 博 日本商工会議所 地域振興部長

小林 治彦 日本商工会議所 産業政策第二部長

小林 信 全国中小企業団体中央会 事務局次長

橋爪 茂久 (公社)日本ロジスティクスシステム協会 専務理事

黒川 毅 日本機械輸出組合 国際貿易円滑化委員会委員長

一柳 尚成 トヨタ自動車(株)物流管理部長

鈴木 賢司 三菱商事(株)ロジスティクス総括部長

坂本 克己 (公社)全日本トラック協会 副会長(総務委員長)

千原 武美 (公社)全日本トラック協会 副会長(物流政策委員会担当副委員長)

馬渡 雅敏 (公社)全日本トラック協会 副会長(基本問題検討小委員会委員長)

山本 慎二 日本通運(株)業務部長

平川 則男 日本労働組合総連合会 総合政策局長

村上 陽子 日本労働組合総連合会 総合労働局長

難波 淳介 全日本運輸産業労働組合連合会 中央執行委員長

山口 浩一 全国交通運輸労働組合総連合 中央執行委員長

新原 浩朗 内閣府政策統括官(経済財政運営担当)

山越 敬一 厚生労働省労働基準局長

正田 聡 経済産業省商務流通保安グループ物流企画室長

安藤 保彦 中小企業庁事業環境部取引課長

宮浦 浩司 農林水産省食料産業局食品流通課長

藤井 直樹 国土交通省自動車局長

川上 泰司 国土交通省総合政策局官房参事官(物流産業)

※新原浩朗内閣府政策統括官(経済財政運営担当)はトラック運送業の生産性向上協議会の委員のみ

地方協議会におけるパイロット事業の進捗等について

目 次

- 1. 地方協議会におけるパイロット事業の進捗について
- 2. 地方協議会の実施状況について

1. 地方協議会におけるパイロット事業の進捗について

「トラック運送における取引環境・労働時間改善地方協議会」における 平成28年度パイロット事業(実証実験)の実施集団選定状況

- 〇47都道府県において対象集団が決定。
- 〇荷種の内訳は、食料品11件、農産物7件、紙・パルプ4件、建設資材3件、機械製品3件、飲料2件、鮮魚2件、繊維製品2件、工業製品2、その他11件となっており、全国で様々な荷種を扱う。

	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
北海道	0	0	0	鮮魚
青森	0	0	0	農産物
岩手	0	0	_	木工製品
宮城	0	0	_	計器
秋田	0	0	-	パルプ・紙
山形	0	0	0	農産物
福島	0	0	0	農産物
茨城	0	0	_	コンクリート製品
栃木	0	0	_	食料品
群馬	0	0	_	農産物
埼玉	0	0	0	工業製品
千葉	0	0	_	食料品
東京	0	0	0	紙
神奈川	0	0	0	水道管
山梨	0	0	0	食料品
新潟	0	0	_	米菓
長野	0	0	-	食料品
富山	0	0	0	紙・パルプ
石川	0	0	_	建設資材
愛知	0	0	_	建設資材
静岡	0	0	0	フィルム・シート
	0	0	-	鮮魚
岐阜	0	0	0	食料品
三重	0	0	_	食料品

	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
福井	0	0	-	繊維製品
大阪	0	0	0	食料品
京都	0	0	0	鋼材
兵庫	0	0	_	機械製品
滋賀	0	0	0	日用品
奈良	0	0	0	機械製品
和歌山	0	0	0	建設資材
広島	0	0	0	機械部品
鳥取	0	0	0	乳製品
島根	0	0	0	フードサービス機器
岡山	0	0	_	飲料
山口	0	0	0	繊維製品
徳島	0	0	0	紙
香川	0	0	0	食料品
愛媛	0	0	0	農産物
高知	0	0	0	食料品
福岡	0	0	0	工業製品
佐賀	0	0	_	食料品
長崎	0	0	0	食料品
熊本	0	0	_	農産物
大分	0	0	_	卵
宮崎	0	0	0	農産物
鹿児島	0	0	_	鶏肉
沖縄	0	0	0	飲料·雑貨

予冷倉庫活用による拘束時間の削減

福島県

実施集団

▶ 発荷主 A (生産者団体)、運送事業者ア(元請)・イ(実運送)、着荷主 a・b (青果卸売業)、荷種:農産品(トマト)

課 題

- ✓ 当日の出荷数量がわからないため、選果完了時間がわからず、結果適正な配車(大きさや台数)ができず非効率。
- ✓ 一台の車で複数の集荷場で積み込むものの、各集荷場の情報共有が無くそれぞれで積込みの時間がかかり出発時間が 遅れる。

予冷施設の活用

天候等による出荷量の変化に作業員の確保や選果ラインの増加等対応が困難であったことから、 出発予定時間に間に合わなかった青果品(トマト)を予冷設備にて予冷し翌日出荷

< 改 善 結 果 > 発地(発荷主側)での待ち時間の削減

a社向けトラック実施前拘束時間(推定)14時間34分



実施後 短縮効果 11時間45分 *△2時間49分*

b社向けトラック実施前拘束時間(推定)12時間13分



実施後 短縮効果 10時間18分 *△1時間55分*

- ※ 運送事業者イ(実運送)の営業所出発時間から業務完了時間までを拘束時間(推定)として対比
- ※ 事前に荷量が把握でき、それに応じて出荷作業を計画的に実施できるため、出荷作業におけるドライバーの待ち時間を大幅に削減

拘束時間(推定)



各々約2~3時間短縮

山梨県パイロット事業 【荷待ち時間短縮等による拘束時間の削減】

実施集団

発荷主(食品メーカー)、運送事業者、着荷主(流通センター)、荷種:食料品

- 着荷主の流通センターでの受付開始時にトラックが集中し、順番待ちによる手待ち時間が長い。
- 発荷主側で行うパレット積みが着荷主側では収容困難なため、手下ろしする手間が生じている。

現状分析

コンサルタントと対象集団 による第1回検討会を10月 に実施。

また、流通センターへの現 地確認を実施したうえで当 該集団における運送取引 の実態を把握。

<参加集団>

- 発荷主(食品メーカー)
- 運送事業者
- 着荷主(流通センター)

コンサルタント



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、コンサルタン トによる課題の洗い出しをもとに、 第2回検討会にて課題の解決方 法を検討。

<課題>

- 手待ち時間関係
 - 流通センター到着後、 受付開始時間前にト ラックが集中し、搬出作 業の順番待ちにより多 大な手待ち時間が発生。
- 荷役作業関係
 - 発荷主側では積載効率 を重視したパレット積み を行う一方、流通セン ター側ではサイズ的に 収容不可能なため、手 下ろしを強いられている 状況。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

く実験>

- 手待ち時間の縮減
 - 流通センターで試験 運用中の「受付予約 システム」を活用し、 予約した時間帯に 搬出を行うことによ り、手待ち時間の短 縮を図る。
- 荷役作業のパレット化
 - 統一したパレット積 みを実施し、流通セ ンターでの手下ろし をパレット下ろしへ 変更することにより、I 荷下ろし時間の短 縮を図る。

1月頃

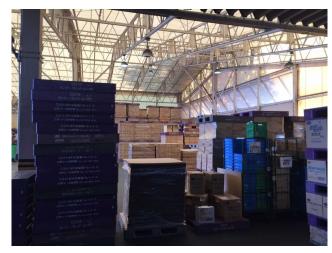
2月以降

- 10~11月

着荷主(流通センター)の手下ろし作業場









実施集団

▶ 発荷主(中越パルプ工業㈱)、元請運送事業者(中越ロジスティクス)、下請運送事業者(港運輸㈱)、着荷主(中越パッケージ㈱)、 荷種:紙・パルプ

課題

✓ 出荷場所において作業が集中した際に発生する荷待ち時間の短縮

①現状分析

実験に参加する事業者と、コンサルタントが連携し、チェックリストや現場状況を元に当該集団における運送取引の実態を把握。

<参加集団>

発荷主中越パルプ工業(株) 元請運送事業者中越ロジス ティクス

下請運送事業者港運輸(株) 着荷主中越パッケージ(株) ほか関東エリア

コンサルタント



②課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の課題を設定し、この課題を 解決する手段を検討する。 <課題>

- ・出荷場所において作業が集中した場合に待ち時間が発生。
- ・実際の運転の仕方、休憩の取り 方はドライバー任せている部分 が多い。
- 積込み(倉庫)が原則2ヵ所、まれに3,4ヵ所となる場合がある。〈解決手段〉

荷待ち時間の短縮

- ・荷役ホームの改修
- ・バースの接車スペースの拡張

ドライバーの時間管理

・運行経路、休憩場所等をあらかじめ指示することで拘束時間 等に影響確認

積込み場所の集約化※

・横持ちと出荷の輸送に分割し、 積込み作業時間等を短縮

(※中長期的な課題)

③実証実験

設定した課題に対する解決 策を実証する。

く実験>

▶ 荷役ホームの改修 両側から荷役できるよう にホームを拡張



バーススペースの拡張



ドライバーの時間管理 ドライバーに任せた場合 との管理する場合との違い を検証

~2 月頃

④実験結果検証

月以降

8~ 9月

2. 地方協議会の実施状況について

7

地方協議会実施状況

				開催日		
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
北海道	北海道	H27.7.24	H27.12.11	H28.3.15	H28.7.11	H28.12.19
	青森	H27.7.29	H27.12.11	H28.3.7	H28.7.7	H28.10.26
	岩手	H27.7.30	H27.12.7	H28.3.9	H28.6.13	H28.10.27
ᆂᆚ	宮城	H27.7.31	H27.12.11	H28.3.7	H28.6.27	H28.11.28
東北	秋田	H27.7.30	H27.12.4	H28.3.23	H28.7.8	H28.12.6
	山形	H27.7.27	H27.11.25	H28.3.14	H28.5.25	H28.12.9
	福島	H27.7.27	H27.12.8	H28.3.15	H28.5.27	H28.11.25
	茨城	H27.7.24	H27.12.9	H28.3.17	H28.8.8	H28.12.6
	栃木	H27.7.30	H27.12.15	H28.3.23	H28.8.23	H28.12.19
	群馬	H27.7.31	H27.12.14	H28.3.22	H28.8.9	H28.12.12
88 🛨	埼玉	H27.7.22	H27.12.24	H28.3.23	H28.12.7	
関東	千葉	H27.7.27	H27.12.17	H28.3.23	H28.9.8	
	東京	H27.7.13	H27.12.18	H28.3.15	H28.8.8	H28.12.13
	神奈川	H27.7.27	H27.12.17	H28.3.15	H28.7.25	H28.12.21
	山梨	H27.7.28	H27.12.7	H28.3.17	H28.9.29	H28.12.7
	新潟	H27.7.13	H28.2.26	H28.7.21		
北陸	長野	H27.7.30	H28.2.19	H28.12.1		
信越	富山	H27.7.27	H27.12.21	H28.3.7	H28.7.22	H29.1.11
	石川	H27.8.7	H28.2.10	H28.6.9	H29.2.3	
	愛知	H27.7.23	H27.12.3	H28.3.7	H28.11.2	
	静岡	H27.8.7	H27.12.10	H28.3.4	H28.8.26	H28.12.15
中部	岐阜	H27.8.3	H27.12.9	H28.3.10	H28.8.22	H28.12.19
	三重	H27.8.3	H27.12.8	H28.3.15	H28.8.29	H28.12.13
	福井	H27.7.30	H27.12.7	H28.3.9	H28.8.31	

				開催日		
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	大阪	H27.7.23	H27.11.20	H28.2.26	H28.7.29	
	京都	H27.8.4	H27.12.8	H28.3.7	H28.8.19	
·드 sià	兵庫	H27.8.3	H27.12.10	H28.3.9	H28.8.22	
近畿	滋賀	H27.7.27	H27.12.9	H28.3.14	H28.9.29	
	奈良	H27.7.28	H27.12.14	H28.3.15	H28.10.13	
	和歌山	H27.8.7	H27.12.15	H28.3.16	H28.8.24	
	広島	H27.7.23	H27.11.27	H28.3.18	H28.7.12	H28.12.16
	鳥取	H27.7.27	H27.12.14	H28.3.15	H28.7.6	H28.10.26
中国	島根	H27.8.3	H27.12.4	H28.3.9	H28.5.12	H28.10.28
	岡山	H27.8.6	H27.12.15	H28.3.14	H28.10.24	H29.1.27
	山口	H27.7.29	H27.12.4	H28.3.23	H28.7.26	H28.11.29
	徳島	H27.7.29	H27.12.2	H28.3.9	H28.6.22	H28.12.7
	香川	H27.7.30	H27.12.11	H28.3.10	H28.12.19	
四国	愛媛	H27.8.6	H27.12.16	H28.3.7	H28.6.23	
	高知	H27.7.31	H27.12.9	H28.3.16	H28.11.4	
	福岡	H27.8.4	H27.12.11	H28.3.9	H28.9.12	
	佐賀	H27.8.11	H27.11.27	H28.3.22	H28.9.20	
	長崎	H27.8.10	H27.11.26	H28.3.15	H28.9.16	
九州	熊本	H27.8.6	H27.12.3	H28.3.14	H28.10.24	
	大分	H27.7.23	H27.12.4	H28.3.18	H28.9.23	
	宮崎	H27.8.6	H27.12.17	H28.3.14	H28.8.4	
	鹿児島	H27.8.5	H27.12.10	H28.3.15	H28.9.13	
沖縄	沖縄	H27.7.31	H27.12.17	H28.3.29	H28.6.17	H28.11.16

0

地方協議会での主な意見

労働時間関係

【手待ち時間】

- 輸送形態が多品種・多頻度少量納入・出荷へと変化しており、部品・原材料納入や製品出荷に伴う車両集中により手待ち時間が発生している。【中国・トラック事業者】
- <u>運送事業者を待たせない活動</u>に10年前から取り組み、 現在では手待ち時間について<u>KPI管理(成果指標を定め</u> た進捗管理)を導入【関東・荷主】

【荷役作業時間】

- ドライバーが行っていた荷積作業を専属の倉庫作業員に変更し、かつ、荷積作業場所を荷主側の車庫とするなど 効率化、機能強化を図ったことで、ドライバーの労働時間 を削減することができた。【北海道・トラック事業者】
- 効率化がアップするのであれば、<u>農産物のパレダイズ化</u> を行政が中心となって進められないのか。【九州・トラック 事業者】

【運転時間】

- 関東方面について改善基準告示の遵守が困難なことから、関西で中継輸送をすることにより、拘束時間を短縮できた。課題として、運賃の問題、駐車場やドライバー不足がある。今後は、事業者間での連携が必要である。【九州・トラック事業者】
- <u>距離運送の区間を分割するなど、荷主側でも検討</u>を行っている【九州・荷主】

【適正運賃収受】

- 人材不足による運転手の負担増大の一方、必要な運賃 が収受できていない。正規な運賃以下で取引するなどコ ンプライアンスを遵守しない事業者との競争も起きている。 【東北・労組】
- 燃料費や車両購入費の高騰、コンプライアンスの遵守等で費用がかかるが、運賃は伴っていない。【四国・トラック事業者】

【取引内容の書面化】

- <u>スポット契約では書面化は難しい</u>。【近畿·荷主】
- トラック運送事業の標準仕様を定めて、<u>荷役作業・特別な輸送はオプションという形で明確化する方策を取るのがいいのではないか。</u>【近畿・経済団体】

【荷主・消費者等との関係】

- 荷主側の計画で仕事する中で、改善基準告示を守れない運行を要請される場合がある。【中部・トラック事業者】
- 安全の情報、輸送品質の情報を含めて、<u>毎月1回運送事業者に集まってもらい、情報交換会を行っている</u>。【近畿・荷主】
- 長時間労働の問題は荷主だけのせいではなく、社会全体の問題である。顧客(着荷主)から無理な時間帯に商品を届けるよう要望され負担となっている部分もある。 【東北・荷主】
- 「送料無料」という言葉が定着しており、タダ同然で運送していると思われているが、実際にはコストがかかっているということを周知して、働く方の立場も広く理解して頂きたい。【中国・労組】

地方協議会での主な意見

- 労働時間の縮減に関しては、荷主・事業者双方で自主的に効率化に向けた取組が見られる一方、無理な時間帯での運送の要望など荷主の理解が不十分との声も見られる。
- ▶ 取引環境については、取引内容の書面化の推進は、契約内容の明確化や 適正運賃収受に効果があるとの声があるが、荷主の理解が得られず書面 化にいたらない場合もあるという様子が覗える。
- ▶ その他、宅配の再配達の多さや運送料はただ同然と思われているなど、 社会的な認識に問題があるという声もある

目次

1. 労働時間関係

- (1) 手待ち時間
- 背景事情
- ② 改善に向けた取組
- ③ その他
- (2)荷役作業時間
- ① 背景事情
- ② 分業化
- ③ 作業負担軽減策
- ④ その他
- (3)運転時間
- ① 共同配送、中継輸送
- ② モーダルシフト
- ③ その他
- (4)時間指定
- (5) 荷主との協議
- ① 荷主への要請
- ② 荷主とトラック事業者との定例会

2. 取引環境関係

- (1)運賃・料金
- ① 適正運賃収受
- ② 運賃の在り方
- (2)書面化
- (乙) 音画儿
- (3)荷主との関係
- (4)下請構造

3. ドライバーを取り巻く環境

- (1)人手不足
- (2)賃金
- (3)社会・消費者の在り方
- ① 社会・消費者からの要請
- ② 意識改革

4. その他

- (1)意見・要望
- ① 高速道路関係
- ② 待機場所、休憩施設
- ③ 物流システム全体の在り方
- (2) その他意見

1. 労働時間関係

(1) 手待ち時間

① 背景事情

- ・ 水産物は鮮度がとても重要なファクターであるが、水揚げ状況に左右されるため、事前の計画輸送が出来ない。【東北・トラック事業者】
- ・ 定時配送のためにドライバーの判断で早めに出発することにより長時間になるケースもある。【関東・トラック事業者】
- ・ 荷主のジャストインタイム方式がトラック運転者の手待ち時間を作っている。【近畿・トラック事業者】
- ・ 中小事業者は、大手のようにいつも戻りの荷物があるわけではないので、 戻りの荷物を確保するため、次の得意先までの移動が生じて待ち時間が 発生している。【近畿・トラック事業者】
- ・ 輸送形態が多品種・多頻度少量納入・出荷へと変化しており、部品・原 材料納入や製品出荷に伴う車両集中により手待ち時間が発生している。 【中国・トラック事業者】

② 改善に向けた取組

- ・ 運送事業者を待たせない活動に 10 年前から取り組み、現在では手待ち時間について KPI 管理を導入【関東・荷主】
- ・ 手待ち時間短縮のため、積込作業の軽減や、工場からの搬出、出荷、積 込みを同時並行で行うようした。その結果、待ち時間を2時間近く短縮 できた。【関東・荷主】
- ・ 業界団体でシステムに入力することで手待ち時間をなくし、検品も(荷 役作業と)同時に行うよう試験的に始めた。発着の両者が入っていない とシステムが使えないことがネック。【北陸信越・荷主】

③ その他

- ・ 待ち時間を減らす工夫が必要だと思う。例えば、安くても事前に「留置料」を設定したらどうか【東北・学識】
- ・ 待ち時間がある中で、アイドリングストップの要請があるが夏場は厳しい。 【四国・労組】

(2)荷役作業

① 背景事情

- ・ 拘束時間が長い農産品の米・麦は降ろしに時間がかかるのではないか。 【北陸信越・荷主】
- 物流センターでの積み降ろし等、輸送以外のサービスを求められることがあり、荷主からの依頼は断ることが難しい。【関東・トラック事業者】
- ・ 荷役について大阪で実証実験を行ったが、数年前の冷蔵冷凍における手 積み手降ろしは 4 t 車で 30~40 分、10 t 車で 1 時間 20 分だったが、直

近のデータでは 4 t 車で 1 時間、10 t 車で 2 時間かかっている。原因はドライバーの高齢化によるもの。【中国・荷主】

② 分業化

・ ドライバーが行っていた荷積作業を専属の倉庫作業員に変更し、かつ、 荷積作業場所を荷主側の車庫とするなど効率化、機能強化を図ったこと で、ドライバーの労働時間を削減することができた。【北海道・トラック事業者】

③ 作業負担軽減策

- ・ 実験的な取組ではあるが、女性の荷の取扱い範囲の拡大が可能であるため、パワードスーツを導入【関東・荷主】
- ・ 荷のモジュール化ⁱⁱやトラックの荷台を 15 センチ程度下げることにより、 多くの荷下ろしが可能になる。女性活用促進のためにはこうした取組が 必要【関東・トラック事業者】
- ・ 荷役の機械化(当方負担で着荷主にリフトをおいた)や車両の大型化で 双方でメリットがあった。【北陸信越・トラック事業者】
- ・ 荷役作業時間を短縮させるためには、パレットの規格を統一しなければ ならない。【北海道・トラック事業者団体】
- ・ パレットの使用で問題なのは、着荷主が管理してくれない、パレットは無料ではないこと。パレットが腐食して荷物に傷がつくので、我々が負担して新しいパレットを製作して、特殊な形ならそれ用のパレットを用意して持って行く等発荷主の負担も大きい。【中部・荷主】
- ・ パレット輸送は労働時間短縮に繋がるが、積載効率が下がり、運賃も下がる。 「九州・トラック事業者」
- ・ 効率化がアップするのであれば、農産物のパレダイズ化ⁱⁱⁱを行政が中心となって進められないのか。【九州・トラック事業者】

④ その他

- ・ 荷主の中には、荷下ろしのために荷主が所有するフォークリフトをドライバーに使用させ、労働災害が発生している事例がある。【北海道・トラック事業者】
- ・ 車上受け渡し契約が基本であるべきなのに、フォークリフト作業などを やらせている企業がある。国から指導をしてほしい。【九州・事業者団 体】

(3) 運転時間、拘束時間

- ① 共同配送、中継輸送
- ・ 異なる2つのメーカーと共同で同一物流センターへ共同配送により効率化を図ったが、センター内での処理が追いつかない理由で、メーカー 毎個別の配送に戻った事例もある。【東北・トラック事業者】

- ・ 運送事業者は茨城県を中心にネットワークを構築し、北関東の物流に困っているメーカーと連携出来るようになり、その結果、関東一円をネットワーク化出来た。【関東・荷主】
- ・ 関東方面について改善基準告示の遵守が困難なことから、関西で中継輸送をすることにより、拘束時間を短縮できた。課題として、運賃の問題、駐車場やドライバー不足がある。今後は、事業者間での連携が必要である。【九州・トラック事業者】
- ・ 中継輸送などは元請会社で資金力のあるところでないとできず、地方では長距離輸送を行うところがどんどん減っている。【四国・トラック事業者】
- ・ 長距離運送の区間を分割するなど、荷主側でも検討を行っている【九州・荷主】

② モーダルシフトiv

- ・ 期限をあまり気にしないで運べるものについては、鉄道や船を利用する などいろいろチャレンジもしている。【中国・荷主】
- ・ フェリーは「枠」が一杯で使いたくても使えない状況。また、青果物等 市場関係貨物は、立寄先が複数あり、フェリーの活用が難しい。【九州・ トラック事業者】

③ その他

- ・ 真摯に実態を把握するため、協力会社の車両に GPS を設置した。それにより荷主・元請事業者双方がまったく気づいていない運行をしていた事が分かった。運送事業者の実態を把握して、労働時間の改善をしていくのは非常に重要。【関東・荷主】
- ・ 洗車機を導入することで、洗車にかかる時間を大幅に短縮できた。労働 能率の増進に資する設備として助成の対象となるようだが、是非続けて ほしい。【関東・トラック事業者】

(4)時間指定

- ・ 勤務割、運行指示書の作成時には荷積み時間として 30 分を見込んでいるが、荷主からの指定時間によっては、各社が同じ時間帯に集まるため 待ち時間が発生し、積み荷降ろしに 1 時間以上かかっている。【関東・トラック事業者】
- ・ 物流センターでは発着の指定時間を計画的にずらして荷役している。 【沖縄・荷主】

(5)荷主との協議

① 荷主への要請

・ 着荷主の構内において問題がある場合は、物流業者から提供してもらった情報を元に、着荷主側に改善を求めるようにしている。【関東・荷主】

・ 着荷主との話合いは、物流現場のセンター長に言うのではなく、時間はかかるが役員クラスに話をすること。待たされる情報を業界とも共有すれば、直さざるを得ない環境になる。戦略的な話し合いの場をどう設けるかが重要。【関東・荷主】

② 荷主と事業者との定例会

・ 安全の情報、輸送品質の情報を含めて、毎月1回運送事業者に集まって もらい、情報交換会を行っている。その中で、荷主・運送事業者間で情 報共有や問題解決に向けた提案を行い、手待ち時間の削減に向けての活 動も進めようとている。【近畿・荷主】

2. 取引環境関係

(1) 運賃·料金

① 適正運賃収受

- ・ 人材不足による運転手の負担増大の一方、必要な運賃が収受できていない。正規な運賃以下で取引するなどコンプライアンスを遵守しない事業者との競争も起きている。【東北・労組】
- ・ 運送の効率化を図ることにより、労働時間の短縮を図ることは喜ばしい ことであるが、運賃の値下げにならないようにする必要がある。【東北・ 荷主】
- ・ 燃料費や車両購入費の高騰、コンプライアンスの遵守等で費用がかかる が、運賃は伴っていない。【四国・トラック事業者】
- ・ 適正運賃の収受に関しては荷主側と対等に話せない実情がある。【九州・トラック事業者】
- ・ 待ち時間の料金をもらったという話は聞いたことがない。【沖縄・トラック事業者】

② 運賃の在り方

- ・ バス、タクシーと違いトラックには運賃の規制がないため、運賃届出の際、原価計算書の添付を必須とするよう要望したい。【東北・労組】
- ・ 運送コストが消費者に分かるような啓蒙活動が必要で、標準運賃は無理 だとしても運送原価を荷主に分かるようなものを作成していただけれ ばと思う。【近畿・トラック事業者】
- ・ 時間を短縮すれば生産性は落ち、収入減となり、若い世代に全く魅力の ない業種となってしまう。貸切バスの運賃を上げたように、トラックに も下限運賃を設定するなどしていただきたい【中国・労組】
- ・ 物流は、「A 地区から B 地区まで運んでいくら」となっており、「何時間 かかったからいくら」という概念がない。【四国・トラック事業者】

(2)書面化

· 荷役作業など従来から書面によらないで商慣行により行われてきた。

【中国・荷主】

- · スポット契約では書面化は難しい。【近畿·荷主】
- ・ 商取引の原点に立ち返って荷役作業のコストを書式化してきちんと対 価を貰わない限り長時間労働は残ってしまう。【関東・経済団体】
- ・ 運転手不足により、以前のコスト競争から変化がある。書面化により作業を明確化する必要【北陸信越・行政】
- ・ トラック運送事業の標準仕様を定めて、荷役作業・特別な輸送はオプションという形で明確化する方策を取るのがいいのではないか。【近畿・ 経済団体】
- ・ 契約の書面化ということは、取引環境改善にとっても重要であるので、 荷主への周知をして欲しい。【北海道・トラック事業者】

(3)荷主との関係

- ・ 長時間労働の要因の一つは、トラック事業者が荷主からの急な運送依頼 を今後の関係も見据えて引き受けなければならない点にある。【関東・ トラック事業者】
- ・ 荷主側の計画で仕事をする中で、改善基準告示を守れない運行を要請される場合がある。【中部・トラック事業者】
- ・ こちらに過失がないのに大手顧客であるという理由で荷物など自社で 弁償せざるを得ないような状況がある。【近畿・トラック事業者】

(4)下請構造

・ 元請、下請などの多層構造を解決する必要がある。【中国・トラック事業者】

3. ドライバーを取り巻く環境

(1) 人手不足

- ・ ドライバー不足が深刻化している。季節によりピークが違うが、トラックはあるがドライバーがいないという状況である。【東北・トラック事業者】
- ・ 現在のドライバーの平均年齢は高く、この先 10 年もするとドライバーがいなくなる。また、長時間労働のため、この業界に若い人も入ってこない。【中部・トラック事業者】
- ・ コンビニ、スーパーのシェア争い、長時間営業向けの夜間配送等で人手 不足、ドライバー不足がエスカレートしている【北陸信越・荷主】
- ・ 労働時間を改善するには人を増やさないといけないが人材不足で募集 をかけても集まらない。【九州・トラック事業者】

(2) 賃金

・ 改善基準告示限度まで働かないと生活できない賃金しか払えない運賃 の収受が問題【北陸信越・トラック事業者】

- ・ ドライバーが努力し対応能力を上げることにより、労働時間が短くなり 早く帰れることはメリットの1つだが、これによってある程度収入も上 がるということがインセンティブとしてないとモチベーションが長く 続かない。【中部・労組】
- ・ トラック業界は全業種の平均所得より低く、時短でさらに所得が減ると 益々敬遠される。【近畿・トラック事業者】
- (3) 社会・消費者の在り方
- ① 社会・消費者からの要請
- ・ 長時間労働の問題は荷主だけのせいではなく、社会全体の問題である。 顧客(着荷主)から無理な時間帯に商品を届けるよう要望され負担となっている部分もある。【東北・荷主】
- ・ 日本人はサービスを無料としてとらえる国民性がある。課金制にしてい かないといけないのでは。【近畿】
- ・ お客様(着荷主)の要望として、小口化や品質の重要性を求められており、苦労している。【関東・荷主】
- ・ 消費者のわがままから長時間労働を助長しているのかもしれない、急ぐ 荷物と急がない荷物を分ける必要もある。【北陸信越・消費者団体】
- ・ ネット通販は再配達率が高く、時間指定及び夜間配達が多く大変。【近畿・トラック事業者】

② 意識改革

・ 「送料無料」という言葉が定着しており、タダ同然で運送していると思われているが、実際にはコストがかかっているということを周知して、 働く方の立場も広く理解して頂きたい。【中国・労組】

4. その他

(1)意見・要望

- ① 高速道路関係
- ・ 時間短縮として高速道路を利用するのも一つであり、3~5回利用すれば 無料にするなどの大口割引等の拡充ができないか。【東北・経済団体】
- ・ 高速道路の深夜割引等を拡充していただければ、休憩及び休息時間に余裕ができドライバーも帰宅させる事が可能になる。【四国・トラック事業者】
- ・ 四国と本州を結ぶ3本の橋の通行料金が高いので、利用しやすくすれば 労働時間は減るのではないか。【四国・労組】
- ② 待機場所、休憩施設
- ・ 都市部の現場に着いて荷を下ろせない場合、駐車場がないので非常に困る。【関東・トラック事業者】
- · トラックを駐車させて運転手が休憩を取れる場所がトラックステーシ

ョンの廃止などで減少しており、連続運転時間超過の原因の一つになっている。【関東・トラック事業者】

③ 物流システム全体の在り方

- ・ 秋田は手待ち時間が長い傾向にあるが、手待ちのみを解決しても、全体 的な解決には至らないだろう。中継輸送など、システムを全体的に変え る方向の検討が必要なのではないか。【東北・トラック事業者】
- ・ 運行管理システムを導入することにより、経験則ではなく、データに基づく実態と近い配送計画が組めるため、活用を進めるべき。【近畿・荷主】
- ・ スーパーやコンビニはワンウェイ運行が多い。その帰りに農家や生産者 の荷を集積し、それを青果市場へまとめて持ち込むという方法もある。 ただ、一つの事業体では難しいので、鹿児島県全体の問題として、青果 関係者、スーパー、物流事業者も入って検討していけば、よりよいもの が出来ると思われる。【九州・トラック事業者】

(2) その他の意見

- ・ 荷主も労働時間で困っていることがあれば、トラック協会で相談に乗る 体制があると PR することもよいのではないか。【東北・トラック事業者】
- ・ 過労死が気になる、防ぐために労働時間の短縮が必要。夜間運転しない 会社で事故が激減したと聞いた。【北陸信越・トラック事業者】
- ・ いかに効率よく、積込み、荷卸しをするか等の改善提案を逆に運送事業者から頂きたい。【中国・荷主】

i成果指標を定めた進捗管理

ii 物流においては、効率的に運べる標準的なモジュール(単位)の設定を指すことが多い。

iii 荷役作業にパレットを使用すること

iv 交通・輸送手段の転換。特に貨物輸送をトラックから船や鉄道に変えること。

トラック運送業の適正運賃・料金検討会について



○ 協議会における取引環境改善に向けた議論に先立ち、適正運賃・料金収受に関する議 論の論点整理や方向性に関する助言を行うための場として、平成28年7月に「トラック運 送業の適正運賃・料金検討会」を設置。第2回の会合を平成28年12月14日に開催。

<第2回検討会の議事>

- 1. 運賃・料金に関する問題の構造について
- 2. トラック事業者へのアンケート調査(案)について
- 3. 運送以外のコストを適切に収受するための方策について

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」委員

委員 オブザーバー

【学識経験者】

京都大学工学部工学研究科教授 (座長) • 藤井 聡

· 野尻 俊明 流通経済大学学長

・柳澤 宏輝 弁護士(長島・大野・常松法律事務所)

【行政】

・加藤 進 国土交通省自動車局貨物課長

·川上 泰司 国土交通省総合政策局参事官(物流産業)

▪藤枝 茂 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長

・正田 聡 経済産業省商務流通保安グループ物流企画室長

【荷主】

(一社) 日本経済団体連合会産業政策本部長 ・上田 正尚

•栗原 博 日本商工会議所流通 · 地域振興部長

日本機械輸出組合国際貿易円滑化委員会委員長 •黒川 毅

【トラック運送業】

・坂本 克己 (公社) 全日本トラック協会副会長

・馬渡 雅敏 (公社)全日本トラック協会副会長

1

議事概要

1. 四 耶

平成28年12月14日(水)15:00~17:00

2. 場 所

中央合同庁舎3号館4階 総合政策局局議室

3. 議事概要

- (1)議題1「運賃・料金に関する問題の構造について」について事務局より説明を行い、意見交換を行った。
- (2)次に、議題2「トラック事業者へのアンケート調査(案)について」について事務局より説明を行い、調査内容について意見交換を行った。
- (3)次に、議題3「運送以外のコストを適切に収受するための方策について」 について、事務局より説明を行い、意見交換を行った。
- (4) 議題 1に係る資料(資料1-1)及び議題3に係る資料3については、議論が尽くされていないことから、現段階では非公表とすることとなった。
- (5) 各委員及び各オブザーバーからは、以下のような発言があった。

【運賃・料金に関する問題の構造について】

- ○資料1-2の8頁で、営業利益率が右肩下がりとなり、平成20年度頃から赤字化している。平成15年頃まで軽油価格がほぼ横ばいに対し営業利益率が下がっているのは事業者数の増加、平成18年以降はそれに加えて軽油価格の高騰など、様々な変数が背景にあって決まってくるものだとは思うが、大きな要因としては事業者数の増加と軽油価格の高騰であるのではないか。
- ○資料1-2の9頁・10頁は、トラック運転者の所得が下がっているという資料であるが、バブル後も全産業の所得が上がっていることから考えれば、トラック運転者の所得はバブルの影響で下がっているのではなく、規制緩和後の車両台数増加の影響を受けているのではないか。
- ○資料1-2の3頁で、平成22年以降、1トンキロあたり売上高は上昇している一方、営業利益率は下がっていることの背景にあるのは、データで確認可能

- な「貨物の小口化、ジャストインタイム、あるいは通信販売の増加」という流れを受けて「需要・サービスが小口化・多頻度化すること」によって導かれた「トータルとしての需要は増えているが、それに見合うだけの料金が収受できていない」という事態によって引き起こされたのではないか。
- 〇基本的に事業者数や価格は需給関係で決まってくるものであり、法律や規制で抑え込むのは非常に難しいと思う。とはいえ、物流産業の今の状況が続くとなると、今後事業を継続していけるのか、労働力を確保できるのかについて危機感をもっており、皆さんとご議論してまいりたい。
- 〇平成2年以降、参入が容易化され、より多くの事業者が参入したというのは事実だが、供給過剰という状態はそれ以前からあり、規制緩和以降、全く関係ない他産業から参入が増えたのではなく、当時の物流子会社が緑ナンバーを取り始めた、あるいは中規模から大規模な会社が分社化を図った、更には自家用トラックが緑ナンバーを取り始めたという3つの大きな要因がある。したがって、事業者数の増加に比べて車両台数は極端に増えていない。バブル崩壊に伴って事業者がお互いに需要を取り合った結果、営業利益率が低下する等の状態が起きたのではないか。
- 〇もともと道路運送法時代から認可割れ運賃のことをダンピングと呼んでおり瞬間的には競争会社を追い出すためにそういった価格設定をすることはあるが、ずっと原価割れするようなダンピングが続くというのは一般的には考えられない。そもそも何を指してダンピングと呼んでいるのかよくわからない部分もある。事業者にも社会にも認知されるような適切な運賃・料金の設定あるいは収受というのが本検討会のテーマと思っている。
- ○交渉力の欠如等の問題については、荷主・運送事業者間のみならず、運送事業者同士でも同様のことが指摘できる。運送事業者に関しては、引き続き法令違反事業者の取締り、さらには、最低車両台数の維持・許可との連動を進める必要があるのではないか。
- ○車両台数規模別の事業者の営業利益率がわかれば、どの規模が利益率が悪いのかがみえてくると思う。
- 〇実運送を行う側が困っているのは、荷主側に強く言うと、すぐに違う実運送事

業者に替えられるということで、無理な依頼を断ることが適正化に繋がっていかない状況にある。国や業界がルールを決めるなどがないと厳しい。値段を高く設定している荷主には迅速性・正確性をもって対応し、安い値段を設定する荷主に対しては保障もなく運ぶというような経済合理性だけでは解決できない部分もある。

〇トラック業界に限らず、20 年に及ぶデフレの継続によって、あらゆるマーケットで「過剰サービス」(価格以上のサービスを提供する)が横行している。これが企業収益を下げ、賃金を下げる根本的な背景である。この状況を改善するには、「過剰サービスを何らかの形で規制」していくことが必要不可欠である。そうでなければ、過剰サービスを続ける企業がマーケットで高い競争力を得て、結局、過剰サービスをやめた企業が淘汰されるからである(つまり、悪賃が良賃を駆逐する)。以上は一般論だが、この構図はもちろん、現在のトラック業界の状況に完全に当てはまっている。

【トラック事業者へのアンケート調査(案)について】

- 〇アンケート1頁のII(1)の⑥と⑦の利用運送事業者については、定義等が分かりにくいので、分かりやすくしていただきたい。
- 〇輸送に伴って生じる各種費用について2~4頁で聞いているが、実際にとれるかどうかは具体的な取引相手の属性などとの力関係になってくると思う。 売上高が1番高い輸送品目について聞いているが、荷主との取引が失われることにより運送事業者にどの位の影響があるのかというデータもあった方が良いのではないか。
- 〇1頁の(3)(4)でどういう輸送品目を扱っているか聞いたうえで、実運送の売上高の一番高い輸送品目の売上げは全体のどの位の割合かを聞き、I以降では売上高が一番高い品目に絞って聞くことにより、影響力のある取引先と運送事業者間のどのような関係にあるのかということを把握したい。
- 〇実運送事業者が通常何社くらいと付き合いがあるのかを聞いておくと、どういった力関係があるかわかってくるのではないか。
- 〇6頁の田は安全対策、環境対策、人件費についての支払いの設問となっている

が、荷主側は安全対策費、環境対策費などと分けておらず支払いしているが、分けて聞いている理由は何か。

4

- ○安全対策、環境対策について、荷主等の各企業は意識していないかもしれないが、事業者としては必要なコストである。
- ○安全対策費としていただいていますか、という趣旨ではなく、安全対策や環境対策などのそれぞれコストがかかると思いますが、それらが今収受している運賃・料金でまかなえていますか、との趣旨で聞くものです。

【運送以外のコストを適切に収受するための方策について】

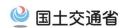
- 〇待機料金、附帯作業費、高速料金、燃料サーチャージは、実運送をする方にとっては支払っていただかないとたまらないものだが、元請けや親会社から収受していないから払わない、実運送事業者側から交渉されていないから払わない、実運送事業者側から交渉されていないから払わない、という取扱いをする水屋さんが多い。実運送同士であれば待機料金等の話ができるが、水屋さんと実運送ではそうはいかないところもある。そのあたり書面化によってお互いやらなければならない点が明確になるのであればいいと思う。もらったものをきちっと下請に払う状況になってほしい。
- 〇運賃以外のコストの適正収受については、輸送貨物の特性や業界ごとの取引 慣行等も考慮する必要がある。附帯業務の内容や適正に収受するための方 策・仕組みの検討にあたっては、運送事業者のみならず、荷主についても業 界ごとに意見を聴取・反映させる機会を設けるべきである。また、契約条件 の見える化を進める必要がある。その際に、ユーザーにとって使い勝手がよ いものとなるよう、例えばスマートフォンを活用した適正収受に係る標準的 なアプリケーションを政府が提供することも有用ではないか。
- 〇附帯業務の内容等について、荷主と運送事業者が協議して決められるようになれば良い。重い鉄骨などを積込む場合は、荷主側がクレーン等を用意するのか、運送事業者がユニック車を用意するのかによっても原価が変わってくる。
- 〇手待ちの時間がどこから始まるのかわからない部分がある。工場内に一歩踏み入れたら待ち時間になるのであれば、工場の外や高速道路の上で待つよう言われることもあるし、荷主側の力が圧倒的に強い場合は、荷物を積み込んで

出発した時点が運送の始まりという荷主もいる。どこから手待ちが始まるのか のというところを明確にしていただきたい。

〇荷主側からすると、運賃・料金の別立てを進めていかなければいけないことはわかるが、書面上で細かく書き分けると膨大な作業量になる恐れもある。通常横持ちや積込み等の作業は反復になるので月あたり、年あたりの契約になる。業界ごとにやり方は異なるとは思うが、スポットで毎日取引きするということはほとんどないので、もう少し効率的に、「このトン数でここからここまで持っていったらいくらです」、や「待ち時間はいくらです」という簡潔な仕組みを作った方がいいのではないかと思う。

下 河

(文責:事務局)



1. 調査目的

トラック事業における適正運賃・料金収受に向けた方策について検討を行うため、トラック運送事業者の運賃・料金の収受の実態及び収受ができていない原因等を把握することを目的とする。

2. 調査手法

Webアンケート及び郵送により調査を実施

3. 調査対象者

- ①各地方トラック協会役員・青年部会 (約780者)
- ②全日本トラック協会が実施する景況感調査等の協力者 (約1,000者)
- ③その他 (全日本トラック協会を通じて会員に協力を呼びかけ)

4. 調査内容

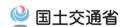
次項調査項目のとおり

5. 調査時期

28年12月26日~29年1月31日

7

トラック事業者へのアンケート調査の調査項目



1	トラック車業者の脚亜(耐左地	促右亩而粉	声 上立の-	-釆宣い輸送具日9	至)

2.	売上高の一	番高い輸送	品目に係る以下の内容	~

- ルエ同の一番同い制及四日に床る以下の内で
- 主な運送委託者の属性 取引の立場(何次請けで請け負っているか)
- 適用している運賃体系
- 料金・費用の収受状況
- 運賃・料金の決定方法
- 契約書面化の状況 等
- 3. 安全対策、環境対策、人件費にかかるコストの収受状況
 - 十分な支払いを受けているか否か、十分な支払いがない場合の問題点
- 4. 十分な運賃・料金収受のために効果的と思われる方法(各項目を5段階評価)
 - 運賃設定の方法(原価計算に基づく設定、目安となる標準運賃・下限運賃)
 - 附帯業務費等の料金を運賃とは別建てで収受できる環境をつくる
 - 取引先との交渉スキルの向上、運送契約の書面化
 - 契約時に荷主が委託先の法令遵守状況を確認
 - 事業を開始する際の事前チェックの強化
 - 法令未遵守事業者への指導強化
 - 下請を2次・3次等に制限 等
- 5. 適正取引推進に係る各種ガイドラインの活用状況(書面化、下請取引、燃料サーチャージ)
- 6. トラック事業の経営状況
 - 継続的な取引のある運送委託者の数
 - 会社全体の売上高、営業利益、経常利益、トラック事業における売上高、営業利益
 - 利益に影響する大きなコストは何か
 - ドライバーの月あたりの平均賃金、労働時間
 - ドライバーの確保状況 等

トラック運送業における運賃・料金に関する調査

ご提出の期限:

平成29年1月13日(金)まで にご投函ください 平 成 28年 12月 国 土 交 通 省 自 動 車 局 貨 物 課 (協力)公益社団法人全日本トラック協会

「トラック運送業における運賃・料金に関する調査」へのご協力のお願い

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

国土交通省では、平成27年度に厚生労働省と共同で、荷主も構成員に含めた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置し、長時間労働の抑制及び適正運賃の収受をはじめとした取引環境の改善に向けた対応策を検討しています。

現在、上記協議会への助言等を目的とした「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を立ち上げ、適正運賃・料金収受に向けた方策を検討しているところですが、その一環として、トラック運送業における運賃・料金に関する実態を把握するため、アンケート調査を実施することといたしました。

本アンケート調査結果等をもとに、<u>トラック事業者の方々が適正な運賃・料金を収受で</u>きるよう、方策の検討を進めて参りたいと考えております。

より正確な実態を把握することが、より良い方策の検討につながるものとなりますので、 実態を正確にご記入いただくようお願いいたします。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、アンケートへの回答についてご協力賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

【ご回答にあたって】

- 1. 本調査は貴社における運賃・料金の設定に関する調査です。
- 2. 調査結果は統計的に処理しますので、個々の回答内容はその<mark>秘密を厳守</mark>します(回答内容によって、**御社が不 利益を被ることは一切ないことを保証**します)。
- 3. ご記入済みの調査票は**平成 29 年 1 月 13 日(金)**までに同封の返信用封筒にてご返送ください。WEB による回答も可能ですので、http://www.jta-r.jp/にアクセスしてご回答ください。
- 4. ご記入にあたってご不明の点につきましては、恐れ入りますが下記までご連絡ください。

(本調査設問に関する御問合せ)

日本 PMI コンサルティング株式会社

電話:03-3556-6180 email:ask@pmic.co.jp

※お問合せについては、誠に勝手ながら12月29日(木)~1月3日(火)以外の期間にて対応させていただきます。 (本調査の趣旨に関する御問合せ) 国土交通省自動車局貨物課 中澤・三浦

電話:03-5253-8111(内線 41-333) FAX:03-5253-1637

Ι.	書 社(の概要	につし	ハてま	き間に	します。
----	-------------	-----	-----	-----	-----	------

1	٠.	١.	書かれ	1 能女+	41 大	-^=⊐ ス	1	ださし	
۱		,	貝任の	パガ仕ょ	민준	こ記入	. <	にさし	١,

(都	出	烊	囯	١
(白)	炟	ИΤ	示	,

(2) 貴社が保有するトラック運送事業用自動車(うち軽自動車を除く)の保有車両数を ご記入ください。

保有車両数 (両)

(3) 貴社が<u>実運送で取り扱っている輸送品目</u>について、<u>該当する品目の番号全てに〇</u>をつけてください。

1	農産物	2	水産物	3	 木材	
4	紙・パルプ	5	建設資材	6	金属・金属製品	
7	石油製品	8	化学品	9	機械・機械部品	
10	繊維工業品	11	食料品	12	日用品	
13	その他()

(4) 貴社の<u>実運送の売上高の一番高い輸送品目について、</u>上記(3) から該当する品目 の番号を一つ選んでください。また、具体的な品名をご記入ください。

= しっ	高が一番	高い品	і П	:								
番号	() 、	具体	本的な	品名	()

(5) 貴社の<u>実運送の売上高の一番高い輸送品目の売上げ</u>は、<u>実運送全体の売上げのどの</u> 位の割合ですか。

実運送全体の売上げの約() 割

- II. 貴社の取引状況(<u>実運送の売上高が一番高い輸送品目</u>)についてお聞きします。
 - (1) <u>売上高が一番高い輸送品目について</u>お聞きします。貴社への主な運送委託者の 属性を<u>1つチェック</u>してください。

□①真荷主からの委託を受けている	□⑤貨物軽自動車運送事業者
□②【一般】貨物自動車運送事業者	□⑥利用運送事業者(物流子会社)
□③【特積み】貨物自動車運送事業者	□⑦利用運送事業者(いわゆる水屋(注))
□④【特定】貨物自動車運送事業者	□⑧その他()

注) 水屋:実運送を行わず、利用運送を専業で行っている利用運送事業者(物流子会社を除く)

1

(2) <u>売上高が一番高い輸送品目について</u>お聞きします。貴社の取引の<u>主な立場</u>について、 当てはまるものを1つチェックしてください。

真荷主 ↓	
元請事業者(物流子会社、利用運送	生事業者等を含む)
↓	
↓ □①自社が「元請事業者	台」として請け負っている
\downarrow	
(元請事業者から)□②「1次下請け」	として請け負っている
□③「2次下請け」	として請け負っている
□④「3次下請け」	として請け負っている
□⑤「4次下請け」	として請け負っている
□⑥「5次下請け」	として請け負っている
□⑦「6次下請け以降」	として請け負っている
□⑧ 何次請けか把握し	ていない。

(3) <u>売上高が一番高い輸送品目について</u>お聞きします。取引先と<u>契約している運賃体</u> <u>系</u>について、<u>主に適用しているものを1つチェック</u>してください。

□① 貸切(距離制運賃)				
□② 貸切(時間制運賃)				
□③ <u>個建て運賃</u>				
┗→ 個建ての種類は?				
(□重量 □容積	□カゴ建て	□パレット建て	□その他(_	建て)
□④ 特別積合せ運賃				
□⑤ その他()			

(4) <u>売上高が一番高い輸送品目について</u>お聞きします。下記の費用の収受についてお 答えください(当てはまるもの<u>すべてにチェック</u>。副問①には数字を記入してください)。

答えください(当てはま	るもの <u>すべてにチェック。</u> 副問①には数字を記入してください)。
 燃料サーチャージ は 	□「運賃に含む形」で収受
	□「運賃とは別立て」で収受
	□十分には収受できていない
	副問①:収受できているのは、何割程度?
	▶ 約 () 割
-	副問②:燃料サーチャージは「運送契約書」に記載しています
	か?
	□している □していない
	□運送契約書とは別に契約している
	□その他 ()
	□該当なし

② 車両留置費 は 「□「運賃に含む形」で収受	
(手待ち時間料金) □「運賃とは別立て」で収受	
□十分には収受できていない	
副問①:収受できているのは、何割程度?	
↑	
副問②:車両留置費は「運送契約書」に記載しています	ታか?
□している □していない □その他()
□該当なし	
③ 附帯業務料 は □「運賃に含む形」で収受	
(仕分け、検品、横持ち等) □「運賃とは別立て」で収受(具体的な業務名:)
□十分には収受できていない	
副問①:収受できているのは、何割程度?	
約()割	
副間②: 附帯業務料は「運送契約書」に記載しています	f
か? □している □していない □その他	
()	
□該当なし	
④ 積込・取卸料 は □「運賃に含む形」で収受	
□「運賃とは別立て」で収受	
□十分には収受できていない □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
副問①:収受できているのは、何割程度?	
約 ()割	
副問②:積込・取卸料は「運送契約書」に記載していま	9
か?)
□している □していない □その他(
□□該当なし	
⑤ 通行料 は □「運賃に含む形」で収受	
(高速道路利用料等) □「運賃とは別立て」で収受	
□十分には収受できていない	
副間①: 収受できているのは、何割程度?	
側向心・牧文(こくいるのは、門前住及:	
→ × / 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 ×	
約()割 副間の・通行料は「演送契約書」に記載しています。	か?
約 () 割 副間②: 通行料は「運送契約書」に記載しています □している □していない □その他(か?)

⑥ 特種品目費 は □「運賃に含む形」で収受
(貴重品、危険品、特殊品等) □「運賃とは別立て」で収受
□ <u>十分には収受できていない</u>
副間①:収受できているのは、何割程度?
→ 約 ()割
副問②: 特種品目費は「運送契約書」に記載しています
か? □している □していない □その他
()
□該当なし
⑦ 割増料金 は 「□「運賃に含む形」で収受
(休日・深夜早朝割増、冬期割増等) □「運賃とは別立て」で収受
□十分には収受できていない
副問①:収受できているのは、何割程度?
約 ()割
副間②:割増料金は「運送契約書」に記載しています?
□している □していない □その他()
口該当なし
(※上記①~⑦以外の費用がある場合には、以下に回答してください)
⑧ その他()は「□「運賃に含む形」で収受
□ 「運賃とは別立て」で収受
□十分には収受できていない
副問①:収受できているのは、何割程度?
約()割
副問②:その他()は「運送契約書」に記載して
いますか?
□している □していない □その他()
(5) 売上高が一番高い輸送品目についてお聞きします。取引先と運賃・料金を決める
$\frac{(3)}{2}$ 元十二日が、当日は中国について、3日とします。 収引ルと建員 ないの 主な方法について、当てはまるものを $\frac{10 + 2 + 2}{2}$ してください。
□ ①原価計算に基づいた運賃・料金をベースに決めている
□②取引先が提示する運賃・料金をベースに決めている
□③過去に国が示していた運賃・料金表 (タリフ) をベースに決めている
→ベースとしている運賃・料金表について、以下の該当するものにチェックしてください。
□ 平成2年認可運賃・料金表
□ 平成9年運賃・料金表(平成2年運賃の上下10%を上限・下限と示したもの)
□ 平成11年運賃・料金表 (平成2年運賃の上下20%を上限・下限と示したもの)
□ 平成2年以前の認可運賃・料金表 □①過去の運賃・料金水準に基づき決めている
□⑤他社の運賃・料金を元に決めている
□⑥その他()

(6) <u>売上高が一番高い輸送品目について</u>お聞きします。最近、運賃の変更(値上げ・値下げ)がありましたか。直近の運賃の変更で当てはまるものを一つチェックしてください。

さい。	77 0 0 12 N 8 EE WEE WEE CO	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
□①運賃を		
	副問①:値上げした時期は?	
L	平成 年 月頃	
	副問②:値上げした理由は?	
	□ 当社側から要請したため	
	(要請理由:)
	□ その他()
□②運賃が	「値下げされた	
	副問①:値下げした時期は?	
\vdash	平成 年 月頃	
	副問②:値下げした理由は?	
	□ 取引先から要請されたため	
	│	
	□ 一方的に○%削減と言われたため	
	□ 燃料価格が下がっているため	
	□ その他()
	□ その他 ()
□③特に変	E更はない	
7) <u>売上高か</u>	<u>、一番高い輸送品目について</u> お聞きします。取引先(運行委託	者)とは、
書面で契約	りを取り交わしていますか。当てはまるものを <u>1つチェック</u> し	てください
□①原則と	: して書面で契約を取り交わしている	
□②原則と	:して口頭契約のみ	
□③書面に	こよる契約と口頭契約の場合がある	
□④その他	1 ()
0)	7)で「②原則として口頭契約のみ」及び「③書面による契約と	- 口面韧络
		<u>- 山與突剂</u>
<u> </u>	<u>がある」と回答された方</u> にお聞きします。	

(9) 書面による契約を行っている方にお聞きします。書面による契約をどのように 実現しましたか。当てはまるものにチェックしてください。

□①取引先に対し、契約の書面化の必要性を説明した
■問: 具体的に何を説明しましたか。 (複数可)
□契約書がないと責任の範囲があいまいになる
□運賃・料金の支払い・収受のトラブルの防止
□運転者の過労運転・過積載運行等違反行為の防止
□契約にない手待ち時間の発生・附帯作業の防止
□国が作成した「書面化ガイドライン」により説明
□その他(
□②協会等が主催する「書面化推進セミナー」等に荷主にも参加してもらった
□③取引先から書面による契約を求められた
□④その他 ()

Ⅲ.料金・運賃収受「全般」についてお聞きします。

- (1) 「安全対策」、「環境対策」及び「人件費」のためのコストを、十分にまかなえる だけの十分な「支払い」を、取引先から頂いていると思いますか。

1	$\square \cap \square \cap$
	□「最低限の対策」ができるだけの「支払い」しか、もらってない。
	□今の「支払い」では、最低限の対策すら、できていない。
	副問:具体的に、何が出来なくなっていますか?
	(複数可)
┨	□ドライバーの「安全教育」
	□ドライバーの「社会保険・労働保険等」加入
	□従業員の「健康診断」
	□「車両等」への「設備投資」
	□仮眠施設等への「設備投資」
	□その他 ()

② 環境対策費について _ □「十分、対策できる」だけの「支払い」をもらっている

□「最低限の対策」ができるだけの「支払い」しか、もらってない。
□ <u>今の「支払い」では、最低限の対策すら、できていない。</u> ▼
副問:具体的に、何が出来なくなっていますか?
(複数可)
□ドライバーへの「エコドライブ等の教育」 □「環境対応車」への代替
□「環境対応車」への代替
□その他()

③ 人件費について	┃ □「十分、対応できる」だけの「支払い」:	をもらっている。
	□「最低限の対応」ができるだけの「支払	い」しか、もらってない。
	□今の「支払い」では、最低限の対応すら	、できていない <u>。</u> ↓
	副問:具体的に、何が出来なく	くなっていますか?
		(複数可)
	□従業員の賃金アップ	
		思いますか。(自由にお書き
	ください)	
)

(2)「十分な運賃・料金の収受」のために、次の方法はどれくらい効果的だと思いま **すか**。 (あてはまる \square 一つに \checkmark を)

□その他(

「原価計算」に基づいて、運賃を設定するようになる。

□とても効果あり □効果あり □少し効果あり □全く効果なし □逆に支障あり

□従業員の雇用の維持が困難 □新たなドライバーが雇えない

②国が「目安となる標準運賃」を提示する(ただし、「強制」はしない)。

□とても効果あり □効果あり □少し効果あり □全く効果なし □逆に支障あり

③国が「目安となる下限運賃」を提示する(ただし、「強制」はしない)。

□とても効果あり □効果あり □少し効果あり □全く効果なし □逆に支障あり

④国が「下限運賃」を提示し、かつ、違反があれば運賃・料金の変更命令審査を行う。

□とても効果あり □効果あり □少し効果あり □全く効果なし □逆に支障あり

⑤「附帯作業費・高速代」等について、「運賃とは別立て」で収受できる環境を作る。

□とても効果あり □効果あり □少し効果あり □全く効果なし □逆に支障あり

⑥取引先との「交渉スキル」を向上する。

□とても効果あり □効果あり □少し効果あり □全く効果なし □逆に支障あり

⑦運送契約を「書面化」するようにする。

□とても効果あり □効果あり □少し効果あり □全く効果なし □逆に支障あり

⑧契約時に荷主が取引先の法令遵守状況(社会保険加入の有無等)を確認する。

□とても効果あり □効果あり □少し効果あり □全く効果なし □逆に支障あり

⑨取引先が「無理(原価割れ運賃を一方的に設定する等)」**を言わなくなる**。

□とても効果あり □効果あり □少し効果あり □全く効果なし □逆に支障あり

⑩新規事業者が事業を開始する際の事前チェックを厳しくする。

□とても効果あり	<u>□効果あり □少1</u>	<u>_効果あり</u> □全く効果なし	□逆に支障あり
	副問:チェッ	クすべき項目について具	体的にご回答く
	〔 ださい	\ ₀	
	()

⑪「法令遵守(社会保険未加入・最低車両台数割れ等)ができていないトラック業者」	(2) 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を
に対する指導、取締りを厳しくする。	A. 知っていますか? \square はい \square いいえ $[\rightarrow (3) \land]$
□とても効果あり □効果あり □少し効果あり □全く効果なし □逆に支障あり	B. 活用していますか? \Box はい \Box いいえ $[\rightarrow D \land]$
⑫「過剰に安く(原価割れするような運賃で)仕事を請け負うトラック業者」がいな	C. 何に活用していますか? □社内周知、研修等の社員教育に活用 □ (複数回答可) □ □取引先との交渉・契約時等に引用
くなる。	□ 取引先との交渉・契約時で「契約相手」に提示
□とても効果あり □効果あり □少し効果あり □全く効果なし □逆に支障あり	□その他()
③トラック業界における「下請けが多層化した構造」がなくなる。	$[\rightarrow (3) \sim]$
□とても効果あり □効果あり □少し効果あり □全く効果なし □逆に支障あり	D. なぜ活用していないのですか?
①トラック業界における下請けを2次、3次等に制限する。	┃
□とても効果あり □効果あり □少し効果あり □全く効果なし □逆に支障あり	□内容が使いにくいから (理由:)
⑤その他、効果がありそうな方法があれば、記載ください。	□その他(
	A. 知っていますか? □はい □いいえ [→設問V^]
(3) 上記(2)の①~⑤の中で、特に効果的なものを3つ選んでください。	B. 活用していますか? \square はい \square いいえ $[\rightarrow D \land]$
()の中に数字を	C. 何に活用していますか? 口社内周知、研修等の社員教育に活用
1番効果があるもの ()	【 収割生きの交渉・契約時等に引用 □取引先との交渉・契約時に引用 □取引先との交渉・契約時に「契約相手」に提示 □取引先との交渉・契約時に「契約相手」に提示 □ ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2番目に効果があるもの ()	□ おりだとの交換・実際時に「実験相手」に提示 □ その他()
3番目に効果があるもの ()	
3 II A (- ////)	D. なぜ活用していないのですか?
(4) 上記(2)で「支障有り」と答えたものがある方にお聞きします。その理由は何ですか。	□必要性を感じないから (理由:) □内容がわかりづらいから (理由:)
(※特に支障があるもの、2つまで、お答えください。なければ、空欄で)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
支障があるもの()→ その理由	□その他(
() 人 () 人 () 人 ()	
/ 支障があるもの () → その理由	Ⅴ.貴社のトラック事業の経営状況等についてお聞きします。
大陸があるもの ((1)貴社の事業内容をご回答ください。
	<u> 該当するものを全てチェック</u> してください。(複数回答可)
	□①【一般】貨物自動車運送事業 □⑤利用運送事業
	□②【特積み】貨物自動車運送事業 □⑥倉庫事業
Ⅳ. 「適正取引推進に係る」下記の各ガイドラインについて、お聞きします。	□③【特定】貨物自動車運送事業 □⑦その他(
(1)「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を	□④貨物軽自動車運送事業 ※①~⑥以外で兼業している事業をご記入ください。
A. 知っていますか? \square はい \square いいえ $[\rightarrow(2)\land]$	L
B. 活用していますか? □はい □いいえ [→ D ^]	 (2)貴社に継続的に運送委託を行っている運送委託者(荷主又は親事業者)は何社あり
C. 何に活用していますか? □社内周知、研修等の社員教育に活用 (複数回答可) □取引先との交渉・契約時等に引用	ますか。
□取引先との交渉・契約時等に引用	継続的な運送委託者:()社
□その他()	MRNIP1 (4) 在
[→(2) ~]	
D. なぜ活用していないのですか?	
□必要性を感じないから (理由:)	
□内容が使いにくいから (理由:)	
□その他(

(3) 貴社の会社全体の売上高、	営業利益、	経常利益をご	回答ください。	また、	トラック
運送業における売上高。営業	紅	答ください。	(直近決質分を	記入)	

会社全体	売上高	営業利益	経常利益
(年月末決算)	(千円)	(千円)	(千円)

ようち、トラック運送業の売上高、営業利益をご記入ください。

_	売上高	j	営業	利益
トラック		(千円)		(千円)
連送業	(うち実運送)	(千円))	(うち実運送)	(千円))

(**4**) 貴社の会社の<u>利益に影響する大きなコスト</u>は何ですか。該当するものを<u>全てチェッ</u>クしてください。

	\Box (1)	燃料価格の変動	(上下動
--	------------	---------	------

- □② 高速道路料金の自社負担
- □③ 安全・環境規制に対応するための設備投資
- □④ 人手不足を解消するための賃金の引き上げ
- □⑤ その他(

(5) 貴社では、トラック運送業の業務に関してパソコンを活用していますか。 該当するものを1つチェックしてください。

□①業務に活用	している

- □②パソコンはあるが、業務には活用していない
- □③パソコンはない
- □④パソコンはないが、スマートフォンを業務に活用している

(6) 貴社の運送業における下請の状況を、下記にお答えください。

全体の受注のうち・・・・

 (荷主から)
 自社が「元請事業者」として請け負っている 約 () 割

 (元請事業者から)
 「1次 の下請け」が 約 () 割

 「2~3次 の下請け」が 約 () 割

 「4~5次 の下請け」が 約 () 割

 「6次~ の下請け」が 約 () 割

(注:合計して10割、となるように回答願います。小数点もOK)

(7) 「ドライバー」の平均賃金は、どの程度ですか?

平均で、 一ヶ月() 万円 程度

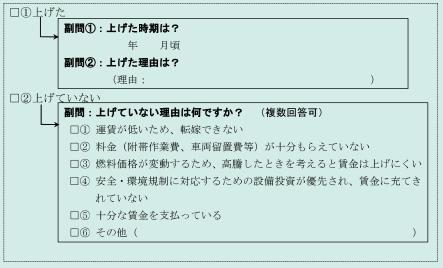
(8) 「ドライバー」の平均労働時間は、どの程度ですか?

平均で、 一ヶ月() 時間 程度

(9) 「ドライバー」は十分確保できていますか?

□①全く足りていない
□②足りていない
□③十分足りている
□④むしろ余っている

(10) 最近「ドライバー」の賃金を上げましたか?



アンケートは以上です。

口①はい

このアンケートのご回答について、ヒアリング(電話、訪問)にご協力いただくことはできますか。差し支えなければ、貴会社名、住所等をご記入ください。

なお、いただいた情報は本件の調査以外には使用いたしません。

貴会社名	担当者名	
住 所	電話番号	()

□②いいえ

アンケート調査にご協力頂き誠にありがとうございました。

資料3

第5回トラック輸送における取引環境・労働時間改善 中央協議会及びトラック運送業の生産性向上協議会

貨物自動車運送事業における生産性向上に向けた調査事業

~ 経過報告 ~

2017年02月01日

株式会社野村総合研究所 コンサルティング事業本部

東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル

1. 経過報告

2. 調査結果概要

3. モデル事例概要

4. 今後の予定

Copyright © Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

1. 経過報告

1)荷主業界ごとの商慣行・商慣習の調査・対策検討

■調査概要

- ●調査対象とした10業種に対して、既存文献等から課題仮説や効率化施策を念頭に荷主とその委託先 である貨物自動車運送事業者へのヒアリングから明らかにし、コンサルティングとしてその結果をフィー ドバックする際に実施すべき施策を提案した。施策を実施する企業に対してはフォローアップで施策実 施後の効果を把握している。
- ●また、調査結果は、「手引き」として取りまとめて、貨物自動車運送業界へと周知するために1~2月に 地方含めて9箇所でセミナーを開催する。

■経過報告

- 10業種の調査が完了(約80社の荷主やトラック事業者へのヒアリングを実施)報告書を作成し、手引き を作成
- 荷主やトラック事業者30社に対してフィードバックを実施し、モデル事例のコンサルを実施中

■今後の活動

- 10業種の調査で得られた結果から作成された手引き(主に前半にあたる)を使ったセミナー(後述)開催
- ●モデル事例化を目指したコンサルを継続

目次

1. 経過報告

P2

P7

P19

P23

2. 調査結果概要

- 3. モデル事例概要
- 4. 今後の予定

1. 経過報告

2)事業の共同化による積載率向上の事例調査

■調査概要

- 既に貨物運送事業者の生産性向上の取り組みの事例を調査し、手引きとして取りまとめる。特徴として は貨物運送事業者単独での生産性向上は限界に来ており、荷主と連携した取り組みが有望となってい る。これら有望事例を既存文献などから明らかにし、事例については、関係者へのヒアリングで特に生 産性向上に至るプロセスを明確にし、手引きの一部として取りまとめる。
- 調査結果は荷主やトラック事業者を含めたワーキング【座長: 増井先生(東京都市大学名誉教授)】でと りまとめ、貨物自動車運送業界へと周知するために地方含めて9箇所でセミナーを開催する。

■経過報告

- 荷主やトラック事業者が実施している有望事例に対してヒアリングを実施
- ●4回のワーキングを実施し、有望事例を盛り込んだ手引きを作成(現在、最終編集中)

■今後の活動

- 有望事例を盛り込んだ手引き(主に後半)を使ったセミナー(後述)を開催
- 報告書のとりまとめ

Copyright © Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

1. 経過報告

3)原価計算の在り方の調査・検討

■調査概要

- ●原価計算の仕組みとしては全日本トラック協会が提供する既存システムがあり、精緻な原価計算が可 能となっている。しかしながら、あまり使われていない実態があるため、事業者へのアンケートやヒアリ ングを実施して、貨物自動車運送業界における原価計算の実態を把握し、併せて今後の施策方針を整 理することを目的とする。
- ●なお、原価計算システムの改善方向性が取りまとめられた場合、可能な範囲で既存システムや周知方 法などの改善を検討する。

■経過報告

- アンケートは1,200サンプルを回収し、単純集計を終了
- ●ヒアリングは現在、8社に対して実施

■今後の活動

- ●アンケートの詳細分析
- ●ヒアリングの実施ととりまとめ
- 報告書のとりまとめ

1. 経過報告

4)loTの活用可能性に係る調査・検討

■調査概要

- ●中堅・中小・零細の企業が多い貨物自動車運送業界では、ほんの一部の大手を除きIoTの活用は遅れ ている。言い換えるとIoTの活用に生産性の向上が期待できる。しかしながら、投資力に乏しい業界特 性から効果的なIoT活用が必要となる。ここでは既存のIoTの中でも法定3要素以外の多機能デジタコと、 ETC2.0に着眼し、既存機能の実地検証を実施し、IoTを使った生産性向上について、既存機能で可能 なものと、今後の機能拡張で期待できるものを整理する。
- ●実地検証から、既存IoTの能力を把握し、貨物自動車運送事業における生産性向上に資するツールと して将来のあるべき姿について検討する。

■経過報告

- 多機能デジタコは、9月10月の2ヶ月間について約10.000台のデータを入手し、解析中
- ETC2.0は、協力頂くトラック事業者の小型トラック20台及び大型トラック19台のデータを入手し、解析

■今後の活動

- 取得データの詳細な解析と分析
- 将来のあるべき姿について検討
- 報告書のとりまとめ

Copyright © Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

1. 経過報告

2. 調査結果概要

- 3. モデル事例概要
- 4. 今後の予定

2. 調査結果概要 10業種 特積み

大手もロットが不十分な路線が発生し、共同化を推進荷捌の効率化も織り込んだ設備への更新投資が課題

図 特積み業界の特性・課題・施策

業界特性とトラック運送業の生産性向上に向けた課題

◆特積みの輸送特性

- ・人口減少と生産拠点の海外移転に伴い荷量減少と 供給制約の同時進展が今後も諸課題の根本原因に
- ⇒上り下りの貨物インバランスが深刻化
- ⇒大型車両、長距離輸送における運転手不足が顕著
- ・特積み業は、労働集約産業である上に装置産業(トラックターミナル等の拠点を使ったネットワーク化)としての側面をもつ
- ⇒**拠点の老朽化**と最適化や合理化の遅れ
- ⇒積替え作業の人的労働依存
- ⇒地方貨物の不足を基本に集配効率の低下や縮小 均衡が発生

◆業界慣行

- ・手待ち時間の長時間化や附帯作業の負担で荷扱い の負担が増大し、若者や女性の定着率も低下
- ⇒荷扱いの負担が増え、若者や女性の定着率低下
- ⇒手待ち時間や附帯作業

Copyright © Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

解決施策

●幹線輸送の効率化

- 業務委託による変動費化推進、中継・リレー輸送、折り返し輸送推進
- 大手: 資本・業務提携で幹線輸送の共同化推進、鉄道利用
- ・ 中堅・中小:参入路線の選択と集中、求貨求車ツールの 活用

●積替拠点の再編

- NW再編としてターミナルの統廃合や公共ターミナルの活用、都心部からの更新投資(仕分けの自動化)
- ●集配・区域の見直し・合理化
- 集配地域の選択と集中、同業他社との業務提携、持株 化による輸送会社再編、デジタルコミュニケーション強化、提携 先とのIT化、求車求貨ツールの活用 等
- ●荷積・荷卸の省力化
- パワーアシスト等の荷扱い補助装置の技術開発、輸送約款の内容遵守

2. 調査結果概要 10業種 飲料・コール・チェーン

重量物である飲料、冷凍・冷蔵の専用設備が必要なコールドチェーン ミルクラン等の着地基点での共同輸送や、拠点の共同化による共同輸送が有効

図 飲料・コール・チェーン業界の特性・課題・施策

業界特性とトラック運送業の生産性向上に向けた課題

◆飲料の輸送特性

- 飲料は、重量物であり、他の食品と比べて積載できる容積が小さく単位あたりの物流コストが高い。
- ⇒容積ベースでは高まらない積載率

◆コールドチェーンの輸送特性

- 冷凍・冷蔵など、保管・配送に専用の設備が必要。
- ⇒設備投資への負荷の増大
- ⇒手待ち時間の発生
- ⇒作業環境に起因する慢性的な人手不足

◆業界慣行

- 月締めの在庫管理や倉庫賃料から月末の大量出荷と、卸・小売の、翌月の始め受け入れ商慣習
- ⇒物流の波動要因による**負荷の集中**(特に月末・月 初)

解決施策

●ミルクラン方式の導入

- ・ミルクラン方式を導入し物流効率化の取り組み。小売が 主導することで実現。
- ●パッカー基点の共同輸送
- パッカーでの仕分け等の物流加工を含む高度化も理論 的には可能
- ●長距離輸送の共同配送
- 3PLを通じて一部、共同配送が実現(一部鉄道輸送もあり)
- ●輸入までを取り込んだコールドチェーンのTC_※物流
- 海外からの輸入品も国内物流のTCに集約し、効率化
- ●保管料金の期限の流動化
- 月末・月初に集中している期限を前倒しとするなど、業界 主導での対策

※TCとはtransfer centerの略で通過型の倉庫または物流センターをさす。

i

Copyright © Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

4 4.1

2. 調査結果概要 10業種 建材

配送先である現場が変更される中、3Kのイメージが依然大きい 小商圏の品目が多く、効率化に限界

図 特積み業界の特性・課題・施策

業界特性とトラック運送業の生産性向上に向けた課題

◆建材の輸送特性

- 商圏の小ささ(例えば生コンは練り始めから打ち込みまでを1.5時間以内とするJIS規格有)や地域ごとに特異な商習慣の存在
- ⇒砂利·砂等は大規模化が難しく、効率化が進まない
- 全国各地の公共工事や大規模開発に依存するため届け先が変更される
- ⇒現場に応じた<mark>待機時間や持ち帰り</mark>等の遅延事象が 発生
- 特殊な車両が多い(ダンプ、ローリーなど)
- ⇒大型車両を稼働させる時の**特車申請の煩雑さ**

◆業界慣行

- 積み下ろしの現場状況(業務分担、契約)が不透明であることによる渋滞・遅延が発生また、低賃金、重労働、危険なイメージがつきまとう
- ⇒人材不足が顕著
- ⇒手待ち時間や附帯作業が発生

解決施策

●配送物流の効率化

- 同業種・異業種の共同化
- ・ミルクラン方式導入による調達物流の効率化、共同化
- ・ 異なる地域の事業者間での車両の融通
- システム高度化による、配送効率の向上
- 事業者によるIoTの導入
- ●コンプライアンス遵守の促進とサービスの付加価値が対価 の向上につながる仕組みの構築
- 中間物流拠点の整備、調達物流の効率化
- ・ 物流上流・下流過程へのサービス拡張

●柔軟な制度運用

- 行政による大型車の運用に関する手続きの円滑化
- 波動に対する地域間の傭車リロケーションに規制緩和
- ●人材の確保・育成(特に地方部で人材確保)
- 女性ドライバーの活用
- トラックドライバーのイメージ向上プロモーション
- 中小企業が手を出せない人材育成の場作り

2. 調査結果概要 10業種 自動車

多頻度少量化で積載率の低下がさらに進行 全般的に効率化は進展しているものの、途上の部分も多い

図 自動車業界の特性・課題・施策

業界特性とトラック運送業の生産性向上に向けた課題

◆自動車の輸送特性

- Just in Time対する積載率の向上が課題
- 帰り荷は空き箱や空きパレット程度
- パレット化も進んでいるが、系列ごとに規格が異なることが多い。
- ⇒高まらない積載率(少量化、荷姿がバラバラ、帰り荷等)
- 鉄道の限定的な運行時間、旅客優先で定時性が確保が困難、貨物駅との輸送コストから限界
- ⇒モーダルシフトの限界

◆業界慣行

- 原価計算により契約交渉はほとんどなく、多くは契 約交渉で苦労しているという声もある。
- ⇒業界慣行と契約明文化の問題
- トラックの運転手が納品先で貨物の荷降ろしをする ところまでが業界慣行的に行われている。
- ⇒契約にない**貨物荷卸しや附帯業務**

解決施策

- ●引き取り物流による積載率の向上(ミルクラン)
- ・ 移行上の課題有
- ●輸送事業者による貨物量調整の取り組み
- ●工場近くのデポ(一時保管所)の活用
- ・ デポの設計上の課題
- ●荷主と輸送事業者の協議による配送調整
- ●契約の明文化
- 原価計算と運送費用の設定
- ●長距離輸送への対応
- ・ 帰り荷の問題、モーダルシフトの限界
- ●荷姿等の規格統一化
- ●共同輸送便の展開による小ロット輸送の効率化

11

- ●庸車の有効活用
- ●他業務への展開

2. 調査結果概要 10業種 家電

大手家電量販の拠点で包装ダメージや手待ち時間の増大、契約外の附帯業務の増大 一般家庭への配送や据付時の駐車問題

図 家電業界の特性・課題・施策

業界特性とトラック運送業の生産性向上に向けた課題

◆家電の輸送特性

- 季節波動が大きく、メーカーから家電量販店のセン ターへの納品時手待ち時間が繁忙期を中心に発生。
- ⇒物流センターへの納品時に**手待ち時間**
- ・ 家電製品の包装材は、メーカーは商品保護が目的 で、小売店は商品の一部として運用するケースが 小型家電の一部高級化と贈答需要で増加し、認識 にギャップが発生。
- ⇒包装ダメージによる**返品対応**
- 据置が必要な家電の配達時の駐車禁止や過度な 時間指定への対応。
- ⇒住宅地での違法駐車、厳しい時間指定対応

◆業界慣行

- 大型免許保持者が不足し、特に若いドライバーが 敬遠。
- ⇒大型免許保持者の不足
- 車側渡しが原則だが、時に着荷主のフォークリフト の荷役や、店舗の荷受バースまでの横持ちが発生。
- ⇒契約にない**貨物荷卸しや附帯業務**

Copyright © Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

解決施策

- ●手待ち時間や荷役の効率化による積卸のトータル時間の 削減
- 荷受側の時間割対応
- カゴテナ・パワーゲートの標準化
- ●積載率の向上を狙った共同倉庫・輸送
- メーカーと小売店の倉庫共同運営、異業種間共同配送、 出会いの場の設定
- ●トラックターミナル等を活用した中継輸送の活用による長 距離運行の是正
- ●包装ダメージにより引取拒否のルール化(業界による許容 範囲のガイドライン化)
- ●附帯業務の定義と料金請求(契約書への記載)
- ●荷役時の路上駐車の削減を目指した制度構築
- ●個人向け配送の時間指定条件緩和による効率向上

解決施策

●金属物流の特性を考慮した特殊車両通行許可制度の見直

• 許可発行に要する期間の短縮に向けた道路情報便覧の

●ドライバー安全確保のための荷主・元請・陸運による取組

し(効率向上)

整備促進

●復路便の有効活用

大型車誘導区間の拡充

・ 積み下ろし作業の安全確保

●手待ち時間の短縮に向けた取組

• 厚板拡幅超過時の積載制限の緩和

需要横這い見通しでの安全確保と設備更新

• 手待ち時間短縮のための搬入時間の分散

●資格取得等によるトラックドライバーの価値向上

2. 調査結果概要 10業種 紙パルプ

車上渡しが契約の基本だが、荷役等の附帯作業が発生 段ボールの小ロット多品種化で積載率が低下

図 紙パルプ業界の特性・課題・施策

業界特性

◆紙・パルプの輸送特性

- 重量物であり、荷役負担が大きい
- ⇒人材確保が難しく、運転者の高齢化が進展
- 需要変動の激しさ
- ⇒人員の稼働率の低下
- 段ボール製品の小ロット多品種化、特殊な積荷形態 の存在
- ⇒積載率の低下
- 到着時間は時間指定よりも日指定が多く、荷受地で 早着順での荷下ろし
- ⇒荷受地での荷待ち時間が発生

◆業界慣行等

- 契約形態は車上渡しだが、実態は運転手が契約外の **附帯作業**を実施していることが多い。
- ・運賃の減少の一方で、コンプライアンス重視(過積載 の禁止等)することで採算が厳しくなっている。

Copyright © Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

解決施策

- ●運転手獲得・育成のための資金的援助
- ・ 運転手の給与水準の向上のために荷主との運賃見直し が必要、大型免許のない求職者に取得まで支援を実施、 大型免許取得済み求職者の運転手による紹介制度(イ ンセンティブあり)を実施。
- ●帰り荷の確保による積載率の向上
- ●中継物流拠点の設置による長距離輸送の是正
- ●共同倉庫の設置による、手待ち時間の削減
- メーカー同士の提携で共同倉庫を設置し、共同輸送で荷 隆時間を削減
- ●着荷主と協力した荷降ろしダイヤグラムの作成
- ●契約による附帯業務定義
- 発荷主との契約詳細定義

12

14

15

2. 調査結果概要 10業種 金属

生産拠点の集約からコイルセンター等からの直送化が進展 重量物であり特車申請の手間が大きな課題

図 金属業界の特性・課題・施策

業界特性とトラック運送業の生産性向上に向けた課題

◆金属の輸送特性

- 積荷1つで数t~15tの重量があり、積載物の荷崩れ が重大事故に繋がる可能性が高く、荷主の課題認 識も強い。
- ⇒積荷が超重量物のため安全配慮が最優先
- 都度、特殊車両通行許可制度の取得が必要であり、 仕組みも書類を使った旧式で煩雑。
- ⇒特殊車両許可の手続きが煩雑

◆業界慣行

- 車上渡契約だが、着荷主から積下し時の玉掛け作 業を求められること、業界慣習化していたが、荷受 のコンプラ意識向上から廃止する動き。
- ⇒玉掛け業務の撤廃
- 荷積時の荷繰りで長時間の手待ち時間が発生。装 着順の荷降では早く到着し順番待ちが慣習化。
- ⇒手待ち時間は荷主·荷受の意識付けで削減
- 若手・次世代のドライバーが確保できず、高齢化が 徐々に進む構造。
- ⇒ドライバーの高齢化・人材不足

2. 調査結果概要 10業種 化学

多品種少量化が進展するも、依然ロットは大きい 液体物や危険品は片荷輸送が多い

図 化学業界の特性・課題・施策

業界特性とトラック運送業の生産性向上に向けた課題

◆化学製品の輸送特性

- ・多品種少量化の進行の一方で、輸送には特殊車両や 資格や技能を有する運転者が必要
- ⇒ドライバー不足が深刻化
- ・液物を運搬するタンクローリーやISOコンテナは他の 品目を運べないため、帰りは空荷となる
- ⇒低い糟載率

◆業界慣行

- ・発荷主・着荷主の受入体制が不足
- ⇒トラックの回転率を上げるため、運送事業者が早朝 から順番待ちを実施し、長時間の荷待ち時間が発生
- ・ドライバー育成費(資格取得等)を十分に運賃に反映 できない

解決施策

- ●車両積載率の向上
- ・メーカー間共同配送
- ●モーダルシフトの推進
- ●長距離・直送輸送の削減
- ●手待ち時間の削減
- 荷受け時間の見直し
- ●適切な雇用体系の設定
- 運転手獲得・育成のための資金的援助
- ●適切な料金体系の設定

Copyright © Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

2. 調査結果概要 10業種 農産品

中小企業が多くかつ天候に左右される生産者に起因する課題が多数鮮度が重視されることから流通プロセスで多くの負担がトラック事業へ

図 農産品業界の特性・課題・施策

業界特性とトラック運送業の生産性向上に向けた課題

◆農産品の輸送特性

- ・生産量が安定せず、輸送量・輸送先の決定が 当日になる
- ・生産規模の小ささ、及び、消費者ニーズへの対応等を理由に、小ロット配送が求められる
- ⇒積載率が高まらず、非効率な配送となる
- ・迅速かつ丁寧な配送が求められる一方で、多 段階の流通構造のため、積み替えが複数発生
- ・特定の時間に輸送が集中
- ⇒長時間の荷待ち時間・荷役時間が発生
- ・個建ての片道運賃が通常
- ⇒帰り荷確保のため、長時間の待ち時間が発生

◆業界慣行

- ・ピッキング、積み下ろし、仕分け等広範囲の作業を ドライバーが担当
- ⇒長時間の荷役時間が発生
- ・川下の小売り(着荷主)からの要請が強い
- ⇒小売りセンターでの荷待ち時間や追加輸送の発生

Copyright © Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

解決施策

- ●拠点再配置、ネットワーク見直し等による輸送の効 率化
- ・ 流通販売4団体による共同物流ネットワークの構築
- 全農により集約拠点の設置
- ●ITを活用した生産、受発注情報の管理の促進
- ITを活用した生産・受発注の見える化

●荷役作業等の効率化の推進

- ・ 北海道におけるシートパレットの活用
- ・ 卸売市場Aにおけるパレットの共同利用
- ・ 農業協同組合Aを中心とした選果場等の集約化

●施策実施の体制

- 方向性を定めるため、複数省庁が参加し、更に民間として各業界団体が参加する連携組織が必要である。加えて、地方ブロック単位または都道府県単位の連携組織が必要である。
- ・ 継続的な改善活動が不可欠(PDCAの導入)

2. 調査結果概要 10業種 参考資料 貨物自動車運送事業のファイブフォース

事業環境は引き続き低調で、川下ニーズへの対応が限界になりつつある

新規参入

【廃業もあるが事業所数は横ばい】

・中小·零細を中心に廃業もあるが、新たな参入もあり、事業所数は横ばい

業界内

【中小・零細が多い】

- ・6万社のうち、4万社が中小・零細
- 【季節波動等の繁閑差】
- ・品目や業界で季節波動等の繁閑差があり、稼動が上がらない(商取引に起因するものも)

【下請け・孫請けの業界構造】

・ 繁閑等に下請け・孫請けで対応する業界構造

【労務管理の必要性増大】

• 連続運転等の労務条件が厳しくなりコンプラ重視

【ロードファクターは減少傾向】

事業環境が引き続き低調で、トラック業者のロードファク ターは減少

【ITの活用を通じた効率化】

配車計画などのIT化が進展(大手・中堅)

【共同化等の稼働率向上の取組】

- ・陸送を取り巻く環境に対応して荷主と一体となった取り組 みが拡大
 - 特積事業者同士の路線共同化も

代替品

【モーダルシフト】

- ・長距離輸送を中心に鉄道や内航海運にシフト
- 鉄道はキャパフロー気味

はキャハノロー気味

川下(発荷主)

【国内マーケットの縮小均衡】

・人口減少時代に突入し、貨物量の増大が期待できない

【業界によってIT化が遅れ】

・中小企業が多い等からIT化が遅れている業 界が存在

【発拠点を3PLが運営するケース増】

・拠点の運営を物流会社が実施するケースが拡大、トラック業者が VC_{\pm} を拡大する例も

【契約にない附帯業務】

発拠点での契約にない附帯業務が存在(業界で異なる商慣習・商慣行)

【手待ち時間等の発拠点での滞留】

・ 荷捌地のキャパや荷役機器の数、手卸などにより発側の荷捌地での滞留大

【共同化の取組】

同業種や異業種との拠点や輸送の共同化

川下(着荷主)

【さらなる多類度少量輸送の進展】

業界で程度の差はあるが、マーケット縮小と も相俟って多頻度少量化が進展

【納品条件にない附帯業務】

・ 着拠点での契約にない附帯業務が存在(業 界で異なる商慣習・商慣行)

【手待ち時間等の着拠点での滞留】

・ 荷捌地のキャパや荷役機器の数、手卸など

により着側の荷捌地での滞留大

【市街地の駐車問題等の荷捌地不足】

・中国地の紅子同胞等の何切地でに

・駅前の店舗や住宅街への配送では荷捌地が 不足or不十分

注) VC:Value Chian

Chian

18

NRI

16

Copyright(C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved

川上(調達)

・絶対数が減少し、高齢化と若手不在に

免許制度の改変もあり、大型免許の保

現状はトラックの需給バランスが悪く、

隊列走行や自動走行等の技術面の向

【デジタコやETC等のIoTによる高度化】

・デジタコによる車両・人材の管理高度化

GPSとネットワーク化で車両のリアルタ

【ドライバー不足が顕著】

中でも長距離輸送が不人気

新車への買換が数ヶ月待ち

【大型免許の保有者減少】

【トラックの買換が困難】

【縦列走行や自動走行】

上期待(無人化・自動化)

イムの位置管理が可能に

有者が減少

2. 調査結果概要 10業種 食品・日用品

小売業界の寡占化が進展し、バイイングパワーがますます増大 異なる現場の諸条件からトラック業への負担増

図 食品・日用品業界の特性・課題・施策

業界特性とトラック運送業の生産性向上に向けた課題

- ◆食品・日用品の物流特件
- 貨物の小口・多頻度化がさらに進展し、発注単位が 小口化
- 輸送量の地域間の偏り
- ⇒車両積載率の低下
- ・食品・日用品の輸送に関する到着時間の指定 ⇒特定の時間帯にトラックが集中
- し、長時間の荷待ちが発生
- ・多種・多様な商品が大量に流通
- ⇒·荷姿が統一されておらず、荷捌が非効率

・膨大な検品作業

■業界慣行

- 荷主側が圧倒的に強く、契約にない附帯作業が恒常
- (商品陳列、包装材の整理・持ち帰り、荷解きと一個 一個の立会い検品等)
- 「料率*」という特殊な課金体系が存続
 *料率:商品価格に一定の率を乗じて物流費とすること
 Copyright ® Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

解決施策

●車両積載率の向上

- 3PL活用による共配の促進、異なる温度帯混載可能な 車両・センターの導入、引き取り物流による効率化
- ●小口多頻度配送の抑制
- 発荷主間連携による小売との交渉力強化、発注支援システム導入
- ●荷姿の標準化
- ・ パレタイズに応じたマテハン機器※・車両の設計
- ●検品作業の省略化
- メーカーとのデータ共有によるノー検品推進
- ●手待ち時間解消
- カテゴリ別納品時間枠設定と事前予約制の導入、店舗への夜間納品
- ●適切な料金請求
- 車建て・個建て契約の検討
- 原価開示で適正価格交渉
- ●契約による附帯業務定義

- 1. 経過報告
- 2. 調査結果概要
- 3. モデル事例概要
- 4. 今後の予定

Copyright © Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

19

3. モデル事例概要 モデル事例の選定の考え方

継続的な国内物流の効率化には関係者の連携による取り組みが不可欠 効率化を阻む加害者になっていないか、足元の確認が必要

共同輸送や中継

輸送等の効率向

上のモデル

荷主間やトラック事業者との連携が必至 ~ 更なるプラスを目指せ! ~

■荷主やトラック事業者による単独の効率化は一巡 した状況であり、国内物流の継続するには、関係 者が連携した取り組みが不可欠になってきている。

■課題認識

- 繁閑差への対応
- 積載率の低下
- 長距離輸送の効率低下

◆チェックポイント

- ✓ トラックの積載率が低下していませんか?
- √ 納品条件(配送先数や多頻度少量化など)の変更に 対してネットワークが破綻していませんか?
- √ 長距離輸送の効率が低下していませんか?

加害者であった場合はただちに是正が必要 ~ マイナスをOに! ~

■手待ち時間等の主に積卸時の非効率が発生して いる。この結果、トラック事業者の非効率を生み出 しているケースがみられる。

手待ち時間等の

積卸時間の削減

のモデル

■課題認識

- 長い手待ち時間
- 検品・検数の待ち時間
- 重労働となる荷役の存在
- 費用が明確でない附帯業務



◆チェックポイント

- ✓ 手待ち時間や長い検品時間がありませんか?
- ✓ 過酷な荷役をドライバー実施していますか?
- ✓ 契約や納品条件に無い附帯業務がありませんか?

20

Copyright © Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

22

Copyright © Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

3. モデル事例概要 貨物自動車運送事業の生産性向上に資するモデル事例

トラック予約受付システムの導入によって手待ち時間削減目指す(70%)

手待ち時間の削減

■取組企業名:川西倉庫(株)、(株)兵庫高速運輸、神戸山口運送(株)

■取組内容

- 川西倉庫が新規に整備した「六甲物流センター」へ導入されたトラック予約受付システムを当該センターに貨物を搬入 する兵庫高速運輸と、当該センターから顧客へと配送する神戸山口運送が利用してもらうことで手待ち時間を目指す。
- 具体的には、神戸港から海上コンテナを輸送する兵庫高速運輸による六甲物流センターへの入荷と、六甲物流セン ターから顧客へと配送する神戸山口運送が、事前にトラック予約受付システムへと入力してバースを予約することで、 手待ち時間を削減していく。

■取組に至る経緯

● 川西倉庫の「六甲物流センター」の新設に伴い、効率的な荷受け荷出し作業を実施するためにトラック予約受付システ ムを導入した。

■取組の効果

以前の倉庫と比較して手待ち時間が平均70%削減を計画

3. モデル事例概要 貨物自動車運送事業の生産性向上に資するモデル事例の候補

モデル事例を目指して関係者との調整を実施中

■現在、取組みが進捗しつつある以下についてもモデル事業化を目指して活動を継続中。

分野	取組企業	取組内容	取組に至る経緯	取組の効果
手待ち 時間の 削減	食品卸A社	入荷車両誘導のシステム化を図ることで入荷受付簿に記入する際の停車・待機時間を削減し、入荷受付事務所に立ち寄る前に接車バースの誘導が可能とした。 構内作業を含めた運用全体の最適化が実現。	メーカー各社の入荷受付効率化を推進すること、メーカーの配送車輛を有効稼動させるため、状況照会により見える化を推進すること、メーカー別の実績を数値データにて把握し、課題点や改善点を共有・対策検討することを目的にシステムを導入。	手待ち時間が平均24 分(受付時間4分減、 手待ち時間20分減) 短縮(年間3,744時間)
	倉庫B社、 トラック事 業E社	倉庫B社の倉庫の敷地内にトラック事業E社のトラック営業所を併設し、連携を密にすることで手待ち時間を削減。	貨物の集約管理を行い、入庫から保管・出庫までの一貫輸送体制を確立するため、倉庫の増築を実施し、敷地内に営業所を設けて連携を強化することとした。	手待ち時間が平均 70%削減(見込み)
中継輸送	トラック事 業D社	東京と大阪間の長距離輸送を パートナー企業と中継輸送を実 施することで共にドライバーの日 帰りが可能となる。	コンプライアンスによって効率が 落ちる長距離輸送を日帰り輸送 に変更するために。	ドライバーの負荷軽減 (1泊2日の出張が日 帰りになる)

- 1. 経過報告
- 2. 調査結果概要
- 3. モデル事例概要
- 4. 今後の予定

3. 今後のスケジュール

1)と2)から手引きをとりまとめてセミナーを開催

3)と4)は調査結果のとりまとめを実施

タスク	2016年									2017年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1)荷主業界ごとの商慣行・ 商慣習の調査・対策検討										▼セミナ-	-の開催	
1-1 調査											17 10 10 10	
1-2 コンサルティング												
2)事業の共同化による積 載率向上の事例調査												
2-1 事例選定		-			ヒアリングの	主施				▼セミナ-	- の問件	
2-2 ヒアリングなど調査						1				▼ 2ミ) -	一切用惟	
2-3 ガイドラインとりまとめ												
3)原価計算の在り方の調 査・検討				▼調	査準備 ▼ア:	ンケート・ヒアリ	ングの実施					
3-1 実態調査								▼課題抽出	・施策方針検	討		
3-2 課題抽出施策方針												
4)IoTの活用可能性に係る 調査・検討		▼協力依頼』	実態のヒアリ	ングの宝施								
4-1 事前準備		▼ いかノブロス不見と	-X-6-VL) 7	70天旭		▼ 実証実験						
4-2 実証データ取得						- 100						
4-3 結果のとりまとめ												

Copyright © Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

24

トラック運送における生産性向上セミナーの開催について

● トラック運送業の取引条件の改善及び生産性向上に向け、全国9ブロックにおいて、取引 上問題となる行為や望ましい取引のあり方、共同輸配送などの生産性向上方策等について 紹介するセミナーを2月から開催予定。

<プログラム>

- 1. 取引条件の改善と生産性向上方策に向けた政府の取組について
- 2. 価格交渉について(価格交渉ハンドブック等の紹介)
- 3. トラック運送の生産性向上方策(好事例の横展開)
- 4. 講演: 先進事例に関する荷主講演等

● 札幌会場

- •日時:平成29年2月28日(火)13:00~16:30
- ・場所:TKPガーデンシティ札幌駅前
- 仙台会場
 - •日時:平成29年2月20日(月)13:00~16:30
 - •場所:TKPガーデンシティPREMIUM仙台東口
- 東京会場
 - •日時:平成29年2月14日(火)13:00~16:30
 - ・場所:TKP東京駅大手町カンファレンスセンター
- 新潟会場
 - •日時:平成29年3月3日(金)13:00~16:30
 - ・場所:万代シルバーホテル
- 名古屋会場
 - •日時:平成29年2月16日(木)13:00~16:30
 - ・場所:TKPガーデンシティ名古屋新幹線口

● 大阪会場

- •日時:平成29年2月22日(水)13:00~16:30
- ・場所:TKPガーデンシティ大阪梅田
- 広島会場
 - •日時:平成29年2月24日(金)13:00~16:30
 - •場所:TKPガーデンシティPREMIUM

広島駅前

- 高松会場
 - •日時:平成29年2月23日(木)13:00~16:30
 - •場所:高松センタービル
- 福岡会場
 - •日時: 平成29年3月2日(木) 13:00~16:30
 - •場所:TKPガーデンシティ博多新幹線口



下請等中小企業の取引条件に関する関係府省等連絡会議関係の取組みについて

下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議について



当 国土交通省

会議の目的

○中小・小規模事業者が賃金の引上げをしやすい環境を作るため、平成26年12月の政労使合意等を踏まえ、必要なコストの価格転嫁、取引先企業の収益の中小企業への還元など、取引条件の改善を図っていく。

今後の取組

〇価格転嫁等の状況や課題を調査

- ①親事業者など大企業等及び下請事業者など中小企業に対して調査を実施。
 - ・業種横断的な調査 ⇒ 中企庁が実施
 - ・個別業種ごとの調査 ⇒ 業所管省庁で適宜実施

(国交省では建設業、トラック運送業、貸切バス事業)

 \blacksquare

②H28.3に調査結果を業種毎にとりまとめ、本連絡会議に報告、公表。

〇大企業へのヒアリング

- (1)上記調査結果を踏まえ、大企業等に対するヒアリングを実施。
 - ·H28.4~5 自動車産業、建設業
 - ・H28.7~8 トラック事業者及び荷主企業

•

②各々、第6回、第7回の本会議において報告。



調査及びヒアリングの結果を踏まえ、価格交渉ハンドブック等の作成、業種別ガイドラインの改訂及び運送業の自主行動計画の策定を検討。併せて、荷主企業や元請企業に対して、不適正な行為を改め、取引条件の改善に協力してもらえるよう、働きかけを実施。

会議のメンバー

内閣官房副長官

内閣府副大臣 厚生労働副大臣 経済産業副大臣 国土交通大臣政務官

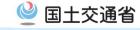
内閣総理大臣補佐官 内閣官房副長官補

内閣府政策統括官 中小企業庁長官

公正取引委員会事務総長 警察庁、総務省、財務省、 厚生労働省、農林水産省、 環境省、

国土交通省(総合政策局長)

(平成27年12月発足)



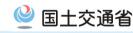
〇野上内閣官房副長官の指示事項(第7回下請等中小企業の取引条件改善連絡会議)(平成28年8月19日)

- 1. 以下の対策について、年内のできるだけ早い段階で具体化できるよう取り組むこと。
 - ・ 優越的地位の濫用行為の抑止・早期是正のため、物流特殊指定の調査を拡充するなど<u>独占</u> 禁止法の運用を強化すること。
 - · 下請ガイドラインの業種追加の検討、充実・改善を行うこと。
 - トラック運送業について、年内を目途に、事例集やハンドブックの作成とその周知を図ること。
- 2. また、運賃水準の適正性が確保されるべきこと、さらに、その水準が不十分な場合には、安全にも支障が及ぶ問題であることを念頭において、<u>荷主所管の各府省とも連携しながら、責任を</u>もって対応すること。

とりわけ、重大事故の未然防止など安全確保の観点からは、<u>法令違反とは言えないが適切と</u> <u>も言えないような事案に対して、荷主や親事業者に対して注意や警告を行う制度の実効性ある</u> 運用について早急に検討すること。

3

内閣副長官からの指示事項



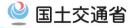
〇野上内閣官房副長官の指示事項(第8回下請等中小企業の取引条件改善連絡会議)(平成28年10月18日)

1. 臨時国会が開会し、安倍総理大臣からは、所信表明において、「下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改訂し、取引条件の改善を進める」ことが表明された。

予算委員会でも、世耕経産大臣から「中小企業と大企業の間でフェアな取引が行われ、アベノ ミクスの果実が地方の中小企業に行き渡るようにしていく」旨の答弁がなされる等、国会におい て、下請対策の重要性が言及されている。

また、経済財政諮問会議や働き方改革実現会議の場においても、取引条件の改善の重要性 について言及されており、幅広い関係者の間で、対策の重要性が共通認識として広がりつつあ る。

- 2. 下請等の中小企業は賃上げのための基礎体力が弱いが、取引条件を改善することによって、 下請等中小企業の賃上げに向けた環境を整えていくことが政府の責務である。
- 3. 国土交通省においては、<u>自動車業界の取組を踏まえて、建設業やトラック運送業においても、</u> 自主行動計画の策定要請や業種別ガイドラインの改訂などを含めて、対策を充実してほしい。



〈要請理由〉

- 第8回下請取引条件改善に関する関係府省等連絡会議における<u>野上官房副長官からの締めくくり発言によるご指示</u>を踏まえ、トラック運送業においても「自主行動計画の策定」に向けた取組について検討を開始。
- 〇 トラック運送業については、荷主との取引だけでなく、下請多層構造など<u>元請と下請における運送事業者間の取引条件の改善に向けた取組み</u>を進めていただくことを目的に、<u>平成28年11月22日(火)、根本国土交通大臣政務官よりトラック運送業界団体に対し、今年度内を目処に「トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画」策定の要請</u>を行った。

......





.....

く 要請のポイント >

- ・アベノミクスを一層加速し、「<u>経済の好循環」の流れをより</u> 確かにすることが重要。
- ・元請下請における運送事業者間を含め、トラック運送業に おける取引条件の改善は喫緊の課題。
- ・また、トラック運送業の下請多層構造にも課題があると認識。 ・元請事業者となる大手運送事業者が率先して取組を進める
- <u>今年度内を目途に</u>自主行動計画の策定を要請
- ・なお、取引条件の改善について、関係省庁を通じ、荷主の方々にも働きかける。

出席者

【国土交通省】

根本 幸典 国土交通省大臣政務官 藤井 直樹 国土交通省自動車局長

堀家 久靖 国土交通省大臣官房審議官 他

【全日本トラック協会】

(公益社団法人全日本トラック協会物流ネットワーク委員会) 齋藤 充 日本通運株式会社 代表取締役副社長

全日本トラック協会物流ネットワーク委員会委員長

植松 満 日本通運株式会社 執行役員

ことが重要。

森 日出男 ヤマト運輸株式会社 取締役常務執行役員 内田 浩幸 佐川急便株式会社 取締役CSR推進部長 日比野利夫 西濃運輸株式会社 専務取締役執行役員

中田 晃 西濃運輸株式会社 執行役員 山本 浩史 福山通運株式会社 常務執行役員

赤松 毅 トナミ運輸株式会社 常務取締役 福本 秀爾 公益社団法人全日本トラック協会理事長

5

トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主への働きかけについて



🠸 国土交通省

- トラック運送業における取引条件の改善に当たっては、荷主への理解と協力が必要不可欠。
- このため、根本国土交通大臣政務官から関係省庁に対し、<u>以下の「具体的な取組」を踏まえた取り組みを</u> 進めていただくよう荷主企業に対する働きかけを要請。

【関係省庁への協力要請】



○ 12月1日(木)15:20~ 於:農林水産省 国土交通省根本大臣政務官より、農林水産省細田大臣政務官に対し要請

〇 12月6日(火)10:00~ 於:経済産業省 "経済産業省松村副大臣に対し要請

「具体的な取組例」

〇 価格決定方法の適正化

- ・ 一律〇%減の原価低減要請や燃料価格等の変動分が考慮されない価格決定の禁止
- ・ トラック運送業者との十分な協議を踏まえた運賃・料金の決定

〇 コスト負担の適正化

- ・ 仕分け・検品等の附帯作業や荷待ち待機等、運送以外の業務に係る費用については、運賃とは別のものとして契約上明確化
- ・ 着荷主側の荷待ち待機に関する費用について、発荷主と着荷主との間で契約上明確化

○ 契約の相手方・方法の適正化

- ・ 運行管理者の選任、最低保有台数の維持、社会保険・労働保険の加入等の法令を遵守しない事業者との取引の禁止
- ・ 運送契約締結に当たっては書面化を原則とし、附帯業務や荷待ち待機、高速道路料金等の支払いについても明記

〇 長時間労働の削減

- ・ 待ち時間、特に着荷主側における荷待ち時間の解消に向けた取組への理解と協力(トラック事業者との面談等による課題の具体的な把握等)
- トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、発荷主が中心となって着荷主及びトラック事業者との間で定期的に協議する等、 荷主とトラック事業者の協力体制の確立

①価格交渉ハンドブック・リーフレットの作成・周知







②トラック運送における生産性向上セミナーの開催

トラック運送業の取引条件の改善及び生産性向上に向け、全国9ブロックにおいて、取引上問題となる行為や望ましい取引のあり方、共同輸配送などの生産性向上方策等について紹介するセミナーを2月から開催予定。

<プログラム>

- 1. 取引条件の改善と生産性向上方策に向けた政府の取組について
- 2. 価格交渉について(価格交渉ハンドブック等の紹介)
- 3. トラック運送の生産性向上方策(好事例の横展開)
- 4. 講演:先進事例に関する荷主講演等

<スケジュール>

2/14 (火) 東 京 (200名) 2/16 (木) 名古屋 (150名) 2/20 (月) 仙 台 (100名) 2/22 (水) 大 阪 (150名) 2/23 (木) 高 松 (80名) 2/24 (金) 広 島 (80名) 2/28 (火) 札 幌 (100名) 3/2 (木) 福 岡 (100名) 3/3 (金) 新 潟 (80名)

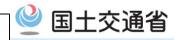
トラック運送に係る取引条件改善に向けた取り組み(ロードマップ)



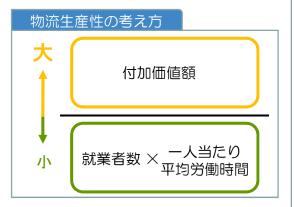
6

トラック運送業の生産性向上促進事業

補正予算額:400百万円



- ○トラック運送業は我が国の経済活動を支え、かつ地域雇用を担う 重要な産業であり、生産性の向上が喫緊の課題。
- ○「物流生産性革命」を実現し、労働力不足を克服と経済成長に つなげるためには、投入労働力の効率化、付加価値額の増加を 図る必要がある。



事業内容

①補助事業(投入労働力の効率化)

<テールゲートリフター>



【補助額】

後部格納式・床下格納式:30万円/1台 アーム式・垂直式:15万円/1台

【申請受付】H29年2月1日~24日

【要件】

H28年8月24日〜H29年3月31日に 導入した機器であること

(一事業者3台まで)

- ▶ トラック車両の後部に装着して使用するエレベーター(昇降機) の一種
- 手荷役ではなく、ロールボックスパレットでの積み卸しが可能と なることで、荷役時間を1/3程度に短縮可能
- →荷役作業の効率化等を図ることで、トラック運送業に おける**女性活躍の推進**及び**生産性向上**を実現

②経営力向上支援(付加価値額の増加)

● 荷主に比べ弱い立場にある運送事業者に対し、輸送 に係る対価を適切に収受できるようなノウハウ等を 定着化させるためのセミナーを開催

これまでの取組み

H28補正

経営力向上に資する IoTの活用方策等の 調査

活用方策等を踏まえた取組みの定着化支援

● これまでの取組みにおいて取りまとめられたIoTの 活用方策(デジタコを活用した運行管理の効率化 等)等について、それに実際に取り組む意欲のあ る事業者に対する支援を通じて経営力向上に向け た取組みの定着化を図る

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成28年12月21日自動車局貨物課

の実施について 「トラック運送業の生産性向上促進事業」 (テールゲートリフターの導入に対する補助事業)

 $\hat{\mathbb{P}}$ 「トラック運送業の生産性向上促進事業 を開始いたします 一の導入に対する補助事業)」 8年度第2次補正予算において、 トリフタ Ø 平成 アゲー

. 事業内容

(昇降機) W 当該導入費用の一部を補助いたします。 (トラック車両の後部に装着して使用するエレベ を導入した事業者に対し、 テールゲートリフタ の一種)

ことから、本補助事業の実施により、トラック運送業における生産性の向上及び女性活躍の 荷役時間を短縮することが可能となる 手荷役を解消し、 当該機器を導入することにより 推進の実現を目指します。

(※補助事業の執行団体:公益社団法人全日本トラック協会)

【補助対象機器】

31日に導入した機器 トラック運送事業者が平成 28 年 8 月 24 日~平成 29 年 3 月 【補助額】

〇後部格納式・床下格納式:1台あたり30万円

〇ア一ム式・垂直式:1台あたり15万円【台数制限】1社あたり3台

(テールゲートリフター)

2. 申請受付期間(予定)

平成29年2月1日(水)~平成29年2月24日(金)

※補助金申請額が予算額を超過した場合、補助金が交付されない場合がございます

3. その他

ック協会のホームページにおいて公表 公益社団法人全日本トラ or.jp/) ます。 (http://www.jta. 詳細については、後日、

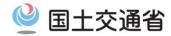
【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 高村、飯田

TEL: 03-5253-8111 (内線 41322) 直通: 03-5253-8575

FAX: 03-5253-1637

中継輸送の普及・実用化に向けて



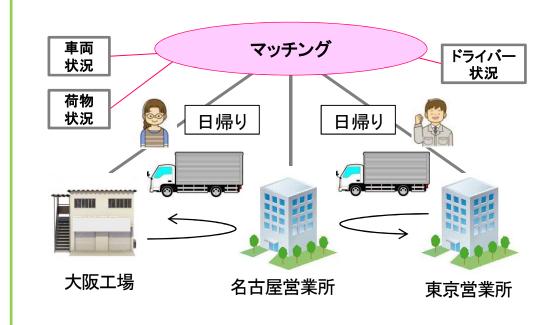
- 中継輸送を導入することにより、輸送の効率化を図り、不規則な就業形態や長時間労働の解消を図る。
- 平成27年度から28年度にかけて中継輸送実証実験モデル事業を行い、中継輸送の普及・実用化に向けた検討を実施。

中継輸送のイメージ



複数人で運送を分担する「働き方」

- ✓ 中継輸送の導入により、その日のうちに発地まで帰ることができるようになり、不規則な就業形態や長時間労働を解消。
- ✓ 多様な労働ニーズを組み合わせて運送を行うことが可能となり、女性向けの短時間勤務なども可能に。



- 中継輸送の実現のためには、労働ニーズと運送 ニーズを効率よくマッチングするために、大量の運 転者と貨物を扱うことが必要
- 複雑な運行管理と労務管理を効率よく行うことが 必要
- 中小事業者が単独で行うことが困難なため、協働して実施することが必要
- 複数の運転者で運送を行うことに伴うコスト増を 吸収するための運送の効率化が必要



中継輸送実証実験モデル事業において、中継輸送の普及・実用化に向けた課題・方策を検討

- ✓ 輸送の効率化を図ることにより、トラック運送業界の生産性を向上
- ✓ 女性、若年層等の新規就労・定着促進などによる人材の確保・育成
- ✓ 地域住民の生活を支える物流ネットワークを確保し、地域の活力を維持

平成28年度 中継輸送モデル事業 実証実験 実施予定一覧

都市-都市

	中継 パタン	区間	中継 拠点	物流事業者	荷主(3PL)	対象貨物	実施時期
ペアA	貨物積替 方式	入間市⇔ ⇔亀山市	焼津市 (サンワNETS)	清水運輸 カワキタエクスプレス	清水運輸 カワキタエクスプレ ス	飲料 or 加食 菓子 or 紙	平成29年 2月上旬
ペアB	ドライバー	川崎市⇔ ⇔大阪市	浜松 TS	魚津海陸運輸倉庫 福井高速運輸	東芝ロジ 東芝ロジ	家電家電	平成29年 2月6日、7日
ペアC	交替方式	川崎市⇔ ⇔大阪市	浜松 TS	萬運輸 協伸運輸	中越通運協伸運輸	栄養飲料 調整中	平成29年 2月上旬

都市-地方

	中継 パタン	区間	中継 拠点	物流事業者	荷主(3PL)	対象貨物	実施日
ペアロ	貨物積替 方式	入間市⇔ ⇔東根市	郡山 トラックセンター	清水運輸 トヨタライン	清水運輸 清水運輸	飲料 or 加食飲料 or 加食	平成29年 2月上旬
ペアE	ドライバー 交替方式			GRトランス ティスコ運輸	トーモー JAてんどうフーズ	建材米	平成29年 1月23日、24日

農産品物流対策関係省庁連絡会議構成員

岷

業局長 食料産 農林水産省

(構成員)

生産局長 農林水産省

経営局長 農林水産省

政策統括官 農林水産省 商務流通保安審議官 経済産業省

物流審議官 国土交通省

自動車局長 国土交通省

農産品物流対策関係省庁連絡会議の設置について

平成28年11月29日 関係省庁申し合わせ

第1 趣回

農林水産業・地域の活力創造プラン(平成28年11月29日農林水産業・地域 の活力創造本部決定)に基づき、農業者の所得向上に資する流通・加工構造 の確立に向けた取組の一環として、農産品物流の効率化によるコスト削減等 の取組を政府一体となって推進する必要がある。

題や実現すべき姿に係る認識を共有するとともに、関係者が取り組むべき方 このため、「農産品物流対策関係省庁連絡会議」を設置し、農産品物流の課 策等を総合的に検討し、連携して効果的な対策を実行する。

第2

する。ただし、議長は、必要があると認めるときは構成員を追加し、または 連絡会議の議長は、農林水産省食料産業局長とし、関係省庁の局長等で構成 関係者に出席を求めることができる。

農産品物流を改善し、農業者の所得向上等に資する以下の方策等について、 第3 主な検討内容等 農産品物流の現状、課題及び実現すべき姿の認識を共有するとともに、 関係省庁で調査・検討し、とりまとめを行う。

1 物流効率化等の測定指標及び国内外の農産品物流の現状

パレットや折り畳みコンテナによる出荷・運搬

- $^{\circ}$ 33
 - ICTを活用した共同配送等
- 他業種との物流の共同利用 4
- トラック輸送から鉄道・船舶輸送に切り替えるモーダルシフト
- 多頻度小ロット配送や短いリードタイムでの納品等の商慣行の改善

第4 運営

- 1 連絡会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長の指定した 官職にある者とする。
- 2 連絡会議は非公開とする。なお、連絡会議の配布資料及び議事概要につ いては、構成員の了解を得た後、農林水産省のホームページにより公表する。
- 3 連絡会議の事務局は、関係省庁の協力を得て、農林水産省食料産業局食 品流通課が行う。

(参考) スケジュール案

:第1回 連絡会議 (立ち上げ等)

1~2月:数回開催

: 中間とりまとめ •3月

農林水産業・地域の活力創造プラン(平成28年11月) ホー もも

V 具体的施策

- 6. 更なる農業の競争力強化のための改革
- ① 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立・ 豊業者が、名籍流通ルートについて 主数約や取引条
- 農業者が、各種流通ルートについて、手数料や取引条件等を比較して選択できる環境を整備。<u>また、農産物の物流について、パレット化やICTを活用した共同配送等の</u>効率化によるコスト削減の取引を推進

農業競争力強化プログラム(平成28年11月) 抜 粋

- 2 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- (1) 生産者に有利な流通・加工構造の確立

現在の食料需給・消費の実態等を踏まえた効率的・機能的で農業者と消費者双方がメリットを受けられる流通・加工構造を確立するため、以下のとおり取り組む。

その際、農林水産省、経済産業省をはじめ政府一体となって取り組む。

ででです。 ② 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種流通 ルートについて、手数料や取引条件等を比較して選択で きる環境を整備する。 また、農産物の物流については、パレット化やICT を活用した共同配送等の効率化によりコストを削減する 等の取組を推進する。

⑨ 上記改革を推進するため、農産物の流通・加工に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進める。

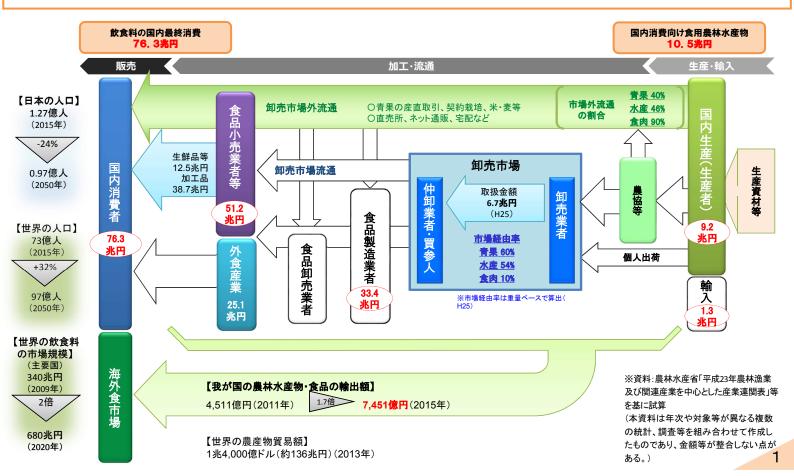
農産品物流の現状

平成28年12月

農林水産省 食料産業局

農林水産物・食品の流通構造

○ 農林水産物・食品の流通・加工構造を、現在の食料需給や消費の実態に合わせていくことが課題。



我が国の農産品の流通構造

- 現在の農産品の流通構造は、多種多様で腐敗しやすい等の農産品の特性や、小規模で天候に左右される等の生産構造、気温に左 右され、多様化・細分化した消費構造などにきめ細かに適応していく形態として発展。
- 近年、食料需給や消費の実態等がさらに変化する中、流通構造の変化にあわせたに物流を考える必要。

■農産品の特徴や生産、消費の構造に対応した流通構造

<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	
農産品の特性	生産構造	消費構造	流通構造
◆ 腐敗しやすく保存できない品目が多い	◆ 生産量や出荷量が天候 や 気象条件により変動	◆ 少量を多頻度で購入◆ 気温や流行等で消費量	◆ 多段階流通で関係事業者数が多く、 競争が激しい(農協:約2640、卸:約 1300社、仲卸:約6200社、加工卸:約
◆ 軟弱で潰れたり傷つ きやすい品目が多い	◆ 約130万の農業経営体		2.3万社、小売:約23.4万社)
◆ 多種多様な品種が存 在	◆ 農業者の平均年齢67 歳	◆ 鮮度、味を重視 ◆ 見た目も判断材料	◆ 全国の様々な産地から、多種多様な 品目を迅速に集分荷し、鮮度を確保す る必要
◆ 味や形状等の品質が 均一になりにくい		◆ 品揃で購入先を選択	◆ 多頻度・小ロット、短納期で小売へ配送し、鮮度・品揃えを確保する必要
◆ 容積と重量の関係(比 重)は様々	◆ 出荷規格が多種多様◆ 大消費地まで長距離輸送を要する産地も存在	◆ ニーズが多様化・細分化(品種、品目、サイズ、容量、加工度合い等)	◆ 直売所、ネット販売等の直接販売形態が近年発達
◆ 冷蔵等の多温度帯の 輸送が必要な場合も	◆ 葉物等は年間通じて出 荷、穀類等は1年1作で	◆ 消費の二極化、根強い 低価格志向	◆ 保存できる品目は卸売市場経由が少なく、専門卸等が小売等へ流通
	保管し順次出荷		◆ サプライチェーンが長距離 2

農産品等の物流の状況

- トラック等の実車時の積載率は6割程度。 他方、地域によっては農産品の物流において需給のミスマッチが生じている、また、トラック ドライバー不足等によるコスト増加の指摘もある。
- 共同配送やIT活用等による物流の効率化により、農産品流通におけるコスト削減等を行い得るのではないか。

農産物の物流に係る現場や関係者の意見等

- 他社の<u>荷物の混載や、市場や顧客のトラックを共同利用するなど</u> して、物流コストの削減や、人材不足に対応するなど、他業者とも 協議していきたい。(JA青年組織員)
- ▶ 地方では物流費が高い。小ロットなので宅配では送料の方が商品 より高くなる場合も。共同で動かせる物流ネットワークができれば **動きの幅が広がる**のでは。(農業女子プロジェクト参加者)
- ▶ トラック業界は異変が起きている。運転手が全く不足し、輸送関係 が大変な問題に。出荷先と検討しているが、パレット輸送かコンテ ナ輸送が出来ないか模索しているところ。(JA組合長)

トラック等の実車時の積載率

項目	日本	英国	ドイツ	デンマーク
実車時の	59%	約60%	約60%	約40%
積載率	(2014年)	^(2007年)	^(2007年)	^(2008年)

【出典、資料】 日本:自動車輸送統計調査票より国土交通省にて試算

英国、ドイツ、デンマーク: Load factors for freight transport (European Environment Agency, 2010)

(参考) 品目別の貨物輸送量 (H26、営業用トラック等)

		品目	輸送トン (千トン)	割合		
榖				物	28,124	1.0%
野	菜		果	物	44,314	1.5%
そ	の	他	農産	臣 品	15,536	0.5%
畜		産		品	31,931	1.1%
水		産		品	28,333	1.0%
食	料	エ	業	品	328,815	11.2%
木				材	82,048	2.8%
砂	利	• 砂	• 7	5 材	225,028	7.7%
金				属	163,595	5.6%
機				械	212,368	7.2%
石	汨	<u> </u>	製	品	157,699	5.4%
日		用		品	211,520	7.2%
動	植物	性 :	飼・	肥料	42,378	1.4%
取	IJ	合	せ	品	456,663	15.6%
そ		の		他	906,010	30.9%
		計		•	2.934.361	100.0%

- 自動車輸送統計調査票より国土交通省にて算出
- 日初十年間の間の自然のプロエスの自じてチロ 輸送トン数は、貨物自動車が輸送した貨物の重量をトンで表した数である。 食料工業品は、製造食品、飲料、その他の食料工業品(調味料類、でんぷん類、酵母、 動物性製造食品、飲料水、たばこ等)

食品関連以外 約 84 %

我が国の農産品物流の課題

- 高齢化、ドライバー不足等によりトラック業界の厳しさが増す中、輸送条件の厳しい農産品は、運賃の上昇やトラックの確保自体が困難となる可能性があり、生産者の所得低下による生産量の減少、ひいては流通業者の集荷や販売の確保が困難となるなど、深刻な影響を及ぼすおそれ。
- このため、農産品物流の効率化等による輸送条件の改善や物流コストの削減が必要だが、物流の問題は出荷から小売までのサプライチェーン全体に渡り相互に関連しているため、生産段階等の個別の取組ではなく、流通の各段階が連携した取組が必要。

■農産品の物流に係る各段階ごとの課題(主に青果物)

課題	生産・出荷段階	卸売段階	小売段階
時間	◆出荷量、出荷先の決定が遅く、 出発時刻が変動	◆入荷時間の集中、順番待ちの拘束 ◆荷揃いが遅く、出発時刻が遅延	◆納品時間の厳格な要求 ◆入荷時間の集中、順番待ちの拘束 ◆多頻度小ロット配送の要求
量	◆出荷量が変動(可載量とのミスマッチ) ◆小ロット(トラック確保困難)	◆入荷量、配送量が変動 ◆帰り荷がない	◆多頻度小ロット配送の要求 ◆帰り荷がない
資材	◆ダンボール出荷、パレット不使用	◆オリコン、パレットの紛失	◆オリコン、パレットの紛失、 ダンボール廃棄負担
付帯 作業	◆手積み負担大	◆手降ろし、手積み負担大	◆手降ろし負担大
輸送	◆出荷先が変動	◆他市場への転送	
その他	◆直販等の宅配便利用は送料が割高 ◆細分化した出荷規格への選別・調整	◆遠隔地からの長距離輸送	4

過労死等防止対策

1.(1)過労死等防止対策白書 P2-8

(2)調査事業

P9-12

2. 「過労死等ゼロ」緊急対策

P13-20

3. メンタルヘルス対策

P21-23

平成29年2月1日(水) 厚生労働省労働基準局

平成28年版 過労死等防止対策白書 ≪骨子≫

▶ 過労死等防止対策推進法(議員立法により平成26年成立・施行)に基づき、国会に報告を行う法定白書。今回が初めての国会報告。

《参考》 過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号) (年次報告)

> 第6条 政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた 施策の状況に関する報告書を提出しなければならない。

白書の構成

第1章 過労死等の現状

第1節 過労死等の現状

第2節 労働・社会面からみた過労死等の状況

第2章 過労死等防止対策推進法の制定

第1節 過労死等防止対策推進法の制定の経緯

第2節 過労死等防止対策推進法の概要

第3章 過労死等の防止のための対策に関する 大綱の策定

第1節 過労死等の防止のための対策に関する大 綱の策定の経緯

第2節 過労死等の防止のための対策に関する大 細の概要

第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況

第1節 調査研究等

第2節 啓発

第3節 相談体制の整備等

第4節 民間団体の活動に対する支援

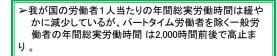
(資料編)

- 1 関係法令等
- 2 関係指針·通達等
- 3 過労死等防止対策関係予算の状況
- ※ 民間団体の取組をコラムで紹介

過労死等とは?(定義)

- ➤ 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ▶ 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ▶ 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

第1章 過労死等の現状 第1節 過労死等の現状



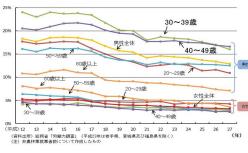
- ▶1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合は、平成15、16年をピークとして概ね緩やかに減少しているが、30歳代、40歳代の男性で週60時間以上就業している者の割合が高い傾向は変わらない(第1-1図、第1-2図)。
- ➤年次有給休暇の付与日数は長期的には微増しているものの、取得率は平成12年以降5割を下回る水準(第1-3 図)

第1-1図 1週間の就業時間別の雇用者の割合



(資料出際)総務省「労働力調査」(平成21年12省平県、宮城県及び福島県を除ぐ) (注) 1、非最林電展用紙について作成したもの 2、就業時間下洋の転り、らため、計100%とならない。

第1-2図 1週間の就業時間が60時間以上の就業者の割合

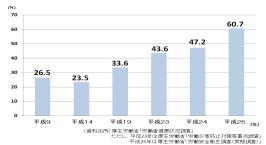




第1章 過労死等の現状 第1節 過労死等の現状

- ▶メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所は増えてきてはいるが(第1-4図)、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は5割を超えている。
- ➢脳・心臓疾患に係る労災の支給決定件数は、平成14年度に300件を超えて以降、200件台後半~300件台で推移(第1-5図)。
- >精神障害に係る労災の支給決定件数は、平成24年度以 降400件台で推移(第1-6図)。

第1-4図 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合



第1-5図 脳・心臓疾患に係る労災の支給決定件数の推移



第1-6図 精神障害に係る労災の支給決定件数の推移

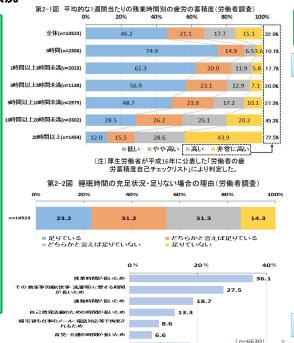


第1章 過労死等の現状

第2節 労働・社会面からみた過労死等の状況

労働時間だけでなく、生活時間等の労働者側の状況等も含めた要因及びそれらの関連性も分析し、労働・社会面からみた過労死等の状況を探るため、企業及び労働者を対象としたアンケート調査を実施(平成27年12月~平成28年1月)。企業調査約1万社(回答1,743件)

- 労働者調査 約2万人(回答19,583件)
- ➢平均的な1か月の時間外労働時間が45時間超と回答した 企業の割合は、①運輸業、郵便業、②宿泊業、飲食サー ビス業、③卸売業、小売業の順に多い(企業調査)。
- ▶1か月の時間外労働時間が最も長かった月において、80時間超と回答した企業の割合は、①情報通信業、②学術研究、専門技術サービス業、③運輸業、郵便業の順に多い(企業調査)。
- ▶残業時間が長いほど、『疲労の蓄積度』及び『ストレス』が 「高い」者の割合が高い(第2-1図)(労働者調査)。
- ➤睡眠時間の足りない理由として、「残業時間が長いため」 が最も多いが、「その他家事労働(炊事・洗濯等)に要する 時間が長いため」、「通勤時間が長いため」も一定の割合 を占める(第2-2図)(労働者調査)。



第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況 第1節 調査研究等

➤過労死等の実態の解明のためには、多角的、学際的な視点からの実態解明のための調査研究を進めていくことや、効果的な予防対策に資する研究を行うことが必要。

≫総合的な労働安全衛生研究(平成27年度~、労働安全衛生総合研究所ほか)

労災認定事案等の分析

<27年度**>労災認定事案のデータベース構築**「データベース化の対象」

平成22年1月~27年3月の認定事案 ①脳·心臓疾患事案

②精神障害事案

調査復命書の収集、電子データ化、データベース構築と検証

△データベースを活用 | Wi・心臓疾患事案の解析 | <27年度>解析の基盤となる基礎集計を実施。 | 精神障害事案の解析 | <27年度>解析の基盤となる基礎集計を実施。 | 運輸業における脳・心臓疾患事案の解析 |

2 疫学研究

(1) 職域コホート研究

●労働者集団を長期間追跡調査し、長時間労働等と 健康の関連について検討

<27年度>調査の準備作業を実施。

(2) 職場環境改善に向けた介入研究

●対象事業場において、職場環境を改善するための 取組を実施し、その効果を検証

<27年度>協力事業場の候補選定、調査計画の設計等の 準備作業を実施。

3 実験研究

●長時間労働等のリスク要因による循環器負担への 影響を研究

<27年度>本実験に向けての予備実験を実施。

>労働・社会分野の調査・分析(第1章第2節参照)

第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況

第2章 過労死等防止対策推進法の制定

➤過労死は、1980年代後半から社会的に注目され始め、その後、民間団体の活動を契機に、社会的な気運が高まり、平成26年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立した。

昭和63年 電話相談窓口「過労死110番」を初め (1988) て実施

平成3年「全国過労死を考える家族の会」結成 (1991)

過労死等防止対策推進法の概要

- ①総則
- ②過労死等の防止のための対策に関する大綱
- ③過労死等の防止のための対策
- 4. 過労死等防止対策推進協議会
- ⑤過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

第2節 啓発

- (1)国民に向けた周知・啓発
- (2)大学·高等学校等における労働条件に関する啓 発
- (3)長時間労働の削減のための周知・啓発
- (4)過重労働による健康障害防止に関する周知・啓 発
- (5)「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの 実施及び年次有給休暇の取得促進
- (6)メンタルヘルスケアに関する周知・啓発
- (7)職場のパワーハラスメントの予防·解決のための 周知・啓発

第3節 相談体制の整備等

- (1)労働条件に関する相談窓口(労働条件相談ほっとライン)の設置
- (2)メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に 関する相談窓口の設置
- (3)産業医等相談に応じる者に対する研修等

第4節 民間団体の活動に対する支援

〇過労死等防止対策推進シンポジウムの開催 (全国29か所)

民間団体と連携してシンポジウムを開催

第3章 過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定

- ▶過労死等防止対策推進協議会の意見を聴いて過労死等の防止のための対策に関する大綱が閣議決定された(平成27年7月)。
- ➢協議会委員には当事者代表委員等も含み、

平成26年12月に第1回協議会を開催し、平成27年5月の第5回協議会まで大綱案の 議論が続けられた。 過労死等の防止のための対策に関する大綱の概要

- ①調查研究等
- 2) 啓発
- ③相談体制の整備等
- ④民間団体の活動に対する支援

≪調査研究等①≫ 総合的な労働安全衛生研究

(労災疾病臨床研究:平成27年度~29年度、労働安全衛生総合研究所・過労死等調査分析センターほか)

1 労災認定事案等の分析

<27年度><u>労災認定事案のデータベース構築</u>

平成22年1月~平成27年3月の認定事業

①脳·心臓疾患事案 1,564件 ②精神障害事案 2,000件

調査復命書の収集、電子データ化、データベース構築と検証

脳・心臓疾患事案の解析

<27年度>解析の基盤となる基礎集計を実施。

(なお、運輸業については、試行的に解析を実施。)

<28年度><mark>運輸業</mark> 飲食業等の多発業種に関する詳細な解析 を開始。

精神障害事案の解析

<27年度>解析の基盤となる基礎集計を実施。

<28年度><mark>運輸業、飲食業等の多発業種に関する詳細な解析</mark> を開始。

<28年度>労災不支給事案のデータベース構築

※データベース化の対象期間、作業方法は27年度の労災認定事案と同様。

脳・心臓疾患事案、精神障害事案を合わせて約6,000件。

2 疫学研究

(1) 職域コホート研究

●労働者集団を長期間追跡調査し、長時間労働等と 健康の関連について検討

<27年度>調査の準備作業を実施。

<28年度>**予備調査を実施**するとともに、約2万人の労働 者を対象とした約10年間の**本調査を開始。**

(2) 職場環境改善に向けた介入研究

●対象事業場において、職場環境を改善するための 取組を実施し、その効果を検証

<27年度>協力事業場の候補選定、調査計画の設計等の 準備作業を実施。

<28年度>協力事業場において、勤務間インターバルを実施し、その効果を検証する研究を開始。

3 実験研究

●長時間労働等のリスク要因による循環器負担への 影響を研究

<27年度>本実験に向けての予備実験を実施。

<28年度>約60人を対象に、長時間労働の作業中・作業 後の血圧、心拍数、疲労感等を測定する本実験 を開始。

平成27年度 過労死等の労災請求件数及び支給決定件数 脳・心臓疾患にかかる請求件数及び支給決定件数の多い業種 (中分類の上位5業種)

○ 脳・心臓疾患にかかる請求件数

	業種(大分類[中分類])	請求件数
1	運 輸 業 , 郵 便 業[道 路 貨 物 運 送 業]	133 (3)
2	建 設 業 [総合工事業]	48 (0)
3	サービス業(他に分類されないもの) [そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業]	45 (8)
4	宿泊業,飲食サービス業 [飲食店]	38 (6)
4	建 設 業[職別工事業(設備工事業を除く)]	38 (0)
+ .	************************************	(場合) デルフ

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。 2 ()内は女性の件数で、内数である。

○ 脳・心臓疾患にかかる支給決定件数

) <u>"</u>											
	業種(大分類[中分類])	支給決定件数									
1	運 輸 業 , 郵 便 業 [道 路 貨 物 運 送 業]	82 (2)									
2	建 設 業 [総 合 エ 事 業]	16 (0)									
3	宿 泊 業 , 飲 食 サ 一 ビ ス 業 [飲 食 店]	15 (0)									
4	卸 売 業 , 小 売 業 [そ の 他 の 小 売 業]	11 (1)									
5	建 設 業 [職別工事業(設備工事業を除く)]	9 (0)									
5	情 報 通 信 業 [情報サービス業]	9 (0)									

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

11

≪調査研究等②≫ 労働・社会分野の調査・分析 (平成28年度事業委託先 みずほ情報総研(株))

検討委員会の設置・運営

(メンバー)

<データベースを活用>

→ 学識経験者5名 (協議会委員2名を含む。)

(検討事項)

- ➤ アンケート調査項目の検討、調査 結果の分析
- ➤ 既存の統計の分析方法等の検討、 結果の分析

アンケート調査の実施状況①

(対象)

➣法人役員

➣自営業者

(対象数)

➤法人役員調査(郵送調査): 約3,000社 ➤自営業者調査(郵送調査): 約5,000者

(調査項目) ← 検討委員会において検討 ▶平成27年度の労働者調査の項目をベース

既存の統計資料の分析、再集計等

→ 既存統計(労働力調査、社会生活基本調査等)の収集

▶平成27年度アンケート調査結果の分析・結果の検討

アンケート調査の実施状況②

(対象)

▶自動車運転従事者(トラック、バス、タクシー)

▶外食産業(居酒屋、ファミレス等)

(対象数)

▶企業調査(郵送調査): 約8,000社(合計)

▶労働者調査(郵送調査): 約8万人(合計)

(調査項目) ← 検討委員会において検討

➢企業調査

労働時間制度・実態、休暇制度、休暇取得状況、過重労働防止のための取組状況、休職・労災の状況、業界の商慣行、経営環境等

➢労働者調査

労働時間制度・実態、休暇制度、休暇取得状況、過重労働・メンタルヘルス対策の取組状況、過重労働、ストレス(労働時間以外も含む。)の状況、生活時間の状況 等

平成27年度 過労死等の労災請求件数及び支給決定件数 精神障害にかかる請求件数及び支給決定件数の多い業種 (中分類の上位5業種)

○ 精神障害にかかる請求件数

	業種(大分類[中分類])	請求件数
1	医療 , 福祉 [社会保険・社会福祉・介護事業]	157 (99)
2	医療 , 福祉 [医療業]	96 (73)
3	運 輸 業 , 郵 便 業[道 路 貨 物 運 送 業]	69 (12)
4	情 報 通 信 業 [情報サービス業]	58 (16)
5	建 設 業 [総合工事業]	54 (5)

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。 2 ()内は女性の件数で、内数である。

○ 精神障害にかかる支給決定件数

	業種(大分類[中分類])	支給決定件数
1	運 輸 業 , 郵 便 業[道 路 貨 物 運 送 業]	36 (4)
2	医療 ・ 福 祉 [社会保険・社会福祉・介護事業]	24 (14)
3	医 療 , 福 祉 [医 療 業]	23 (16)
4	卸 売 業 , 小 売 業[そ の 他 の 小 売 業]	21 (9)
5	情 報 通 信 業 [情報サービス業]	20 (2)

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

「過労死等ゼロ」緊急対策について(概要)

1 違法な長時間労働を許さない取組の強化

- (1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底
- 企業向けに新たなガイドラインを定め、労働時間の適正把握を徹底する。
- (2) 長時間労働等に係る企業本社に対する指導
- 違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対して、全社的な是正指導を行う。
- (3) 是正指導段階での企業名公表制度の強化
- 過労死等事案も要件に含めるとともに、一定要件を満たす事業場が2事業場生じた場合も公表の対象とするなど対象を拡大する。
- (4) 36協定未締結事業場に対する監督指導の徹底

2 メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化

- (1) メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導
- 複数の精神障害の労災認定があった場合には、企業本社に対して、パワハラ対策も含め個別指導を行う。
- (2) パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底
- メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導を行う。
- (3) ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底
- 長時間労働者に関する情報等の産業医への提供を義務付ける。

3 社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化

- (1) 事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請
- (2) 労働者に対する相談窓口の充実
- 労働者から、夜間・休日に相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」の開設日を増加し、毎日開設するなど相談窓口を充実させる。
- (3) 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載

現状

長時間労働に関する労働基準監督署の監督指導は、事業場単位で行われている。

1(2) 長時間労働に係る企業本社に対する指導



新たな取組

違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対する是正指導を新たに実施する。(H29年より実施)

→ 企業幹部に対し、長時間労働削減や健康管理、メンタルヘルス対策(パワハラ防止対策を含む。)について指導し、その改善状況について全社的な立入調査により確認する。

1(1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底

現状

本省労働基準局長から都道府県労働局長に対する内部通達として「労働時間 の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月6 日付け基発第339号労働基準局長通達)が示されている。



新たな取組

- 使用者向けに、労働時間の適正把握のためのガイドラインを新たに定める。
- 〇 内容として、
 - ① 労働者の「実労働時間」と「自己申告した労働時間」に乖離がある場合、 使用者は実態調査を行うこと
- ②「使用者の明示または黙示の指示により自己啓発等の学習や研修受講をしていた時間」は労働時間として取り扱わなければならないこと等を明確化する。(H29年より実施)

1(3) 是正指導段階での企業名公表制度の強化

現在の要件

違法な長時間労働(月100時間超、10人以上または4分の1以上、労基法32条等違反)が1年間に3事業場認められた場合 (平成27年5月18日より実施、実績1件)



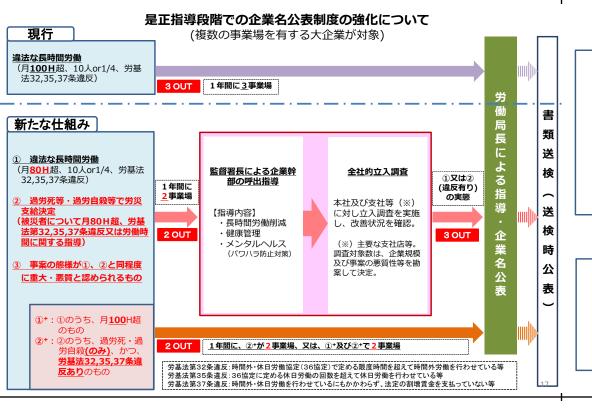
新たな仕組み(拡大のポイント)

- 〇 現行の要件を以下のとおり拡大。(H29年より実施)
- ① 月100時間超を月80時間超に拡大
- ② 過労死等・過労自殺等で労災支給決定した場合も対象
- → これらが2事業場に認められた場合に、前ページの企業本社の指導を実施し、 是正されない場合に公表
- 月100時間超と過労死・過労自殺が<mark>2事業場</mark>に認められた場合などにも企業名を公表

1(4) 36協定未締結の事業場に対する監督指導の徹底

○ 最低賃金の履行確保を重点とする監督等の機会に、36協定未締結事業場に対する 指導を徹底する。(H28年度第4四半期に実施)

14



2(2) パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底

現状

パワハラ防止対策については、「パワハラ対策導入マニュアル」を作成し、周知を実施。

新たな取組

メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導を行う。(H29年度より実施)

2(3) ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底

- 〇 月100時間超の時間外・休日労働をする方の労働時間等の情報を事業者が産業医へ提供することを義務化し、面接指導等に必要な情報を産業医に集約する。 (省令を改正し、H29年度より実施)
- 過重労働等の問題のある事業場については、長時間労働者全員への医師による緊急の面接(問診)等の実施を、都道府県労働局長が指示できる制度を整備する。(H29年度より実施)

1

2(1) メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導

現状

メンタルヘルス対策に問題がある企業に対しては、事業場単位で労働衛生 面からの指導を行っている。 _____

新たな取組

複数の精神障害の労災認定があった場合には、企業本社に対して、パワハラ防止も含め個別指導を行う。特に過労自殺(未遂含む)を含む事案については、新たに改善計画を策定させ、1年間の継続的な指導を行う。(H29年度より実施)

そのほか、時間外・休日労働が月80h超等の事業場に対する監督指導等において、メンタルヘルス対策に係る法令の遵守状況を確認し、産業保健総合支援センター※による訪問指導の受入れを強力に勧める。

(※)各都道府県に設置されており、メンタルヘルス対策等の専門家を配置し、セミナー・研修の開催や、事業場への個別 訪問による支援を実施している。

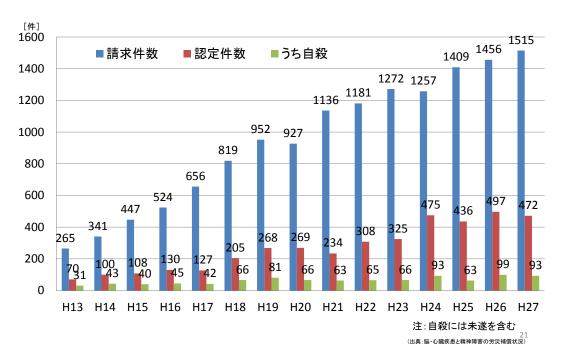
3 社会全体で「過労死等ゼロ」を目指す取組の強化

- (1) 事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請 長時間労働の抑制等に向けて、事業主団体に対し、以下の協力要請を行う。(速や
 - 長時间労働の抑制等に向げて、事業主団体に対し、以下の協力要請を行う。(選べかに実施)
 - ① 36協定未締結など違法な残業の防止、労働時間の適正な把握等
 - ② 企業・業界団体におけるメンタルヘルス対策、パワハラ防止対策等の取組による「心の健康づくり」の 推進
 - ③ 長時間労働の背景になっている取引慣行(短納期発注、発注内容の頻繁な変更等)の是正
- (2) 労働者に対する相談窓口の充実

労働者から長時間労働等の問題について、夜間・休日に相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」を毎日開設する等の取組を行う。(現行週6日→7日)(H29年度より実施)

(3) 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載 労働基準法等の法令に違反し、公表された事案については、ホームページにて、一 定期間掲載する。(H29年より実施)

精神障害等の労災補償状況



メンタルヘルス対策促進員の職場訪問による各種支援

- □ ストレスチェック制度の導入に関する支援
- □ ストレスチェック結果の集団的分析及び職場環境改善に関する支援
- □ 指針に基づくメンタルヘルス対策に関する支援
- □ 衛生委員会等における調査審議に関する支援
- 事業場の実態の把握に関する支援
- 「心の健康づくり計画」の策定に関する支援
- □ 事業場内体制の整備に関する支援
- 教育研修の実施に関する支援
- □ 職場環境等の把握・改善に関する支援
- □ メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応に関する支援
- 「職場復帰支援プログラム」の策定に関する支援
- □ 管理監督者向け教育研修
- □ 若手労働者向け教育研修

職場におけるメンタルヘルス対策の推進

「労働者の心の健康の 保持増進のための指針」

(平成18年策定・平成27年改正)

労働安全衛生法第70条の2第1項に基づき、厚生労 働大臣が公表した指針。

職場におけるメンタルヘルス対策の原則的な実施方 法を定めている。

- ○事業場内の体制整備
- ・衛牛委員会等での調査審議
- ・心の健康づくり計画の策定
- ・事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任 等
- ○4つのケア
- ・セルフケア
- ・ラインによるケア
- ・産業保健スタッフによるケア
- 外部機関によるケア

ストレスチェック制度

(平成27年12月1日施行)

- ○50人以上の事業場において、ストレスチェック (年1回)の実施及び高ストレス者への面接指導
- ○ストレスチェック結果の集団分析(努力義務)

事業場の取組を支援する施策

- I 都道府県労働局·労働基準監督署による事 業場に対する指導等の実施
- ○メンタルヘルス対策の具体的な取組について産業保健 活動総合支援事業と連携した指導・助言
- Ⅱ 全国の「産業保健総合支援センター」による 事業場の取組支援
- ○事業者、産業保健スタッフ等からの相談対応
- ○個別事業場に訪問し助言・指導の実施
- ○職場の管理監督者に対する教育の実施
- ○職場復帰支援プログラムの作成支援

Ⅲ その他メンタルヘルス対策の実施

○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの 耳電話相談」を通じた情報提供、セルフチェックのツー ル提供、電話・メール相談の受付 等

23

荷主向け業界専門紙への広告掲載について

荷主の皆様、トラックドライバーの労働条件改善にて理解・ご協力をお願いします

荷主都合による荷積み・荷卸しの際の待ち時間、検品・仕分け等の無償の付帯作業がドライバーの負担となっています。

1 運行あたりの荷積み・荷卸しの際の待ち時間(※1) 全取引に占める無償の付帯作業(検品・仕分け等)の ある取引の割合(※2) 15.1% 13.6% 58.5% 2~3時間 3時間超 3

<u>`</u> (ま1)平成27年9月に全年でトラングドライバーから600名の1週間が付け27,000部行りの実施。 理難を提出させるサルビンがwww.mig.bo/common/00118978島ムザ (ま2)平成20年9月に全路のランク支援事業で32時の下海等中小の全路の形に減する機能。 原数指揮は上きら http://www.mit.go.pi/common/001188838.pdf

母報み・海難しの数の存み時間や無償の存储や指 会解的するたけに、トラップの基準を終出の必要がは もちんですが、第上の機像のご職等で置い。 なっに関係を発比などのご服針がなかせません。 トラッドライーの影響を作り成果に関げ、近 とを得まの機能のご服を、「国力のは、よる人と範

トラック選送業界では、荷主の皆様、行政 (厚生労働 省・国土交通省等)、トラック選送事業者などで構成す る協議会を中央と全都道府県に設置し、取引環境の改善と長時間労働の抑制のための取り組みを積極的

に進めています。

こっこて 告掲載 ~12月 荷主向け業界専門紙への広/ (平成28年11月〜

日篳針	11月28日	11月29日	11月29日	11月30日	11月30日	11月30日	12月1日	12月2日
発行部数	30,000	338,000	38,000	200,000	130,000	58,000	72,000	85,000
掲載新聞名	セメント新聞	日刊建設工業新聞	日刊木材新聞	繊研新聞	化学工業日報	みなと新聞	機械新聞	鉄鋼新聞
掲載日	11月23日	11月25日	11月25日	11月25日	11月28日	11月28日	11月28日	11月28日
発行部数	37,500	101,300	20,000	9,500	344,638	143,000	56,000	38,000
掲載新聞名	管材新聞	日本食糧新聞	醸界タイムス	紙業新聞	日本農業新聞	日刊自動車新聞	ガラス新聞	ゴムタイムス
	発行部数 掲載日 掲載新聞名 発行部数	発行部数 掲載日 掲載新聞名 発行部数 37,500 11月23日 セメント新聞 30,000	発行部数 掲載日 掲載新聞名 発行部数 37,500 11月23日 セベント新聞 30,000 101,300 11月25日 日刊建設工業新聞 338,000	発行部数 掲載日 掲載新聞名 発行部数 37,500 11月23日 セベント新聞 30,000 101,300 11月25日 日刊建設工業新聞 338,000 20,000 11月25日 日刊木材新聞 38,000	発行部数 掲載日 掲載新聞名 発行部数 37,500 11月23日 セベント新聞 30,000 101,300 11月25日 日刊建設工業新聞 338,000 20,000 11月25日 日刊木材新聞 38,000 9,500 11月25日 (総研新聞	発行部数 掲載日 掲載新聞名 発行部数 37,500 11月23日 セメント新聞 30,000 101,300 11月25日 日刊建設工業新聞 338,000 20,000 11月25日 田刊木材新聞 38,000 9,500 11月25日 織研新聞 200,000 344,638 11月28日 化学工業日報 130,000	発行部数 掲載日 担載新聞名 発行部数 37,500 11月23日 セメント新聞 30,000 101,300 11月25日 日刊建設工業新聞 38,000 20,000 11月25日 日刊木材新聞 38,000 9,500 11月25日 株研新聞 200,000 344,638 11月28日 化学工業日報 130,000 143,000 11月28日 みなと新聞 58,000	発行部数掲載日掲載新聞名発行部数37,50011月23日セメント新聞30,000101,30011月25日日刊建設工業新聞338,00020,00011月25日日刊木材新聞38,0009,50011月25日株研新聞200,000143,00011月28日化学工業日報130,00056,00011月28日みなと新聞58,00056,00011月28日機械新聞72,000

計約170万部

醸界タイムス 媒体名

室日本トラック協会な「制弱で不足しているとい」 を日本トラック協会な「制弱で不足しているとい」 おける労働条件改善につ、事業者ほど不足威が添い いて官民一体となった全ことが分かった。不足し、き いて官民一体となった全ことが分かった。不足し、き

ドライバーは全体の約7 あったという。 の運行が全体で10・7%

業界全体の長時間労働是 展開することでトラック 事業者への調査では、

7 イドラインに反映し、横 30年度に取りまとめるガ の工事業で明らかにな

バーの1運行の拘束時間 |ケースも半数近くの事業調査によると、ドライ | きず輸送を断っている]

同協会などが実施した|が最も多いが、「対応で

て、「下請け、傭車で対応」

掲載日

ドライバーの労働条件改善

パイロット事業を実施へ

・ 全日本トラック協会

水産品の輸送で多く、エは、大型車や長距離、農

た。こうした長時間運行

| るとともに課題の洗い出

3%あったことが分かっ 実験では、荷主名よび連ろが3時間を超える連行が 労働などの改善を図る。16時間を超える連行が 労働などの改善を図る。

のもと、実験に参加する

など専門家のアドバイス を実施。コンサルタント ロット事業(実証実験) と、同協会などではパン

こうした事態を防ごう

た連続運転時間4時間超じて長時間運行が多く、まじりアでは特に九州エリア

証を行う。 段の実証実験を行い、検 段などを検討し、解決手 し、課題に対する解決手 2016. 11. 18

セメント新聞

材3件、機械製品3件、

、を周知するなど、各地域度 議会や実態調査の結果等

ている。地方協議会にお 及・定着を図ることとし 環境・労働時間改善の普

の事情に応じた取り組み

掲載日

媒体名

困難な状況にある。
因となっており、業界の が、荷主都合による手待態化が課題となっている ち時間等がその大きな要 とうした背景のもと、

に設置され、官民一体で会」が中央と全都道府県 全体の46%、「手待ち時 とトラック運送事業者の

15年度に行政 (厚生労働

労働など長時間労働の常は、月6時間超の時間外 官民で労働環境改善 を設置ガイドライン策定へ

の実証実験の検証等を段決手段の検討の解決手段

い出し・課題に対する解

う。18年度以降は、取引ラインの策定・普及を行

トラック運送業界で

2016. 11. 21

◇全ての新聞において、広告掲載日とは別の日に、記事としても協議会の取り組み等についての掲載があった(次ページ以降参照)

労働時間是正の取組み進む

全日本トラック協会 実証結果を検証し、指針整備へ

時間外労働等長時間労働いる。 がては、月6時間超のいる。 がでは、月6時間超のいる。 がでは、月6時間超のいる。 がでは、月6時間超のいる。 がでは、月6時間超のいる。 であった。そのため、平 トラック運送業の労働

者などにより構成される その結果を受け、平成何主・トラック運送事業 「天寒態を把握した。「物省・国土交通省等)・「待ち時間等の詳細につい「原省・国土交通省等)・「待ち時間等の詳細につい「原生発」あるなど、拘束時間や手 間の平均は1時間45分で

かにした。

送状況の実態調査」を実 推進することとした。 成27年度は「トラック輸 まな組みとして、 平

がる

4 備の充実を進める他、老 ・ 半期についても「新製品 ・ 半期についても「新製品 ・ 設備の充実を行った。下

いる。 | 月以降には①実証結果の | 段の実証実験を行い、12 |なげるとしている。 体の長時間労働是正につ

施する」(池田氏)方針で 朽化した設備の更新を実 40億円を予定している。 通期では前期比8%増の

手待ち時間3時間以上が15%

全ト協、過重労働軽減へ実態調査

は、注目との変も与数を が、注目との変もの数が、全下的ならでは、実際把握 をはいた。全国をよりを多型が、カープで、選手業をよって にはける取り環境、労働時間、なって死夢の図つ実記実験を にはける取り環境、労働時間、なって死夢の図つ実記実験を にはける取り環境、労働時間、なって死夢の図つ実記実験を にはける取り環境、労働時間、なって死夢の図つ実記実験を にはける取り環境、労働時間、なって死夢の図つ実記実験を にはける取り環境、労働時間、なって死夢の図つ実記実験を にはける取り環境、労働時間、なって死夢の図つ実記実験を にはける取り環境、労働時間、なって死夢の図つ実記実験を にはける取り環境、対していたが表が欠かせない。 間の平均は1時間45分で、2回の平均は1時間45分で、2回の平均は1時間45分で、2回の平均は1時間45分で、2回の平均にあると手待ち時間の平均は1分である。

に、一週間分の運行実態を明イバー約5000人を対象 年9月に全国のトラックドラ 初めてとなる実態調査は昨 てドライバーの労働時間縮減に結び付けていく考えだ。 広くアピールするほか、全国で実施する実証実験を通じ なち様で、全下協では調査結果をもとに、現状を荷主に 変結果で、全下協では調査結果をもとに、現状を荷主に つドライバーが全体の15・1%を占めることが明らかにで無駄に時間を費やす手待ち時間のうち、3時間以上待トラックドフイパーが荷主都合による荷積みや荷卸しトラックドフイパーが荷主都合による荷積みや荷卸し なった。ドライバーの過重労働軽減を目指して全日本ト 総なく現場で荷役依頼があった。 は15・1%を占めた。事前連 時間超が28・7%、1時間超 たケースは9・5%を占める。 ついては、運送事業者だけでなく、荷主が事業者に労働時なくの音主都伝の対象を強要すると、付主勧告の対象をもある。それだけに、事業者

への取り組みが重要になって と荷主双方が労働条件の改善 主に広くアピー

| 018年度に取りまとめるガーイドラインに反映する計画 ックドライバーの過重労働に 過労運転にもつながるトラ

掲載日

媒体名

管材新聞

掲載日

- の拘束時間が長時間 ・ ツク協会は、ドライバック協会は、ドライバ

態化が課題となってい働など長時間労働の常

県に設置し、関係者が を中央および全都道府

5分で、その分「手待 ち時間の平均は1時間 は1時間

間削減などに取り組む

月6時間超の時間外労

脱却するため、手待ちとなっている現状から

荷主都合による手待ち る。その大きな要因は

の改善と長時間労働の

比べて拘束時間が長く ち時間がない運行」と

> 47都道府県すべてで決 実験に参加する集団は 実証実験を行う。

一体となって取引環境

助努力のみでの改善は 時間であり、業界の自

を推進してきた。 抑制に向けた取り組み

分)ことが浮き彫りとなっている(1時間53

定、すでに各都道府県 で取り組みが進められ ている。輸送品目では を料品(11件)、農産 食料品(11件)、農産 (3件)、機が製出。3 (3件)、機が製出。3

媒体名

2016. 11. 25

2016. 11. 23

紙業新聞

・労働時間改善に関す

ク運送事業者などで構の行政、荷主、トラッの行政、荷主、トラッ る。このため、27年度 困難であるとしてい

社・ドライバー502 □運送事業者1252 ケート調査(有効回答

> 主とトラック運送事業 28~29年度で個別の荷

し、取引環境・労働時 イドライン」を策定

送における取引改善・

時間がある運行」が全

がら協同して手待ち時

図るとしている。

ルタントの助言を得な 者のグループがコンサ

成される「トラック輪

し、平成29年度から30

年度にかけて取引環境

年9月に実施したアン

この結果を踏まえ、

件)などとなっている。 今後、実証実験から 今後、実証実験から

厚労省と国交省が昨

なった。

労働改善事業を本格化実験)を開始するなど

労働改善事業 本格化

ガイドライン策定へ実証実験

バイロット事業(実証 時間の削減に取り組む

させた。実証実験から

取引環境・ トラッ

ドラインの定着目指す

労働時間改善中央協議会」

〒待ち時間がある運行は全体 │件、その他 | 三件において課 | 工学研究科教授を座長とした |

一ついて藤井聡京都大学工学部 に対して、適正重賞・将金収受に 見また、中央協議会の課題と い

向上部議会の委員のみ

| 局長) ▽村上陽子(日本労働 本労働組合総連合会総合政策

業の生産性向上協議会委員名業の生産性向上協議会委員名簿及びトラック運送会委員名簿及びトラック運送 略) |芸芸員名簿及びトラック運送 | 日本トラック協会副会長〈物送院・労働時間改善中央協議 | 長〉)マ千原武美(〈公社〉〜トラック輸送における取引 | ラック協会副会長〈総務委員

ク輸送における

▽野尻俊明(流通経済大学 会委員長)) ▽山本慎二(日本 流政策委員長))▽馬渡雅朝 副会長〈基本問題検討小委員(《公社》全日本トラック協会

西蓮業務部長) ▽四川県第(日

|▽坂本克1(公社)全日本ト|

日刊建設工業新聞 媒体名 掲載日 2016. 11. 28

労働条件改善をトラック運転者の

ク運送の厳しい現況を荷主る。実態調査によるトラッ 注に理解を求めていく考え 働環境改善が図られるよ の理解と協力を求めてい に周知し、ドライバーの労 ライバーの労働条件改善へ 設業などの荷主に対し、ド 無駄のない計画的な発

掲載日

における取引環境・労働時間改 送事業者などで「トラック輸送 土交通省)・荷主・トラック運

電協議会」が中央・全都道府県

に設置された。15年秋に労働官

ている。 主ら関係者にも協力を呼びかけ

15年、行政(厚生労働省、

ン協会などは、行政と共同で産

も解決できない。 全日本トラッ対処しないと、 深刻な人手不足

2016.11.29

置し、労働条件の改善や生学長)と都道府県単位で設 長·野尻俊明流通経済大学 間改善協議会」を中央(座における取引環境・労働時 通省などが「トラック輸送ては、厚生労働省と国土交

トラック運送状況につい

産性の向上について検討を

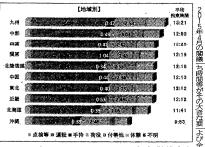
トラック運送を利用する建一分に及ぶことが分かった。 ト協、星野良三会長)が、「待ちの平均時間も1時間4年日本トラック協会(全一行が全体の46%を占め、手 手待ちが3時間を超える場

計画的発注要望

指果、手待ち時間のある運 能果、手待ち時間のある運 が況の実態調査を1252 と 事業者を対象に実施。その 進めている。

| をはじめ、食品、パルプな | だ。 削減などに取り組むパイロ道府県単位で手待ち時間の 数を超えていた。 を伴う取引も58・5%と半 仕分けなど無償の付帯作業 合も15・1%あり、検品・ | ど輸送品目別に課題を洗い このため、16年度には都|た改善策などを17~18年度 パイロット事業から得られ、出し、来月以降に実証実験 時間改善に関するガイドラにかけて「取引環境・労働

ガラス新聞 媒体名 掲載日 2016.11.28





11:34 ト削減の近道ではない 効率の良い運行がコス

が求められている。 ためには、トラックドラ イバーの労働環境の改善 物を任せ、配達を受ける 安全確保、安心して荷

たいう。 が、荷主都合による手待・間改善路議会」を中央お「査」の道能貨物運送業の「マ、コンサルタント等の「団内のロジスティックスという。 の常態化が課題である。おける取引環境・労働時・中心。総務省「労働力網」 パイロット事業としい。そういう観点から、おける取引環境・労働時・時間外労働等長時間労働・される「トラック絶送に」≪、年齢は迅速・引続が、えている。 工事も商売も成り立たなよりトラック運送業界に においては自的時間超の 送事業者などにより権成 車種は大型が5・7 均拘束時間は6時間を超 物流を確立しないと、よりトラック運送業界に においては自的時間超の 送事業者などにより権成 全国的に取り組んでい。(分3分→50分)について、状況だ。 でライバーのクタスクラは関維な、答数、事業者 うとうなれ、いて、官民一体となって、する制増資金率引き上げ、けで改善するのは関維な、答数、事業者 うとうなれ、けで改善するのは関維な、答数、事業者 一分とうない ドラインの策定・普及に「る。トラック運送事業者 |省)・荷主・トラック運 |日) 証実験)の実施や、ガイ|見直すこととされてい| 度に行政(厚労省、国交 | 0-5年9月14日~20 | 東時間が1時間であるの | 全体の長時間労働差正に る。パイロット事業(実 中小企業への適用猶予を | トラック運送業界にお | 決定において、 月60時間 | 因となっており、 トラッ 労働条件の改善を 5年4月の閣議[ち時間等がその大きな要]よび全都道府県に設置 |雇用者数の年齢分布とは |専門家のアドバイスのも|の主役であるトラック運 荷主と良好な関係が必要 このため、2015年 | ち女性62人。調査期間2 | となって、取引票 し、関係者が一

体に同じ。 13:27

> な関係であることが何よ 送事業者と荷主とが良好

がる。確実に人件費は力 出さない時間であり、そ りも必要だと思われる。 回り回って、運賃に反映 れは即ちコスト高につな

2016. 11. 30

媒体名

日本食糧新聞

掲載日

「トラック輸送におけ 同方策の検討は、

議会が適正運賃・料金

「トラック運送業の

に対し、長距離運行の平繋げる。

短中距離運行の平均拘しることで、トラック業界

インに反映し、横展開す に取りまとめるガイドラ

付帯作業の上位7種	加工食品	飲料·酒	生鮮食品	コメ·麦 ·穀物	
検品(14,400回)	1位	3位	4位	_	
	(29.3%)	(25.5%)	(20.5%)		
保管場所までの横持 ち運搬(10,707回)	2位	_		_	
	(15.4%)				
商品仕分け (7,334 回)	2位	4位			
	(13.2%)	(10.9%)			
資材、度材などの 回収(4,125回)	4位	1位	_	-	
	(7.1%)	(11.2%)			
納品場所の整理 (2,844回)		2位		_	
		(6.9%)			
棚入れ(2,426回)	5位	3位		2位	
	(4.2%)	(6.2%)		(6.3%)	
ラベル貼り(1,054回)	5位	4位		-	
	(1.7%)	(2.2%)			
その他(581回)		5位			
	-	_	(1.3%)	_	

料金が取れるような仕

とが方向性として考え より適正に運賃以外の 下請法、あるいは独禁 下請けの関係であれば いというととであり、

の問題となってくる。

さが、女性がドライバ った。「付帯作業の多 なるとの指摘もある」 との見解も示された 一職を敬遠する要因に

国が早急検討

(アンケート調査、遊回 待ち時間がない運行」と や解決策は、20−8年トラック輸送の実態 ー時間45分。その分、「手」事業で明らかになる課題

|行」は全体の46・0%。

検討③解決手段の実証事

比べて拘束時間が長くな っている(1時間53分)。

トラック運送業界

ドライバーの拘束時間 | 分析②課題の洗い出し・ 「手待ち時間がある運 | 課題に対する解決手段の 「手持ち時間の平均は | 験の検証等を行う。この

キロ。 85・1%。平均は257 図ろうというもの。 ()荷 距離500キロ以下) が]と、長時間労働の改善を

トラック輸送労働改善

金ばかり上がり、 「トラック輸送状況

の実態調査」の事業者

|改善協議会」の中央協 | ため16年7月に設置し | で議論された。同検討 金を収受できていない 会では「運賃以外の料 対価を受け取れていな|れている。 有償とすべき。最低質 苦しい」などが挙げら 送費と荷役と付帯作業 など(労働区分)が理

体的な回答として「運要と思われることの具 調査では、労働時間短の実態調査」の事業者 縮に向けて荷主側で必

送取引の中で多く発生していることが「トラック輸送状況の実態調査」のトラックドライ方策の検討を、国は早急に進める意向だ。付帯作業は、加工食品や飲料・酒のトラック輸 トラックドライバーの付帯作業や荷役(商品の積み下ろし)を運賃に含めず別料金とする物流センターでの検品や保管場所までの横持ち連接、商品仕分けなどの運送業務以外の

に合わせて今後、食品界にも理解や対応が求められることになりそうだ。 バー調査から明らかになっており、荷主都合に起因する時間拘束など労働条件改善の動き

(川崎博之)

②発荷主側の手待ち③ ラック運送業界の自主 | 者などで棒戻する。は○始樂・乗務前点検 間改善協議会」は、ト | 主、トラック運送ョックドライバー調査で | ける取引環境・労働時 | 交通省などの行政・ックドライバー調査で | ける取引環境・労働時 | 交通省などの行政・ックドライバー関査で | おります。 回答を得たもの。 バー5029人の有効 ら

属するトラックドライ 52社、同事業者に所

「トラック輸送にお

ーなどの業務に掛かっ 無の調査票への記入を 書面化・料金収受の有 た時間や荷役に対する

ち⑥着荷主側の荷役一時間⑤着荷主側の手待 発荷主側の荷役の連転 主、トラック運送事業 進めるため、15年度に加制へ向けた取組みを た。厚生労働省、国土 るトラックドライバー 努力だけでは改善でき の時間拘束など取引環 境の改善や長時間労働

行い、12月以降に検証する。17月に助成事業により実証実験を を実証するため、共同で9~11 主らにヒアリングした。解決策業者、下請け運送事業者、着荷 18年度には普及・定着を

媒体名

繊研新聞

など、問題点を洗い出した。 手待ち時間がある運行」が49%、

える運行」が全体の13%、「手腰調査を実施し、「16時間を超

でおり、事前に取り決めのないなど発・着荷主の責任で発生し

手待ち時間は、荷が揃わない

荷役作業の要請なども問題視。でおり、事前に取り決めのない

トが入って発荷主、元受運送事

運転手の労働

件改善へ トラック運送業界

定も困難な状況で、業界挙げてでいる。長時間労働が常態化でいる。長時間労働が常態化バーの労働条件改善に取り組ん

rラック運送梁界が、 ドラ

月66時間超の時間外労働

トラック輸送事業者は

待ち時間など解決探

る

トラック物茂とおける 取引環境・労働時間な替 中央協議会(定義、野爪 使明確測経済へが学長) 使明確測経済へが学長・ 使明確測経済へが学長・ で、今年度中に相景を出 が決定し実証実験とへ。 た。今年度中に相景を出 が決定し実証実験とへ。 た。今年度中に相景を出 が決定し実証実験とく。 た。今年度中に相景を出 が決定し実証実験を 行い2018年度にとか を都道府県で実証実験を 全都道府県で実証実験を 全都道府県で実証実験を をのるオイドラインと を終する。

長時間労働改善へ実証事業

本ク長崎間労働の微態化 および全部道門県に設置 かり長崎間労働の微態化 および全部道門県に設置 のたるない状態となってい 長時間が悪の をしない状態となってい 長時間が高いの差し長時間 なっない状態となってい 長時間が一般が優かない差したができない状態となってい 長時間が高いの差し長時間の をない状態となってい 長時間が高い番号の る。のためい年度に回交 で護療を洗り出り終決手 とのためい年度に回交 で護療を洗り出り終決手 とのためいたに「シラン移域」としている。の表とのが状態となってより のき落く、荷玉、トラー段を検討・緩分手段の実 がした。レランク権が、一としている。の表にのが表現を表ですと しておける取り環境・労働、の農家の部が振うえてと 時間改善協議会しを中央。ミングが分からず、手符 発

トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会

にかけて取引環境

労

原生労働者なより国 生子交通(全日本上ランク協会は、ドライバーの特別時間が長時間 したなっている現状から 限却を心ため、手向ら 時間の削減に収り組む バイロット手楽(実証 実験)を開始するなど 実験)を開始するなど 実験がを開始するなど 実験がを開始するなど りまれる主義を本格化 させた。実証実験から りまりないのである。

勝化が課題となってい あ。その大きな要因は あ。その大きな要因は がは、 の本の大きな要因は の本の大きな要因は の本の大きな要因は 労働改善事業を本格化

よび全都道府県に設置る取引改善・労働時間る取引改善・労働時間

者などで構成される ゙ガイドライン 」策定 ケート調査(有効回答) 年9月に実施したアン 社・ドライバー502 9名) では「手待ち時 この結果を踏まえ、204年度で備別の荷谷へ24年度で備別の荷谷の大手でがりいて手待りの制造などに取り間の削減などに取り間の削減などに取りませた。

かった。 なった。 なった。 で の48%を占め、手待ち かで、その分「手待ち 時間の平均は1時間45 がない運行」と比 時間がない運行」と比 時間がない運行」と比

今後、実証実験から 今後、実証実験から 間改善の普及・定着を 図るとしている。

ラック連送事業者では 同協会によると、ト 同協会によると、ト 月66時間超の時間外労

トラック運送業界 の 厚労省と国交省が昨

し、関係者が一体となって取引環境の改善と 対た取り組みを推進し けた取り組みを推進し できた。

道府県で取り組みが進
められている。輸送品
目では食料は川半)、 農理物(ア中)、紙・ 農理物(ア中)、機械製
道材(の件)、機が製
品(の件)などとなっ

てで決定、すでに各都集団は47都道府県すべ

することで、トラック楽ラインに反映し、横展開ラインに反映し、横展開ラインに反映し、横展開ラインにない。

18年度ガイドラインに反映

2016, 12, 2

媒体名 日本農業新聞 掲載日

媒体名

みなと新聞

掲載日

2016, 12, 5

全日本トラック協会

トラック運要薬外がトフイバーの取時 間労働抑制のため、計画的な発注など荷 主の協力を求めている。全日本トラック 協会(東京都新宿区、星野良三会長)は 肝年度から、国土交通各や厚生労働が 荷主と連携し、長時間労働抑制の取り組 みを開始。荷主都合による荷強み・荷阵 ろしの際の待ち時間がドライバーの負担 になっていると訴えている。

時間弱長い。輸送品目別 り、トラック業界全体で、ベラと平均拘束時間が1 めたガイドラインを作き機時間がない運行に比 する課題や解決策をまと

縮減にも取り組む。

| では、東次部に称り、一では、東次部に粉淡なのが、上の、小元突、放在楽したので、「今により、小元突、放在楽したので、「今により、小元突、放在楽したので、「今により、小元突、放在楽した。」
| ではんが、と見時間が、日本の、「時になり、「時になり、小元突、放在楽した。」
| ではんが、と見時間が、日本の、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時にはなり、「時になり、」」」」「時になり、「時になり、「時になり、」」」「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、」」」」「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、」」」」」「時になり、「時になり、」」」」」」「時になり、「時になり、「時になり、」」」」」」」「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、」」」」」」」」」」」「時になり、「時になり、」」」」」」」」」」」」」「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「時になり、「

待機 実証実験開始課題 解決へ 時 間 18 削 年 減待 度めどに指針策定 た な

全日本・トラック協会は ドライバーの場合条件は ドライバーの場合条件は ドライバーの場合を が、の呼び掛けを行っ ている。慶産物ならの安 で供給を狙う1元、荷積 み・荷降ろしにかかる待 機時間が高かだ多のとなり、相互理 解を伴って取引環境の政 響を目指す考えだ。 のでは発化しつ つある。荷主による計画 的な発生を含め、相互理 解を伴って取引環境の政 響を目指す考えだ。 ・ラック、再定の労働条 性件を認っては、国や関連 性件を認っては、国・関連 性件を記っては、国・関連 象にした調査によると、 ののドライバーを対 筋を探ってきた。約50

流通支えるドライバー 長時間労働が常態化

改善へ 荷主の理解不可欠

マーライン コーライン コーライン コーライン コーライン コーライン マッケー 中間 4分 による。こうした時間も 相東時間に探り入れられ 日本は 一点 は 一点 が アッケー では 実施を かっている。 こうした 海界 だけの目的 ローライバー 不足も慢性 しい こうイバー 不足も慢性 しい こう イバー 不足も慢性 しい こう は 一点 が まず と 一点 は まず と しゅう と しゅう

また、現地で待機する 調査では38・6%、16時 問題えも13%あった。

掲載日 媒体名 日刊木材新聞 2016. 12. 20

官民一体でドライバーの労働是正へ トラック業の環境改善図る

は30・7%、8時間超 間は、発育主で5分、は30・7%、8時間超 間は、発育主で5分、では5・1%となって 善管主は4分と予想外いる。その分・手持ちに多く、また仕事を類がして物実間が及くなっ きれないなど弱い立場でした。 青砂の音画化 がうかがえる。

2016. 12. 21 媒体名 掲載日 鉄鋼新聞

トランク選手を 労働条件を着へ 京都で 鋼材を 取り裏に実験 国文省など 国字文化、ドライ | 校配する。一連の作業 が一の長時間労働の是は今年度末までに終え 「中子の一様では食料品や農産 手の労働条件状態に向 主ながも今めで改善に 1分体では食料品や農産 手の労働条件状態に向 主ながも今めで改善に 1分体では食料品や農産 手の労働条件状態に向 主ながらめて改善に 1分体では食料品や農産 手の労働条件状態に向 主ながらめて改善に 1分体では食料品や農産 手の労働条件状態に向 主ながらめて改善に 1分体では食料品や農産 日東空で 4 作型 で飲みな業種のトラッ 種として扱う。 最終的 所具金この対象事業者 ク運転手の長時間労働 には繁輝別に有効な改 所具金この対象事業者 ク運転手の長時間労働 には繁輝別に有効な改 の選定を終えた。 鋼材 の実態を調査・分析し、 ・一次には食料品や農産 ・一次には食料の実施を産産・ ・一次には食料品や農産 ・一次には食料の実施に有効な必を の選定を終えた。 鋼材 の実態を調査・分析し、 ・一次には食料の実施と方が高い。

ラインを作成する。

日商提出資料 「人手不足等への対応に関する調査」集計結果(一部抜粋)

内円:平成27年調査

過不足無し

39.7%

外円:平成28年調査

3.8%

過不足無し

45.5%

過剰 無回答 3.5% 0.7%

1.0%



調査概要

■調査地域:全国47都道府県

■調査対象:中小企業 4,072社

■調査期間:平成28年4月4日~5月9日

■調査方法:各地商工会議所職員による訪問調査

■回収商工会議所数:375商工会議所(回収率:72.8%)

±+

■回答企業数:2.405社(回答率:59.1%)

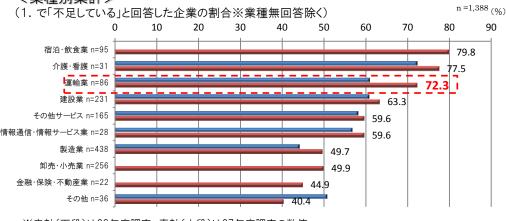
人員の過不足状況について(前年調査比較)

	T_	70
不足している	1,336(1,319)	55.6 (50.3)
過不足はない	955 (1,195)	39.7 (45.5)
過剰である	91 (93)	3.8 (3.5)
無回答	23(18)	1.0 (0.7)
合計	2,405(2,625)	100.0

※括弧内の数値は、平成27年調査での数値結果

- ▶ 全体では、半数以上の企業が「不足している」と回答。
- ▶ 昨年調査よりも「不足している」と回答した割合が上昇(約5ポイント)してお り、人手不足感が強まっている。

<業種別集計>

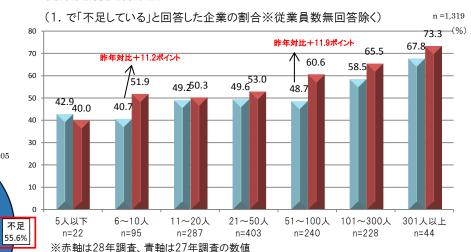


※赤軸(下段)は28年度調査、青軸(上段)は27年度調査の数値

※「宿泊·飲食業」「卸売·小売業」「金融·保険·不動産業」は今年度新規項目のため前年度比較はない

※母数は業種複数回答を含む

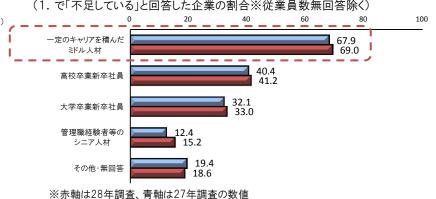
<従業員規模別集計>



- ▶ 従業員規模301人以上の企業では「不足している」と回答した割合 が70%を超える。
- ▶ 従業員「6~10人」「51~100人」規模では、昨年調査と比較し10 ポイント以上不足感が高まっている。

求める人材について【複数回答】

(1.で「不足している」と回答した企業の割合※従業員数無回答除く)



- ▶ 求める人材としては、「一定のキャリアを積んだミドル人材」が最も高く、前 年調査よりも高い数値となった。
- ▶ その他の項目においても対前年調査と比較して高い数値であり、幅広い 層で人手不足が拡大している。

北海道パイロット事業 【取組課題 検討中

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

<参加集団>

- 発荷主(水産物関係)
- 元請運送事業者
- 下請運送事業者 兼 荷扱い事業者
- 着荷主(水産物関係)



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

①運行計画の難しさから拘束時間が長 時間化している

②複数の配送先があるため拘束時間が 長時間化している ③市場での手待ち時間の発生が拘束時

間に影響を及ぼしている ④施設が狭いために施設内で荷卸し作 業ができず、労力と時間を要している ⑤水揚げや生産の時間から輸送までの

⑥輸送計画・輸送需要が天候に左右さ

時間的な余裕がない

7~12月

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

く実験>

検討中

手待ち時間の短縮を図る。 市場での荷受作業時に作成 する荷札発行時間を短縮でき ないか、方策を検討。

2月頃

験結果検証

3月

● 発荷主(合板メー カー)A ● 運送事業者3者 ア コンサルタント

現状分析

実験に参加する事業

者と、コンサルタント

が連携し、当該集団

における運送取引の

実態を把握。(打合せ

や事業場の訪問を複

数回実施。)

<参加集団>

課題の洗い出し 解決手段の検討

岩手県パイロット事業 【運行依頼の前倒し・出勤時間見直しによる拘束時間の削減】

● パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労

● この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック

働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する

現状分析を踏まえ、当該集団の課 題を設定し、この課題を解決する手 段を検討する。 <課題>

【発荷主】

解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。

業界全体の長時間労働是正につなげる。

〇通常は、運行前日までには伝票 を運送事業者へ渡しているが、配送 先の決定は当日の朝になることが

○積込みの人数(フォークリフト作業 員)は2人で行っている

→フォークリフト作業員が増員できれ ば荷積み時間の短縮が図れる 【運送事業者】

一運行前一

〇発注依頼が遅く、配送先が当日 決定されるため、運行計画が立てに

○荷積みまでの手待ち時間の発生 一配送先一

〇配送先に着いてからの手待ち時 間が長いことが多い

8~10月

実証実験

設定した課題に対する解 決策を実証する。 <実験>

運行依頼の前側し

荷主側で発注依頼が前 倒しできそうな運行につ いて検討し、運送事業者 への運行依頼を1日程度 前倒しする

出動時間の後倒し

・出勤時間を30分以上後 倒しにする →荷主側で製品準備・伝 票を運行時間までに整え 手待ち時間の発生を防

11月

29/1月以降

実験結果検証

青森県パイロット事業 【荷積み時間の前倒しや配送先別整理による拘束時間の削減】

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

宮城県パイロット事業 【運行途中での休息を自宅休息へ切り替え】

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

<参加集団>

- 発荷主(農業関係)A
- 元請運送事業者ア
- 下請運送事業者イ
- 着荷主(青果卸会社)a

課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。 <課題>

- 運行前-

- 〇荷積みに時間を要する荷積み場所が あり、長い時は早朝から昼ぐらいまでか かる
- 一運行中一
- 〇配送先(着荷主)の数が多い

一配送先-

〇市場に着いてからの手待ち時間が長 く、また荷卸しが終わっても検品の順番 待ちに30~40分要することがあり、また、 検品には1時間程度を要する。

【その他】 ※青果品に特化した課題

- 8~10月

〇荷物の丁寧な扱い(荷崩れに配慮) が必要であり、荷積みに人員・時間を要 している

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。 <実験>

朝積み時間の前倒し

・朝6時から荷積みを開始し、 市場への到着時刻を早める

配送先別の荷積みの 区分け、整理

・一部の集荷先においては、 配送先個々に仕分けられて いない場合(積荷)がある どこに保管されているのか、 集荷先担当者へ確認が必要

一運行の荷受け先削減

なときがある

結 果 検 証

験



現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

<参加集団>

- 発荷主(軽工業品)A
- 運送事業者ア



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

改善基準告示については荷主、 運送事業者間の長年の積み重ね により遵守されているが、一部の 運行において、運行途中での休 息(自宅以外)が見られた

このことから、好事例として今まで の取り組みについて詳細を確認 するとともに、自宅以外での休息 期間については、運転者の住所 地での休息期間が、それ以外の 場所での休息期間より長くなるよ う努めることと定められていること から、この運行に着目し改善基準 告示のさらなる遵守について取り 組むこととした

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

運行時間の見直し

・自宅以外での休息を、一旦帰 | 庫することにより自宅での休息に | 切り替え、安全衛生面での運転 | 者の負担について検証を行う

験 結

果 検 証

11月

29/1月以降

- 8~12月

29/1~2月

秋田県パイロット事業 【受付後の手待ち時間短縮による拘束時間の削減】

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

<参加集団>

- 発荷主(製紙メーカー)
- 元請運送事業者ア
- 下請運送事業者イ

コンサルタント



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。 <課題>

〇手待ち時間関係

- ・元請運送事業者では、 受付順に車両を割り当 てており、実運送事業 者は早い時間に出発で きるようオーダーが確 定する前に受付を行う ため、受付後の手待ち 時間が長くなっている
- トレーラへの積込み の際、複数バースを占 拠するため、スペース が手狭となり他のトラッ クへの積込みに手待ち 時間が発生している

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

- 実証実験を行うためのデータ等 | を発荷主に提供し、実験内容に ついて照会中
 - ▶ 手待ち時間の削減 出荷先別に、発荷主
 - > フェリーの時間変更 か。

実験結果 検証

1~2月

く実験>

検討中

- 工場入門から積込み作 業開始までの待ち時間 を調査。削減の余地を 検討。
- 輸送で使うフェリーの 荷物積み込み時間を調 整することで、全体の作 業時間を短縮できない

2月以降

予冷倉庫活用による拘束時間の削減

福島県

実施集団

発荷主A(生産者団体)、運送事業者ア(元請)・イ(実運送)、着荷主a・b(青果卸売業)、荷種:農産品(トマト)

- 当日の出荷数量がわからないため、選果完了時間がわからず、結果適正な配車(大きさや台数)ができず非効率。
- 一台の車で複数の集荷場で積み込むものの、各集荷場の情報共有が無くそれぞれで積込みの時間がかかり出発時間が

予冷施設の活用

天候等による出荷量の変化に作業員の確保や選果ラインの増加等対応が困難であったことから、 出発予定時間に間に合わなかった青果品(トマト)を予冷設備にて予冷し翌日出荷

く 改 善 結 果 > 発地(発荷主側)での待ち時間の削減

a社向けトラック 実施前 実施後 短縮効果 14時間34分 拘束時間(推定) 11時間45分 △2時間49分

b社向けトラック 実施前 実施後 短縮効果 拘束時間(推定) 12時間13分 10時間18分 △1時間55分

- ※ 運送事業者イ(実運送)の営業所出発時間から業務完了時間までを拘束時間(推定)として対比
- ※ 事前に荷量が把握でき、それに応じて出荷作業を計画的に実施できるため、出荷作業におけるドライバーの待ち 時間を大幅に削減

拘束時間(推定)

解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。

業界全体の長時間労働是正につなげる。



各々約2~3時間短縮

※実現するための課題:予冷設備の設置・運用にかかる費用及び設備までの横持ち費用の負担

● パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労

● この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック

働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する

山形県パイロット事業 【運転者の作業時間短縮による拘束時間の削減】

8~29/1日

- 8~29/1月

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

<参加集団>

- 発荷主(農業関係)A
- 元請運送事業者ア
- 下請運送事業者イ
- 着荷主(仲卸会社)a



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。 <課題>

○集荷時間の遅さ

- ・18、19時以降に集荷にいか なければならない場合がある
- 〇集荷・配荷が複数箇所ある場 合の待ち時間の増加
- ・集荷・配荷場所が複数ある場 合は、それぞれで待ち時間が発 生し、拘束時間が長期化しやす
- 〇市場の荷受け方法の煩雑さ ・仲卸ごとに荷受け方法が異な
- 駐車スペースが確保できない と待機時間が長くなってしまう場 合がある

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。 く実験>

検討中

- 積込時間の短縮
- 発地ストックポイントを使 用している場合と使用して いない場合の積込み時間の 検証(集約拠点を設け、複 数箇所で集荷したものをそ こにおろす作業と、その集 約拠点から市場まで輸送す る作業を分離する)
- ・積込み時間削減
- パレット化が困難なリンゴ について、使用した場合と バラ積みの場合の効果検証 中

実験結 果

検証

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

現状分析

<参加集団>

- 発荷主(コンクリートポー ル・パイル製造工業)A
- 運送事業者ア

※今回、下請運送事業者や 着荷主は対象としない



課題の洗い出し 解決手段の検討

茨城県パイロット事業 【 重量物の荷積み作業等にかかる影響の検討 】

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

- 9~11月

- > 手待ち時間関係
- ・荷主工場内積込み作業において の「入場時間」→「積込開始時間」→ 「積込終了時間」がデジタル式タコグ ラフでは把握出来ていない。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

- ▶ 協力会社(他の元請運送事 業者含む7社)による実態調査
- ・ドライバーが「入場時間」「積 込開始時間「最終積込終了時 間」等の項目について工場側(荷 主側)の屋外作業員や検査員と 時間確認し調査票に記入。
- ・調査票を集計し調査結果をまと め改善策を検討。

11~1月頃

験結果検証

1~2月 2月以降

【茨城県協議会】

発荷主の荷積み風景



群馬県パイロット事業 【着荷主とのパートナシップ構築による待機時間、附帯作業時間の削減】

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、コ ンサルタントが連携し、当該集 団における運送取引の実態を 把握。(打合せや事業場の訪 問を複数回実施。) <参加集団>

- 発荷主(JA)
- 実運送事業者(元請)

〇発荷主での積込み作業に おいては、発荷主と実運送事 業者が継続的な改善を実施し てきており、待機時間、附帯作 業に係る拘束時間については、 問題となっていない(好事例と して整理する)。

〇着荷主(市場、小売店)にお ける待機、附帯作業に係る拘 東時間に改善すべき重要な問 題があるものの、特定の着荷 主が集団に参加していない状 況である。

課題の洗い出し

<物流現場の課題>

- ▶ 市場における待機時間 保冷庫のない市場では、
 - 荷卸し時間が指定されて おり、常時待機時間が発 生している。
- 附帯作業の拘束時間
 - 大口の小売店に対しては 直送するが、小売店指定 のラックへの貨物の取下 しを指示されるため、通 常よりも1時間以上作業 時間が延びることがある。

<体制の課題>

- ▶ 着荷主とのパートナーシップ
 - パートナーシップの構築 がされていないため、着 荷主に対して具体的な改 善提案をしづらい状況に ある。複数の荷主に働き かけ、関係構築にあたっ て障壁になっている点を

本年度の取組事項

本年度は着荷主とパートナー シップを構築することを主たる事 業とする。なお、期間内に取組可 能な改善活動があれば適宜実施

- <物流の課題改善への取組> 着荷主に対するヒアリング の実施
 - 発荷主が農家から の出荷情報を収集 し、それを活用する。
- <体制の課題改善への取組> 着荷主とのパートナーシップ

の構築

- 着荷主と本集団で 改善に向けた定期 的な会議を持ち、改 善活動を実施。
- パートナーシップ構 築における関係者 間の相互理解を深 めるためのエッセン | スを抽出し整理する。 11~2月頃

験

S結果検証

3月以降

栃木県パイロット事業【入荷バースの柔軟的割り当てによる手待ち時間の短縮】

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

埼玉県パイロット事業【荷物の回収等の作業工程の見直し及び改善による拘束時間の削減(調整中)】

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、コ ンサルタントが連携し、当該集 団における運送取引の実態を 把握。(打合せや事業場の訪 問を複数回実施。)

- <参加集団>
- ●発荷主
- スナックフード・サービス(株) ●運送事業者
- 高野総合運輸(株) (有)仲野運輸 ㈱星川産業 (株)アクティチャレンジ



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の課題 を設定し、この課題を解決する手段を 検討する。

- <課題>
- ①宇都宮センターへの入荷便の慢性 的な手待ち時間が発生している。
- ②菓子問屋配送で手待ち・荷役時間 が長くなっている。
- ③取得した勤務データにおいて拘束 時間超えが発生している。
- <解決手段>

8~12月

- 物流センター、外部ストックポイントの 集約を行う。
- ・比較的稼働率の低いバースを入荷 用に解放する。
- 親会社と菓子問屋の間で協議を行う。
- 可能な便に関してパレット輸送を行う。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

く実験>

- ●入荷バースの柔軟的割り当て | による手待ち時間の短縮
- 宇都宮センターの共同配送入 荷専用5バースを市内工場・ 倉庫からの横持ち入荷用にも開 放する。
- 通常バース(出荷用)の一部を 入荷用にも開放する。
- 入荷業務のダイヤグラムオペ レーション化。

実験結果検証

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

現状分析

<参加集団>

- 自動車関連企業 (発・着荷主)
- 運送会社(1社)



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

● 現在、現状について分析中

※自動車関連企業の本社工場(埼 玉県)と部品センター(群馬県)間を 1日2往復している便について、搬入 等の作業時間を含む拘束時間の削 減及び運送の効率化について検討 を行う予定となっている。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

● 現在解決策について検討中 ※ 2月末頃開始予定

験結果検証

3月以降

1月頃 2月頃 2月以降 12~1月

千葉県パイロット事業 【荷主と運送事業者の重複業務の見直し】

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実

<参加集団>

- 荷主(食品メーカー)
- 運送事業者



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

【物流の効率性からの観点】 台車から板パレットへの積み替え

以前は工場側からローラーコン ベアで移動させていたが、現在は ローラーコンベアをほとんど使用 せず台車上に商品をピッキング する。これを運送事業者の積み 込みスタッフがバース側に台車を 移動させコース別に板パレットに 積み込む。台車から板パレットへ の積み替えが発生。

→重複作業による効率の悪化

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

現状及び実証実験における作業 時間を比較・検証する。

【現状】 (荷主)

ピッキングした荷物は台車に集

(運送事業者) 集品された商品は、板パレットに 移し替え、再度検品作業を行う。

【実証実験】 (荷主)

板パレットに集品し、検品作業を 併せて行う。 (運送事業者)

板パレットに集品された荷物の総Ⅰ 個数の検品のみ行う。

> 2月上旬 2月以降

現状分析

業界全体の長時間労働是正につなげる。

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

<参加集団>

- 発荷主(建設関係)A
- 元請運送事業者ア
- 下請運送事業者イ
- 着荷主(建設関係)a



課題の洗い出し 解決手段の検討

神奈川県パイロット事業 【積込み作業時間短縮による拘束時間の削減】

● パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労

● この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック

働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

7~10月

解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。

▶ 手待ち時間関係

・ 精込み時に時間がかかり、順 番待ちが生じている

・荷下ろし時に、早めに事業者 が来ているため、待機時間が 生じている。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

Ⅰ <実験>

検討中

積込み作業時の手待ち時間 の削減の可否を検討

験 結果検証

2月以降

1~2月頃

東京都パイロット事業【調整中】

9~11月

- 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

● パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する

現状分析

コンサルタントと対象集団

による第1回検討会を10月

山梨県パイロット事業

【荷待ち時間短縮等による拘束時間の削減】

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

<参加集団>

- ·発荷主(家庭紙製造業)A
- ・元請運送事業者ア
- 下請運送事業者イ 下請運送事業者ウ
- ·着荷主(卸売業)a



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

手待ち時間関係

- 発地側工場内で複数箇 所の積込みがあり、積 込み場所毎に待機時間 が発生
- **積込み場所での長距離** トラックと地場配送トラッ クの混在
- 発地側の外部倉庫での 積込み時に、事前に指 示のない複数箇所での 積込み作業が発生
- 着地側倉庫での受付時 間順による入構のため、 必要以上の早めの受 付及び作業開始までの 待機時間が発生

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

く実験>

事業者及び着地側における待 機時間短縮を軸に調整中。

実験結果検証

験結果検証

また、流通センターへの現 地確認を実施したうえで当 該集団における運送取引 の実態を把握。

に実施。

<参加集団>

- 発荷主(食品メーカー)
- 運送事業者
- 着荷主(流通センター)



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、コンサルタン トによる課題の洗い出しをもとに、 第2回検討会にて課題の解決方 法を検討。

<課題>

> 手待ち時間関係

- 流通センター到着後、 受付開始時間前にト ラックが集中し、搬出作 業の順番待ちにより多 大な手待ち時間が発生。
- 荷役作業関係
 - 発荷主側では積載効率 を重視したパレット積み を行う一方、流通セン ター側ではサイズ的に 収容不可能なため、手 下ろしを強いられている 状況。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

手待ち時間の縮減

流通センターで試験 運用中の「受付予約 システム」を活用し、 予約した時間帯に 搬出を行うことによ り、手待ち時間の短

荷役作業のパレット化

縮を図る。

統一したパレット積 みを実施し、流通セ ンターでの手下ろし をパレット下ろしへ 変更することにより、 荷下ろし時間の短

結果検

験

縮を図る。

1月頃

2月以降

10~11月

2月頃

3月中旬以降

10~11月

着荷主(流通センター)の手下ろし作業場

【山梨県協議会】









③解決手段の実証

設定した課題に対する解

▶ピッキング作業の改善

▶倉庫内、ロケーション変更

▶トレース(バーコード)シス

▶トラックの付け方変更検討

1~2月頃

(中間ストアの活用)

決策を実証する。

| 手待ち時間関係

く実験>

トテムの導入

長野県パイロット事業 【荷待ち時間短縮による拘束時間の削減】

- パイロット事業(実証実験)は、知識を有するコンサルの助言・提案のもと、長野県地方協議会によりトラック輸 送状況実態調査結果や地域の実情踏まえ選定された対象集団が、トラック運転者の長時間労働等の改善を 図るものである。
- 以下のように①荷主及び運送事業者の現状の把握、長時間労働の原因や抑制の阻害要因等の分析②課題 に対する改善策の検討 ③解決手段の実証 ④検証等を行う。
- 実施内容は平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、トラック業界全体の長時間労働是正につなげる。

①現状分析

対象集団自己チェックリストによ り現在の労働環境の把握。コン サルによる分析。

対象集団と、コンサルタントが連 携し、運送取引の実態を把握。 (事業場の訪問を複数回実施)

<対象集団> 発荷主(マルコメ(株))

運送事業者(長野通運(株)) 下請運送会社(東信運送(株)) 〈コンサルタント〉 ペック協会

コンサルタン

富山県パイロット事業

②課題の洗い出し

改善策の検討

現状分析を踏まえ、当該集団 の課題を設定

<課題>

11~1月

トラック業界全体の長時間労働是正につなげる。

- ▶拘束時間関係
- ・早朝便、横持ちドライバーの 目標時間を大きくオーバーし ている。
- 積込み時間が時間ごとの出荷 便にばらつきがある。出荷便 が多い時間には積込み位置 が遠くなることでリフト運搬距 離が長くなり積込み作業時間 が長くなる
- 積込み作業はトラックに直接 積み込みとなっており、運転手 の手待ち時間が長くなってい
- 荷卸し(ディストリビューション センターDC)の順番に対応で きていない

設定した課題に対する解 決策を決定する

<実験内容>

- >夜間生産製品の積込み、 Ⅰトラック移動について変更
- ▶時間帯ごとの出荷便数の 平準化、同時に積込み作 業を行うトラック便数を減ら I し、積込み作業のリフト運 搬距離を削減
- ▶一時仮置きに製品の準 ■ 備をしておき積込み時間の 短縮を図る。
- ▶店舗別にピッキングを行 うことによりDCのほしい順 Ⅰ に到着し荷卸し



結果

検

1~2月頃

2月以降

· 新潟県パイロット事業 【荷待ち時間短縮による拘束時間の削減】

- パイロット事業(実証実験)は、知識を有するコンサルの助言・提案のもと、新潟県地方協議会によりトラック輸 送状況実態調査結果や地域の実情踏まえ選定された対象集団(発荷主:岩塚製菓株式会社 運送会社:魚沼
- 以下のように①荷主及び運送事業者の現状の把握、長時間労働の原因や抑制の阻害要因等の分析②課題
- 実施内容は平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、トラック業界全体の長時間労働是正につなげる。

運輸株式会社)が、トラック運転者の長時間労働等の改善を図るものである

- に対する改善策の検討 ③解決手段の実証 ④検証等を行う。

①現状分析

実験に参加する事業者と、コ ンサルタントが連携し、チェッ クリストや現場状況を元に当 該集団における運送取引の 実態を把握。

<参加集団> 発荷主中越パルプ工業(株) 元請運送事業者中越ロジス

ティクス

下請運送事業者港運輸(株) 着荷主中越パッケージ(株) ほか関東エリア

②課題の洗い出し 解決手段の検討

【拘束時間の削減】

い出し・課題に対する解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。

● パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者

■ この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、

の長時間労働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗

現状分析を踏まえ、当該集団 の課題を設定し、この課題を 解決する手段を検討する。 <課題>

- ・出荷場所において作業が集中し た場合に待ち時間が発生。
- ・実際の運転の仕方、休憩の取り 方はドライバー任せている部分 が多い。
- れに3,4ヵ所となる場合がある。 〈解決手段〉

荷待ち時間の短縮

- 荷役ホームの改修 バースの接車スペースの拡張
- ドライバーの時間管理
- ・運行経路、休憩場所等をあら かじめ指示することで拘束時間 等に影響確認

積込み場所の集約化※

・横持ちと出荷の輸送に分割し、 積込み作業時間等を短縮 (※中長期的な課題)

③実証実験

設定した課題に対する解決 策を実証する。

<実験>

▶ 荷役ホームの改修 両側から荷役できるよう にホームを拡張



>バーススペースの拡張



▶ ドライバーの時間管理 ドライバーに任せた場合 との管理する場合との違い



①現状分析

対象集団自己チェックリストに

より現在の労働環境の把握。

現場確認によるコンサルによる

分析。対象集団と、コンサルタ

ントが連携し、運送取引の実態

を把握。(事業場の訪問を複数

着地(スルーセンター)でのドラ

イバーの状況調査分析

· 発荷主: 岩塚製菓(株)

<対象集団>

回実施)

②課題解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の課題を設 定し、この課題を解決する手段を検討する

<課題>手待ち時間関係 予定積込み開始終了時刻に対して遅れる場 合がある。

予定ピッキング開始終了時刻に対して遅れ る場合がある

- 人によりピッキング作業時間(効率)にばら つきがある(標準作業時間より長くなる場合が ある)
- 積込待ちの解消
- 積込み完了遅れの解消

(原因の明確化作業)

- ▶トラック1台分1人作業化の実施→ピッキン グを1人1台作業とすることで、問題見える化 し、有効な対策を講じていく
- (見えてきた原因)
- ・運搬距離が長い(ピッキング場所が広域にま たがる)
- ・ピッキング場所(作業場所の空き状況)

賞味期限の混在 11~12月

(4)

結

検

・石川県パイロット事業 【荷役・荷待ち時間短縮による拘束時間の削減】

- パイロット事業(実証実験)は、知識を有するコンサルの助言・提案のもと、石川県地方協議会によりトラック輸 送状況実態調査結果や地域の実情踏まえ選定された対象集団(発荷主:コマニー株式会社 運送会社:上田 運輸株式会社)が、トラック運転者の長時間労働等の改善を図るものである。
- 以下のように ①荷主及び運送事業者の現状の把握、長時間労働の原因や抑制の阻害要因等の分析 ②課題 に対する改善策の検討 ③解決手段の実証 ④検証等を行う。
- 実施内容は平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、トラック業界全体の長時間労働是正につなげる。

①現状分析

対象集団自己チェックリスト により現在の労働環境の把 握。コンサルによる分析。

対象集団と、コンサルタント が連携し、運送取引の実態を 把握。(事業場の訪問を複数 回実施)

<対象集団>

- ·発荷主:コマニー(株)
- ·運送事業者:上田運輸(株) <コンサルタント>



②課題解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

法の検討

- 荷役作業関係 出荷製品の集荷・荷造り・積載方
- > 手待ち関係 出荷日にあわせた生産体制の構

ロケーション変更し。効果を <実験>

入庫時間のコントロー 出荷時間に合わせた

③解決手段の実証

設定した課題に対する解決

策を実証する。

だす。

- 製品造りの取組 (出荷前日までの完成 品準備率の向上)
- (ピッキング数の調査、 回数を減らすための
- (荷主側、梱包作業側 運送事業者側での出 荷体制情報の共有

1~2月頃

2月以降

(4)

結

検

静岡県パイロット事業②

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労働等の改善を図るものである。以下の ように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し、課題に対する解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実

<参加集団>

- 発荷主 冷凍食品製造業の物 流子会社
- 元請物流事業者 軍輸Δ
- 下請運送事業者 運輸B



課題の洗い出し 解決手段の実施

【運送の流れ】

中部の拠点→関東→関東の複数 の冷凍施設を巡回集荷→中部の

【課題】

複数筒所の巡回集荷がドライバー の長時間労働の原因となっている。

【改善の実施】

・発荷主、運輸Bと輸送システムの 見直しを要請。関東での巡回集荷を 発荷主、運輸Aで行い、物流セン ターから中部拠点の輸送のみの担 当へ変更。

ドライバーの労働時間の短縮に繋 がった。

改善の経緯を検証

- 運輸Bの働きかけにより労働 時間の短縮ができた事例のた め、発荷主、元請への交渉、 改善の実施の経緯について 詳細を検証する。
- ・今回の発荷主以外にも、冷 凍食品や水産加工品を出荷 する荷主企業との取引が複数 あるため、この輸送の効率化 についても検討する。

1~2日

静岡県パイロット事業①

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労働等の改善を図るものである。以下の ように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し、課題に対する解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック業界全体の長時間労働是正につなげる。

実験に参加する事業者と.

コンサルタントが連携し、当

該集団における運送取引

の実態を把握。(打合せや

事業場の訪問を複数回実

施。)

<参加集団>

軍輸△

● 発荷主 製造業

● 下請運送事業者

運輸B、運輸C

元請運送事業者

課題の洗い出し 現状分析 解決手段の検討

11~1月

【課題】

出荷作業時の手待ち時間の発生。 積込場所でほぼ毎日発生している。

・出荷場所(積込場所)での積込み 完了の遅れの発生。当日荷当日締 めによる追加、キャンセル対応のた め積込み完了に遅れが出る。

- 発荷主の要求する輸送時間が短い。
- ・発荷主からの出荷指示が遅く、計 画的配車ができない。ほぼ毎日積込 み当日の連絡。
- 積込み作業の運用における乗務員 への労働負荷。積込みバースの不 足、積込車両までの導線が長い等。
- 外部倉庫と場内の出荷優先順位が 連動しておらず、積込みを優先した い車両に待ち時間が発生。

実証実験

【ファーストステップ】

現状の出荷オーダーをもとに、出 荷の順番を輸送条件等をベース に計画化。現在休息が不十分な | 運行について積込みの順番調整 を行う。

【セカンドステップ】

- 今後検討していくもの。
- ・在庫の適正配置。
- 取引条件等の見直し。(取引先 との取引条件、配送の指定時間 輸送時間等)
- ・パレット化の推進。(空パレット の保管・回収や、作業分担、費用

験結果検 証

愛知県パイロット事業

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労働等の改善を図るものである。以下の ように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し、課題に対する解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と. コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

く参加集団>

- 発荷主
- 中部セキスイハイム工業 ● 運送事業者 豊橋センコー運輸



課題の洗い出し 解決手段の検討

事業場訪問(1回目:11/11、2回 目:1/27)、現状分析を踏まえ、当 該集団の課題を設定し、この課題 を解決する手段を検討する。

【業務のながれ(工場出荷後)】 出庫 → 待機場到着・作業 → 現場搬 入・据付開始 → 帰着 → 翌日分積荷

<課題>

6~12月

- > 手待ち時間関係
 - 現場指揮のもと順番に据 え付けるため、職人の数や 段取りにより、待ち時間が 発生
- 荷役作業関係
 - 待機場で積替えが必要
- 拘束時間関係
 - ユニット数の大きな物件は 地場輸送でも16H超過が 発生
 - 帰りの最終便は、空のラッ クや資材関係を積み込む ため、据付完了まで現場を 離れられない

実証実験

設定した課題の「計画以上の 拘束時間が発生した要因 」 に着目し、真の課題を明らか にする。

<実験>

- 【運転(出庫~待機場)】
- ·交通集中/事故渋滞
- 天候不順
- 入場規制
- 【運転(横持ち~現場搬入】 ·進入路変更/進入難
- ·進入時間規制
- 長距離の構持ち
- ・単車不足
- 【荷役作業(現場)】
 - 電気工事待ち
 - ・据付け待ち
 - 現場管理(休憩)
 - 直送部材の搬入遅れ
- 【運転(待機場~帰庫)】 ·交诵集中/事故渋滞
- •天候不順

2月末頃

6~12月

1~2月

2月末頃

- 10~11月

12~1月

験

結果検証

岐阜県パイロット事業【出荷遅れの際、情報伝達により待機時間から休憩時間への変更へ】

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労働等の改善を図るものである。以下の ように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し、課題に対する解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実

<参加集団>

- 発荷主 (株)バロー ホールディングス
- 元請運送事業者 中部 興産(株)
- 下請運送事業者 秋田 運輸(株)
- 着荷主 (株)バロー



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の課 題を設定し、この課題を解決する手 段を検討する。

- チェックリストによる課題の洗い出し ・課題に基づく事業場への状況確認
- ・確認結果に基づく解決手段の検討 参加集団による解決手段の可否の判 断上合章形成
- 〇特に月末や年末に、物流センターで 入荷の遅れがあると、全体の作業に遅 れが発生し、ドライバーの手待ち時間が 発生している。
- 〇作業導線に非効率な筒所がある。 (物流センターの設計上の問題も含め て検討が必要であり、直ちに改善するこ とは困難)

実証実験

対処可能と思われる解決手 段についてトライアルを実施。 ・タイミングは月末及び年末繁 忙期。

【内容】

〇入荷遅れの情報をドライ バーにも情報共有し、ドライ バーが状況もわからず待機す るのではなく、休憩などができ るよう、調整。

〇現在、ドライバーにアンケー トを実施しており、その結果も 踏まえて検証する。

験 結果検証

2月末頃

福井県パイロット事業

現状分析

実験に参加する事業者と、

コンサルタントが連携し、当

該集団における運送取引

の実態を把握。(打合せや

事業場の訪問を複数回実

サカイオーベックス(株)

(株)ミツノリ、福井貨物

<参加集団>

● 運送事業者

自動車(株)

● 発荷主

課題の洗い出し 解決手段の検討

● パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労働等の改善を図るものである。以下の

この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック業界全体の長時間労働是正につなげる。

ように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し、課題に対する解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。

現状分析を踏まえ、 当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

〇課題

ヒアリング、チェックリストによる課題 の抽出作業の結果、反物であるロー ルを梱包する作業に時間かかかっ ていることが判明

〇解決手段の検討

反物であるロールを保管する場所が 手狭であることから作業に時間がか かっていることもあって、近隣にある トラック事業者の倉庫に反物及び梱 包機を移して作業を行うことを検討。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

〇11月25日第二回検討会に て実験内容について提示

〇実証実験

1月16日から1月20日において 実証実験を実施中

験

1月末頃

- 10~11月

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労働等の改善を図るものである。以下の ように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック業界全体の長時間労働是正につなげる。

三重県パイロット事業

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 る手段を検討する。 の実態を把握。(打合せや 〇課題 事業場の訪問を複数回実

<参加集団>

- 発荷主
- (株)おやつカンパニー

現状分析

運送事業者 (有)青山商店荷役



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す

- ・集荷先が最大6箇所あり非効率 となっている。
- ・積載率重視で、トラックへの貨 物の積み付けがバラ積みで行わ れていることから、荷物の積み込 み、荷下ろしに時間がかかってい ることが判明。
- 長距離幹線便の拘束時間の長 時間化が判明。

〇解決手段の検討

- ・3倉庫、1工場の在庫を建設中 の新物流センターに集約を図る。
- ・ばら積み貨物のパレット化によ る実証実験について検討。
- 長距離幹線便における高速道 路の適正区間使用による運行計 画の変更。

実証実験

11~1月頃

設定した課題に対する解決策 を実証する。

〇11月24日に第2回の検討 会議が開催され、課題と改善 策が提示され実験内容を決定。

- 1. ばら積み貨物の作業補助 要員を1人配置し、荷役時間 の短縮効果と増加経費につい て検証を行う。
- 2. 長距離幹線便における拘 東時間等の適正化を図るため, 高速道路の使用区間や運行 計画を見直し効果検証を行う (実証実験期間)

1月16日(月)~1月20日(金) の5日間で実施

実験結果検証

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、コン サルタントが連携し、当該集団に おける運送取引の実態を把握。 (打合せや事業場の訪問を複数 回実施。)

<参加集団>

- 発荷主(日用品メーカー) サンスター(株)
- 元請運送事業者 名鉄運輸(株)
- 下請運送事業者 ジャパンロジコム(株)
- 着荷主(卸売業者) (株)あらた



課題の洗い出し 解決手段の検討

滋賀県パイロット事業【着荷主における取卸し時の待機時間の削減】

現状分析を踏まえ、当該集団の課題 を設定し、この課題を解決する手段 を検討する。

<課題>

8~11月

- ▶ 取卸し時における待機時間
 - 受付順に、指定バースにて 取卸しするため、待機時間 が繁忙期以外にも発生
 - フォークリフトの台数が限 定されているため、待機時 間がさらに長時間化
 - 取卸し後の検収作業にも 時間を要し、取卸し後の拘 東時間が長い

実証実験

12~1月

設定した課題に対する解決策 を実証する。

- 取卸し時における待機時間 の削減
 - 入門時間管理を実
 - 検収作業を踏まえた ▮ 伝票の受渡しを後 日に実施
- 業務改善指標の設定
 - 平均待機時間(KPI) の共有化等、業務 改善効果の見える 化. 集団内での日標 と進捗状況の共有

験

8~11月

12月~2月頃

2月~3月頃

- 平成28年9月~平成29年1月

平成29年2月以降

平成29年3月

京都府パイロット事業 【荷揃えの優先順位を変更することにより手待ち時間を解消】

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実

<参加集団>

- 発荷主(製造業)
- 運送事業者
- ㈱ミクニランテック京都営業所 着荷主(製造業)



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

- 手待ち時間の発生
 - 発荷主側の集荷に行っ た時点で荷揃いが終 わっておらず、手待ち時 間が発生する

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

- 荷揃えの優先順位を変更
 - 発荷主において、荷 揃えを製造ロット順 から輸送車両順にし ジャストインタイムで 荷積み出来るように して手待ち時間を解

消させる。

験結果検証

着荷主(製造業者) (調整中)

現状分析

実験に参加する事業者と、コン

サルタントが連携し、当該集団

における運送取引の実態を把

握。(打合せや事業場の訪問を

● 発荷主(機械金属製造業)

神鋼物流株式会社

三輪貨物自動車(株)・

元請運送事業者

下請運送事業者

(株)日笠運送

神戸製鋼所高砂製作所

複数回実施。)

<参加集団>

課題の洗い出し 解決手段の検討

● パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労

● この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック

働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する

現状分析を踏まえ、当該集団 の課題を設定し、この課題を解 決する手段を検討する。

兵庫県パイロット事業 【課題の洗い出し中】

業界全体の長時間労働是正につなげる。

解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。

2月2日に第2回検討会を実施。 検討会に向け、課題抽出及び 解決手段について検討中。

現時点で判明している課題は 以下のとおり。

- ・雨天時の積込み作業におい て、作業エリアが狭隘であり シート掛けに時間を要する。
- 出荷工場自体が、積込み作業 用に設計されておらず、複数台 の同時作業ができず待機時間 が発生する。 等

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

2月2日の第2回検討会において、 課題や解決手段が決定される。 その内容により実験内容が確定 する。

験 結果検証

2月予定

2~3月以降

2月以降 9~2月頃

大阪府パイロット事業 隆ろし作業時の検品作業方法の改善

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

奈良県パイロット事業 【(未定)

- 10~1月

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、コ ンサルタントが連携し、当該集 団における運送取引の実態を 把握。(打合せや事業場の訪 問を複数回実施。)

<参加集団>

- 発荷主
- (株)日本アクセス
- 運送事業者 (株)ハッブ (有)千流
- 着荷主 (株)アカシヤ



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の課題 を設定し、この課題を解決する手段 を検討する。

<課題>

9~11月

- 拘束時間関係
- 繁忙期は、運送事業者で定めて いる一日の拘束時間 (12時間)を 超えることもあるが、納品時間を考 慮した配車とコース設定をしている ため、大きな問題は無い。
- 荷役作業関係
 - ・品揃えは庫内の作業員が行い、 車両への積込みはドライバーが 行っているが、大きな問題は無い。
- 手待ち時間関係
- 納品時間が決められているため、 手待ち時間はほとんど無いが、検 品のための待ち時間が発生してい

実証実験

設定した課題に対する解決策 ■を実証する。

<実験>

- 拘束時間、荷役作業関係 大きな問題は無いため、こ | こに至った取り組み事例を提 供していただく。
- 手待ち時間の縮減 各店舗での検品のための 待ち時間の削減やカテゴ
- リー別商品の降ろし作業が5 分、10分の削減となる。 着荷主に荷物の受け取りを されている従業員の意見等 を確認していただき、報告を 求めているところ。 その内容によって、実験内容 を検討する。

実験結果検証

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引

の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実

現状分析

<参加集団>

- 発荷主(機器部品製造メー л-) A
- 元請運送事業者ア 下請運送事業者イ
- 着荷主(計測機器製造 メーカー)a



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

2月中に開催予定の第2回検 討会に向け、課題の抽出に向 けた作業中。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

> 2月中に開催予定の第2回 検討会において、決定する 課題に対し、実証実験をお こなう予定のため、未着手

験結果検証

2~3月頃

- 7~11月

11~2月頃

2月以降

和歌山県パイロット事業 (橋梁(部品)の設計変更による24時間運行を可能とした拘束時間の削減)

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実

<参加集団>

- 発荷主(建材メーカー) 髙田機工(株) 和歌山工場
- 運送事業者
- 着荷主(建材メーカー)
- 高田機工(株) 工事本部



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

- 拘束時間関係
 - 特殊車両通行許可が 必要とされる輸送であ り、運行可能時間が21 時~6時と限定されるも のもあるため、拘束時 間が長くなる傾向があ
 - 一般道を利用する運行 計画が組まれることが 多く、2泊3日の運行と なっている

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

- 橋梁(部品)の設計変更
 - 運送事業者からの 意見を聴き、荷主側 物流部門と設計部 門とが連携すること で、荷姿を24時間運 行可能なスペックへ
- 運行時間の削減
 - 現在の一般道利用
 - 2泊3日運行から1泊

実験結果検証

- から、高速道路利用
- 2日運行に改善

1月頃

2月以降

全体平均 ▲7分

特約店出荷

(当日午前)

(当日午後)

社内転送

特約店先積出荷

(株)西日本建設物流

- 8~9月

岡山県パイロット事業【入門時間管理、ピッキング等の効率化による積込み時の待機時間を削減】

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

<参加集団>

- 発荷主(飲料メーカー)A
- 元請運送事業者ア
- 下請運送事業者イ

コンサルタント



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の課題 を設定し、この課題を解決する手段 を検討する。

- 8~10月

- 積込み時における待機時間
 - 早朝6時台の待機時間が 長い(受付開始時間開始 後、1時間以内)
 - ピッキングに時間を要する 時間帯における待機時間
- 積込みに係る拘束時間
 - 複数の積込み場所を巡回 するため、積込み時の拘束 時間が長時間化する傾向 にある
 - 積込み時にピッキングによ り積荷が準備できない場合 拘束時間が長時間化する

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

- 積込み時における待機時間
 - 入門時間管理により、 「早期受付車両を優 | 先する積込み実施」 の原則を見直し
 - スペースを確保し、 ピッキング効率の向
- 積込みに係る拘束時間
 - ピッキング効率の向 上に向けた改善方 策の実施 等
- 業務改善指標の設定
 - KPI設定による業務 改善効果の見える 化、集団内での目標 と進捗状況の共有

10/1~10/31

2/1以降

実験結果検証

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当

該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

現状分析

<参加集団>

- 発荷主(自動車メーカー)
- 元請運送事業者 下請運送事業者 3者 ● 着荷主(自動車メーカー)



課題の洗い出し 解決手段の検討

〇各活動の結果、全体で平均約7分の構内滞留時間が削減

改善効果

▲10分

▲7分

▲4分

来より15分の増加

※約半数のトラックが(1)②に影響

①積込エリア集約により改善

● パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労

● この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック

働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

広島県パイロット事業 【 タイトル 調整中

解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。

業界全体の長時間労働是正につなげる。

課題抽出のための荷主関係者 等からのヒアリングを実施中

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

取組方策

②一方、先積台数増加による作業要員配置不足などが原因で待機が従

|①台数削減、入門時間調整、積込エリア集約により改善

①工程改善により従来より約30分積込開始を早期化

験結果検証 検討中

9~10月

1月~2月頃

山口県パイロット事業 【在庫の適正化やオペレーションの改善による拘束時間の削減】

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実

<参加集団>

- 発荷主(製造業)A
- 元請運送事業者 B
- 下請運送事業者 C
- 着荷主(倉庫業) D



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

- 手待ち時間関係
 - 発荷主での荷揃いが遅 く、構内での手待ち時 間が発生している。
- 荷役作業関係
 - 貨物の形状が多様であ るため、トラックへの積 みつけに時間がかかる。
- 拘束時間関係
 - 法令遵守のために高速 道路を利用する必要が あるものの、運送事業 者の持ち出しとなってい

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

- 在庫の適正化
 - 年内に設備の定期 修理があるため、そ の時点で在庫を調 整、在庫の適正化を 図る。
- オペレーションの改善
 - 出荷アイテムとその 他アイテムの置き場 の分離、運送会社 への積み込み予定 時間の事前連絡の 検討などのメニュー の中から、在庫の様 子を見ながら取り組 みを再検討する。

1月中旬~2月中旬

実験結果検証

2月中旬以降

● 元請運送事業者ア、イ、 コンサルタント

課題の洗い出し 解決手段の検討

鳥取県パイロット事業【乳製品の運送に係る作業等時間短縮による拘束時間の削減等】

● パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労

● この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック

働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

7 ~1月

解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。

業界全体の長時間労働是正につなげる。

解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。

業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、

コンサルタントが連携し、当

該集団における運送取引

の実態を把握。(打合せ、

発・着荷主(乳製品製

造メーカー)A(a)

事業場訪問実施。)

<参加集団>

- 拘束時間関係
 - ・ コストの関係で長距離輸送 への高速道路利用が通常では 認められていない。
 - ・ 荷下ろしの時間が分割され ているため休息時間が取れて いない。
- 荷役作業関係
 - ・ パレット化、荷役機械化によ る作業負荷の軽減。
- ・パレット単位による受注

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

・販売輸送について、高速道路利

用による高速時間短縮の検討 ・一部長時間化している運行につ いて、分割休息導入の検討 ・肥料の引取りに関して、パレット 化の検討

験

結果検証

1~2月頃

2~3月以降

【パレット積み貨物の荷役風景】

TOYOTA

【山口県協議会】



8~12月

倉庫に横積みで保管されている製品は、1 本ずつラムフォークリフトでトラック荷台に横 積みで積みつけていく。

一方、製品によっては、パレット積みで保管 されているものもあり、これはパレットのまま フォークリフトで荷台の高さまで上げた後、ド ライバーが斜めに転がしながら荷台奥へと移 動させていく。

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引の 実態を把握。(打合せや事 業場の訪問を複数回実 施。)

現状分析

鳥根県パイロット事業

<参加集団>

- 発荷主:ホシザキ(株)島 根工場
- 元請運送事業者:日本 通運(株)出雲支店木 次営業所
- 着荷主: ①日通トランスポート (株)岡山支店 ②北四国運輸倉庫㈱ 倉庫支店

課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

- 受注業務について
- 配車結果の情報共有とトラック 到着時間のスケジュールにつ いて
- 積込み作業について
- 工場の設備について
- 工場の出荷情報について
- 工場の製品の荷姿について
- 荷主と運送業者のパートナー シップの強化について
- 上記を検証した結果、以下の課題が 見られた。

・荷積みスペース不足による荷積 みに時間がかかる。(倉庫)

貨物の形状が様々なため、荷積 みに時間がかかる。 等

実証実験

設定した課題に対する解決 策を実証する。

く実験>

【積込み作業の効率化等による拘束時間の削減】

● パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する

● この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック

- コンサルタント及び参加集 団で実験内容を検討中
- ・形状、大きさの異なる非常 に多くの製品をトラックに積 載する作業となっているた め、当作業の効率化につ いて検討
- ・当日生産・出荷する製品の 生産進捗に関する情報の 運送事業者への提供を検

2月頃

験

結果検証

香川県パイロット事業 【荷役作業の改善による手待ち時間の短縮】

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、コンサ ルタントが連携し、当該集団にお ける運送取引の実態を把握。(打 合せや事業場の訪問を複数回実

荷種 冷凍食品

<参加集団>

- 発荷主(製造業)
- 元請運送事業者(運輸A) 下請運送事業者(運輸B)
- 着荷主(運輸A)



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

- 荷役作業時間
- ・冷凍食品の荷役作業は手作業 で行うことから、附帯作業時間 が長時間化する傾向にある。
- 待機時間関係
 - 検査・検品が遅延した場合に待 機時間が発生する傾向にある。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験予定内容>

- 荷役作業時間の短縮化
- 荷台にローラーを設置し、荷 役作業を効率化させ、5%前 後の作業時間の短縮化に取
- 待機時間の削減

を構築。

・検査・検品に伴う遅延発生 の情報を迅速に伝達し、待 機時間が発生しない仕組み

1~2月頃

3月以降

験結果検証

下請運送事業者(運輸B) ● 着荷主(卸売業) コンサルタント

現状分析

実験に参加する事業者と、

コンサルタントが連携し、当

該集団における運送取引

の実態を把握。(打合せや

事業場の訪問を複数回実

元請運送事業者(運輸A)

施。)

荷種 菓子

<参加集団>

● 発荷主(製造業)

高知県パイロット事業

業界全体の長時間労働是正につなげる。

課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。

荷役作業関係

かっている。

手荷役での積込み及び荷降 ろし作業のため時間がかかって いる。(パレットの利用無し)

る検品作業が複雑で時間がか

숶品作業関係 多品種少量の発注により積 込み及び荷降ろし作業におけ

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験予定内容>

【積込み及び荷降ろし作業改善による拘束時間の短縮】

● パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労

● この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック

働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する

- 荷役作業時間の短縮化
 - パレットを利用して、パレッ ト単位に荷物を集約、荷物 は、積込み時にビニールで 固縛して車両荷室の下段に | 積込みを実施、少量荷物は パレットの上段に積込みを 実施することで、積込み及 び荷降ろしの作業時間の短
- 縮を図る。 発注量の平準化
- 多品種少量の発注が毎日 されており、積込み及び荷 降ろし作業時の検品作業に 時間がかかっているため、 パレット単位になるように発 注方式を見直し作業の効率 化を図る。

1~2月頃

2月以降

験

愛媛県パイロット事業 【事業内容非公開】

11~12月

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、4検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

徳島県パイロット事業 【運行時間変更による拘束時間の短縮】

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

荷種 柑橘類

<参加集団>

- 発荷主(農協) 元請運送事業者(運輸A)
- 下請運送事業者(運輸B)
- 下請運送事業者(運輸C) 着荷主(青果市場)



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

参加集団にチェックリストの 配布及び事業場訪問による課題 の洗い出しを実施。 課題内容については非公開。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

く実験>

実証実験内容を検討中で あるが、検討内容につい ては非公開。

験結果検証

実験に参加する事業者と、コンサ

ルタントが連携し、当該集団にお ける運送取引の実態を把握。(打 合せや事業場の訪問を複数回実

現状分析

荷種 印刷用紙

<参加集団>

- 発荷主(製造業)
- 元請運送事業者(運輸A)
- 下請運送事業者(運輸C)
- 着荷主(運輸A)



11~12月

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

課題の洗い出し

解決手段の検討

参加集団にチェックリストの配布及び事業 場訪問による課題の洗い出しを実施。

○手待ち時間関係

- 印刷用紙を取り扱うため雨天時の荷役 場所が限られる。このため雨天時には手 待ち時間が発生。
- 着地倉庫における待ち時間が長いとい う特徴がみられる。

〇拘束時間関係

・改善基準告示の範囲内での運行計画 を作成し、同告示の順守を実現している。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

〇運行時間の変更 出発時間を遅らせることによ る拘束時間短縮

験 結果検証

- 7~11月

11~1月

2月以降

- 7~11月

11~12月頃

12月以降

福岡県パイロット事業

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実

<参加集団>

- 発荷主(物流会社)A 元請運送事業者 甘木合同運輸(株) (株)チクホー (有)北野運輸
- 着荷主(物流会社)A



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

- ①着荷主側における手待ち時間、順 番取りや荷役時間が労働時間を延 ばしている。
- ②発荷主作成の運行スケジュール で動いているが、道路状況やアクシ デントがあると、計画通りに運行でき ず拘束時間に影響が出る場合があ

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

く実験>

②複数個所集荷を1個所積みに できるように、横持ちを実施。 発荷主において、拠点での在 庫を調整。

実験結果検証

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当

該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実

現状分析

長崎県パイロット事業

<参加集団>

- 発荷主(食品製造) (株)フランソア
- 元請運送事業者
- 日通長崎運輸(株) 着荷主(食品製造) エーケーエム(株)



課題の洗い出し 解決手段の検討

● パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労

● この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック

働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。

業界全体の長時間労働是正につなげる。

- ①荷役と幹線輸送を同一のスタッフ が行っているため1人あたりの労働 時間が長くなるケースがある。
- ②九州自動車道の結節点が鳥栖で あるため、柳川ICまでの一般道走行 が長く、運転時間が長くなる傾向が ある。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

- ①1人あたりの拘束時間を短縮
- 化を目標に、荷役作業担当(A)と 幹線輸送担当(B)を分離する。

験 結果検証

10~11月

1月

2月以降

10~11月

1月

2月以降

佐賀県パイロット事業

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

熊本県パイロット事業

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

<参加集団>

- 発荷主(加工食品製造)A ● 元請運送事業者B



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

- ①パレット崩しの手荷役で作業負荷 が大きく、時間もかかり、運転手不 足の要因となっている
- ②複数個所集荷・複数個所下ろしに より、荷役時間や運転時間が増大し、 拘束時間に影響を与えている。
- ③着荷主での荷下ろしが集中するた め、早い到着をめざす傾向がある。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

く実験>

②1人あたりの拘束時間の短縮 化を目標に、運転手を2人体制 として、集荷専門と、長距離運行 専門に担当を分担し乗務。運転 手それぞれの日報から、拘束時 間の変化を計測する。 具体的な実施方法を検討中。

実験結果検証

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

<参加集団>

- 発荷主(農産物) 能本県経済農業協同組合連
- 合会 元請運送事業者 熊本交通運輸(株) (有)国際急送 宇城農産輸送(株)



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

- (1)トラック到着から積み込み開始ま での手待ちが長い
- ・納品市場ごとの商品が全てそろわ ないと積込み開始できないため。 ②構内作業員がいるにもかかわら
- ず、ドライバー自らが構内作業に関 わり拘束時間となっている。 多品目多点おろしのため、ドライ バーが積込み状況を把握していない と納品時に混乱するため。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

左記課題を含む現状分析と課題 のレポートを作成。一部運送事 業者の回答調査票の確認中。 その後、第2回検討会議を行い、 実証実験内容と時期を確定させ る予定。

験結果検証

- 10~11月

1月

2月以降

3月以降

2月(見込)

大分県パイロット事業

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実

<参加集団>

- 発荷主(鶏卵) 農事組合法人 協和
- 元請運送事業者 豊後通運(株)



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

陸路の長時間運行における拘束 時間の縮減。フェリーを活用した運 行と高速道を活用した場合との比較、 モーダルシフト活用。

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

左記課題を含む現状分析と課題 のレポートを作成。対象集団にて 確認の予定。

その後に第2回検討会議を行い、 実証実験内容と時期を確定させ

2月(見込)

実験結果検証

3月以降

下請運送事業者 カンサルタ連輸(株)

(株)JA物流かごしま

現状分析

実験に参加する事業者と、

コンサルタントが連携し、当

該集団における運送取引

の実態を把握。(打合せや

事業場の訪問を複数回実

発荷主(食肉加工)

ズ(株)川内工場

元請運送事業者

鹿児島くみあいチキンフー

<参加集団>

鹿児島県パイロット事業

業界全体の長時間労働是正につなげる。

課題の洗い出し 解決手段の検討

● パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労

● この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック

働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。

〇拘束時間関係

- 長距離輸送のため、運転時間が
- 〇荷役作業関係

9~10月

解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。

業界全体の長時間労働是正につなげる。

- ・ばら積みのため、積込に時間が かかる。
- 〇手待ち時間関係
- ・入構時刻に関する認識に問題が
- ・タイミングによっては出発時の接 車待ちがある
- ・届け先の受入れ可能時間までに 待機が発生する

沖縄県パイロット事業「清涼飲料品等の積み卸し作業時間短縮による拘束時間の削減」

● パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労

● この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック

働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

○運転時間の見直し

- ・届け先時間指定の見直し
- 高速道路利用部分の拡大
- 〇荷役作業関係
- 積込時間を算定し、積込作業の 生産性の確認。
- 荷役時間を発荷主に連絡。発 荷主から着荷主へ、所要時間の 短縮協力を依頼。
- パレット積み、パレット卸により 作業時間を短縮。
- ・車両のバース接車の調整。
- 〇手待ち時間の縮減
- 入構時刻の認識の修正と車両 出発時刻の見直し
- ・届け先の時間指定の緩和

11月

2月以降

験

宮崎県パイロット事業

11月

- パイロット事業(実証実験)は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労 働等の改善を図るものである。以下のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する 解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック 業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

<参加集団>

- 発荷主(農産物) 宮崎県経済農業協同組合連合会 元時運送事業者
- 下請運送事業者
- (有)宮崎配送センター 着荷主(東京青果市場内卸)A

(大阪青果市場内卸)B



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

- 手待ち時間関係
 - 出荷先別の分荷・加工 作業が終わらないと出 荷できないため手待ち が発生
- 荷役作業関係
 - 分荷の確定に時間がか かり、配車連絡がギリ ギリになる
 - 集出荷センターでの積 み込み開始時刻から フェリー乗船〆時間ま
- でのリードタイムがない 拘束時間関係

9~10月

複数の集荷先を巡回す るため、ドライバーの拘 東時間が長引く

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

く実験>

する。

・出荷日を現状から1日遅らせ、 集荷日の翌日とすることにより、 製品の品質面等にあたえる影 響・課題を調査

・農家から集荷した当日(1日 目)は、集出荷センター内の予冷 庫に保管し翌日出荷とすることで、 4日目出荷の実証事業を行う。 ・リードタイムが1日伸びること による品質の劣化について検証

実験結果検証

現状分析

実験に参加する事業者と、 コンサルタントが連携し、当 該集団における運送取引 の実態を把握。(打合せや 事業場の訪問を複数回実 施。)

<参加集団>

- 発荷主:A
- 元請運送事業者:B
- 下請運送事業者:C
- 着荷主:D

課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の 課題を設定し、この課題を解決す る手段を検討する。

<課題>

- > 手待ち時間関係
 - 宅配による小口納品の一 括化による効率化
 - 入荷ステーションごとの貨 物調整による平準化
 - コンテナ積む順の改善に よる入荷スケジュール改
 - 入荷の計画通りの実施、 進捗管理の改善による効
 - 2シフト制、夜間納品の実 施などゲートオープン時 間の延長による効率化
 - 小ロット納品の待機抑制
 - 検品体制の見直し検品体 制の見直し

実証実験

設定した課題に対する解決策 を実証する。

<実験>

- > 手待ち時間の縮減
 - (改善メニューのうち、改善の) 必要性と実行可能性の観点 |
 - からテーマを絞り込んだ) 入荷ステーションご との貨物調整による



小ロット納品の待機



3月頃

11月

1月以降

6~10月頃

10~2月頃

験

X 結果検証

トラック運送事業者のための

一番変数



取引条件の改善に向けて法令違反となる取引行為や必要な価格交渉ノウハウを掲載



1	章

I 章	このハントノックの使い方
	はじめに 1
	1. このハンドブックの内容 2
	2. このハンドブックのねらい2
II章	こんな取引条件に要注意!!
	1. 著しく低い運賃・料金を一方的に設定されていませんか? 3
	2. 附帯業務の料金を運送委託者に負担してもらえていますか? 4
	3. 有料道路の利用料金を負担させられていませんか? 5
	4. 契約の内容を書面化できていますか?
	5. 運送委託者の都合で生じた追加運賃・料金を、運送委託者に負担してもらえていますか? 7
	6. 燃料費・人件費の上昇分を適切に運賃・料金に転嫁できていますか? 8
	7. 労働時間を守れない運送を強要されていませんか? 9
	8. 荷待ち時間への対策を講じてもらえていますか?10
置章	受注者のための価格交渉ノウハウ
	1. 取引条件を明確にしましょう
	2. 価格根拠を上手に伝えましょう 15~16
	3. 取り決めたルールや交渉経緯を書面に残しましょう 17~21
V 章	困った!! そんな時の相談先
小市	
	1. 取引上の悩みについての相談先① 22
	2. 取引上の悩みについての相談先② ······ 23
	3. 下請法・その他関連政策についての相談先 24
	4. 関連法規 25~26

I章 このハンドブックの使い方

はじめに

トラック運送業は、国内貨物輸送の約4割を担う、 日本の生活・経済を支える重要な役割を果たしています。

しかしながら、低賃金・長時間労働など「労働環境の 悪化」により、近年、トラックドライバーになる方(特に 若い方)が減ってきています。

また、全ドライバーの平均年齢も約50歳に達しよう としています。

このままでは、ドライバーが段々減っていってしまい、 近い将来、これまでのように安全で良好なサービス品 質により荷物を運ぶことができなくなり、ひいては生活・ 経済にまで影響を及ぼしかねません。

そんな大変な状況を避けるためには、トラックドライバーの「賃金の上昇を前提」とした労働環境の改善など、若い方達がトラックドライバーとして働きたいと思える魅力ある「健全な労働環境」に改善する必要があります。

これまでのトラック運送業では、取引上、荷主が強い立場にあることから、例えば「燃油の高騰などによるコスト負担」、「運送以外の附帯業務にかかる対価」などについて、運賃・料金等の交渉をしたくても以後の取引を断られることをおそれ、「運賃・料金交渉がうまくできない商慣行」が存在し、適正な取引ができていませんでした。

お互いが必要な費用などについて平等な立場で運賃 交渉ができる「適正な取引条件」に改善するためには、 荷主とトラック運送事業者とが手をとりあい、一体となっ て取り組んでいくこと がとても重要です。

このハンドブックは、荷主とトラック運送事業者の皆様が適正な取引を行うための「手引き」としてお役立て頂き、「健全な労働環境」に改善するためのものです。

荷主とトラック運送事業者が共に永く発展し続けていける、そんな取引を目指しましょう。



1 このハンドブックの内容

本ハンドブックでは、以下の内容を記載しております。ぜひ、貴社に必要な内容について目を通し、適正な取引条件の改善に向けた一助としてご活用ください。

章の名称	内容
Ⅲ こんな取引条件に要注意!!	実際の取引において、具体的に問題 となり得る行為と望ましい取引のあり 方を記載。
受注者のための価格交渉ノウハウ	価格交渉を成功させるためのポイン トを記載。
₩ 困った!! そんな時の相談先	荷主や元請運送事業者との取引に関 する疑問・悩み等について相談可能な 機関を掲載。

2)このハンドブックのねらい

【契約前の価格交渉の事前準備として活用】

交渉に際し、運送事業者の皆さんが本ハンドブックをご覧になることによって、運送委託者にとって、どのような取引行為が法令違反のおそれとなるのか、それを踏まえ、どのように交渉を進めれば効果的なのかなどについてご理解いただき、ご活用ください。



本ハンドブックは、様々なケースを想定しているため、内容は汎用的なものとなっております。貴社の状況に応じて必要な内容をご活用ください。

Ⅲ章 こんな取引条件に要注意!!

本章では、実際の取引において具体的に問題となり得る取引行為と望ましい取引のあり方をご紹介します。まず、 ① ~ ② のそれぞれについて ① チェックポイントを活用して、自社の取引に改善すべき点がないか確認しましょう。

その上で、**② こんな取引を目指しませんか?**を確認し、その実現に向けて、第Ⅲ章の **受注者のための価格交渉ノウハウ**を参考にしてください。

1) 著しく低い運賃・料金を一方的に設定されていませんか?

● 運送委託者が運送事業者との十分な協議なしに通常支払われる運賃・料金より著しく低い運賃・料金を不当に定めることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



2こんな取引を目指しませんか?

】詳しくは第Ⅲ章を ご参照ください。

- 原価を踏まえた見積をもとに協議を行い、運賃・料金を設定する。また、定期的に協議の上、運賃・料金を見直す。
- 燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

2) 附帯業務の料金を運送委託者に負担してもらえていますか?

● 運送委託者が運送事業者の運転者等に契約にはない役務を無償で提供させることは 下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



2こんな取引を目指しませんか?

】詳しくは第Ⅲ章を ご参照ください。

- 契約時に十分な協議の上、附帯業務の範囲、費用負担等を明確化し、書面化する。
- 合意内容を定期的に見直し、実際の業務と齟齬があれば、十分な協議の上で契約を改める。

Ⅲ章 こんな取引条件に要注意!!

3) 有料道路の利用料金を負担させられていませんか?

●運送委託者が**有料道路の利用を前提とした運送を依頼しながら、有料道路利用料 金の負担を拒むこと**は、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

①チェックポイント/タ



■ 有料道路の利用を前提とした運送依頼にもかかわらず、有料道路利用料金を自社で負担させられていませんか。

荷物の引渡しが / 遅くなったけど、 今からでも絶対に 間に合わせてね!!

そう言っていつも 高速代払って くれないんだよな…



高速使わないと 間に合わないけど…

運送委託者

運送事業者





2こんな取引を目指しませんか?

詳しくは第Ⅲ章を ご参照ください。

- 有料道路の利用が必要な依頼では、十分な協議の上、書面により有料道路利用料金の額とその負担者を明確化する。
- 運送事業者と契約内容や運賃・料金について定期的に話し合い、信頼関係を構築する。

4)契約の内容を書面化できていますか?

- 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」では運送契約に際して、**運送日時、附帯業務の 内容、運賃・料金の額等の必要事項について書面で共有することをルール化**しています。
- **運送事業者が再委託する場合に、必要事項を全て記載した書面を交付しないこと**は下請法に違反するおそれがあります。



2こんな取引を目指しませんか?

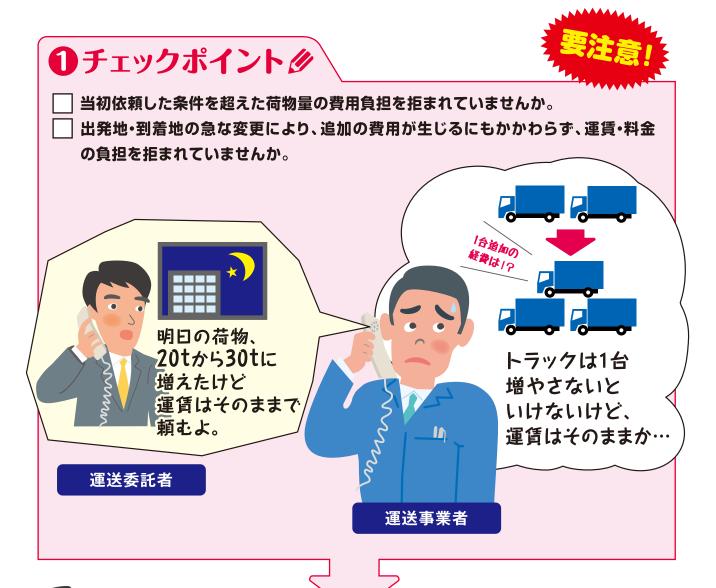
詳しくは第Ⅲ章を ご参照ください。

- 運送事業者は運送委託者と協議の上、運送内容や運賃・料金、その支払い方法等について合意する。
- その条件を書面化し、保存する。

Ⅲ章 こんな取引条件に要注意!!

5) 運送委託者の都合で生じた追加運賃・料金を、 運送委託者に負担してもらえていますか?

●運送委託者の都合で契約内容を変更し追加費用が生じたにもかかわらず、運送委託者が費用負担をしないことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



2こんな取引を目指しませんか?

】 詳しくは第Ⅲ章を ご参照ください。

- 運送事業者は運送委託者との十分な協議により運送条件を設定する。
- 契約した業務内容に変更が生じた場合には、合理的な運賃・料金を再設定し、追加費用を請求する。

(5) 燃料費・人件費の上昇分を適切に運賃・料金に転嫁できていますか?

● 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

① チェックポイント/② □ 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒まれていませんか。 □ 燃料サーチャージの導入要請を行ったにもかかわらず、協議を拒まれていませんか。 燃料費・人件費も上がっているので、運賃・料金も上げてもらえませんか? 燃料費 「ラック運送業」トラック運送業 運送事業者

2こんな取引を目指しませんか?

詳しくは第Ⅲ章を ご参照ください。

- 運送事業者は運送委託者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

Ⅲ章 こんな取引条件に要注意!!

7) 労働時間を守れない運送を強要されていませんか?

●運送委託者の指示により運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合 などには、荷主勧告(※)の対象となるおそれがあります。

(※)荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれ得ます。

1 チェックポイント 0 運転者の労働時間のルールを守れないような運送依頼を受けていませんか。 運送委託者の都合で出発時間を遅延させられるなど、 法令遵守を阻害されていませんか。 いきなりそんなこと言われても、 これは追加で 今から出発だと必要な休憩が 明日の朝までに とれないよ! 九州までお願いね 運送委託者 運送事業者

詳しくは第Ⅲ章を ご参照ください。

至急の運送依頼を受ける場合は、運送委託者が費用を負担することを前提に有料道路利用等について協議する。

2こんな取引を目指しませんか?

運送事業者は運送委託者と十分な協議の上、発着時間や運行ルートを決定する。

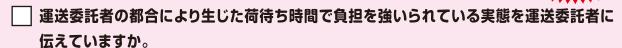
8)荷待ち時間への対策を講じてもらえていますか?

- ●運送委託者の都合により、荷待ち時間が生じるなど、労働時間等のルールを守れ なくなる行為が見受けられる場合には、荷主勧告(※)の対象となるおそれがあります。
- また、運送委託者が出発時間を指定したにもかかわらず、運送委託者の都合により荷待ち時間が生じ、必要経費を支払わない場合には、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

(※)荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれ得ます。

運送事業者

①チェックポイント*必*



運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による追加費用(人件費等)を負担させ



詳しくは第Ⅲ章を ご参照ください。

2こんな取引を目指しませんか?

- 荷待ち時間の実態やそれにより生じる課題を運送委託者と共有し、対策を講じる。● 別 出荷スケジュール等を管理し、計画的に荷物を引き渡す。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間の追加費用は運送委託者に負担してもらえるよう協議する。



|||章 受注者のための価格交渉ノウハウ

本章では、望ましい取引を行うための価格交渉ノウハウをご紹介します。適正取引の実現に向け、価格交渉における様々な場面で受注者側はどのような対応を講じるのがよいか、参考にしてください。

1)取引条件を明確にしましょう

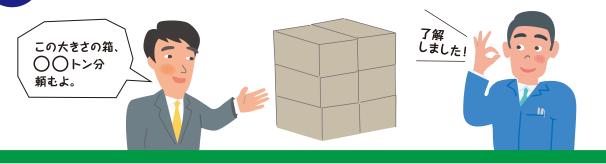
荷主・元請運送事業者と運送事業者間のトラブルを回避するためには、その取引条件を明確にすることが重要です。まず、取引条件に関するルールを定めた上で、価格設定方法等について両者間で合意をとることが望まれます。

A |業務内容について

業務内容・責任の範囲を明確にして、契約を結びましょう。



(さ) 運送する物の形態や重量について、あらかじめ確認をしておく。



ポイント 附帯業務が発生する際は、その業務内容を明確にする。



B 運賃・料金設定について

運賃・料金を荷主・元請運送事業者と運送事業者の双方の合意に基づいて、明確に設定しましょう。 また、定期的に協議の場を設け、適宜見直すようにしましょう。



運賃と料金の区別を明確にする。



ポイント

運賃に関して、燃料費や人件費などを考慮し 合理的な範囲で設定する。







ポイント

有料道路利用料金や附帯業務を行うために生じる費用など運送にかかる追加費用の額やその費用分担について、あらかじめ明確に設定する。





|||章 受注者のための価格交渉ノウハウ



荷主・元請運送事業者の都合による貨物量の増減の場合には、荷主と十分に協議し、合理的な運賃・料金を設定する。





キャンセルや不十分な荷造りによる荷物の汚破損(外装異常)が生じた場合、 契約に含まれない附帯業務や荷待ち時間が発生した場合の費用負担について、 契約時にあらかじめ明確にしておく。



チェックポイント<u>少</u>

- 実際の運送で生じた荷待ち時間を記録し、 当初見込んでいたより長い荷待ち時間が恒 常的に発生する場合には、荷待ち時間削減 対策や車両留置料の引上げについて荷主と 協議しましょう。



C その他

突発的な事態が起きた際に、どのような対応をとるのかなど、事前に荷主・元請運送事業者と運送 事業者間で話し合いをしておくようにしましょう。



突発的な燃料費の高騰に際しては、その上昇分を見込んだ 運賃・料金の再設定について協議する。

また、燃料サーチャージ制度の導入について、荷主・元請運送事業者に対し、導入の必要性等を十分に説明の上提案する。





||章 受注者のための価格交渉ノウハウ

2)価格根拠を上手に伝えましょう

荷主・元請運送事業者との価格交渉にあたっては、燃料費、人件費等のコストに関する客観的なデータを提示するなどして自社が提示する価格の根拠を合理的に伝えることが必要です。

△ |荷主・元請運送事業者による運賃・料金の低減要請への対応

1 自社の価格設定については明確な原価計算を行い、詳細に提示しましょう。 ※原価計算の方法が分からない場合には、全日本トラック協会がHPで公開している「トラック運送業における原価計算シート」を活用することや、各都道府県トラック協会主催の講習会に参加することをお勧めします。

原価計算のご参考」全日本トラック協会HP

http://www.jta.or.jp/

- ② 附帯業務など運送以外の取引条件について、契約後に齟齬が生じないよう詳細に 提示しましょう。
- ③ 附帯業務や荷待ちにかかる時間費用については、附帯業務の内容や想定される荷待ち時間数を明示した上で、運賃とは別に提示しましょう。(契約見直し交渉にあたって必要となります。)



B│燃料費・人件費等の高騰分に対して

1 燃料費・人件費等の上昇分については、公的機関等から公表されているデータ などを用いて、必要な金額の合理性を明らかにした上で提示しましょう。

燃料費の参考資料 資源エネルギー庁 「石油製品価格調査」

http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/

人件費の参考資料(有効求人倍率) 厚生労働省 [一般職業紹介状況(職業安定業務統計)]

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/114-1.html

- ② 外的要因によるコスト増加について、企業努力で対応可能な範囲を荷主・元請運送事業者に示し、その範囲を超えるものについては、運賃・料金に反映されるよう荷主・元請運送事業者と協議しましょう。
- ③ 燃料費については、燃料サーチャージの意義や必要性を荷主に伝えた上で、燃料 サーチャージの導入を荷主・元請運送事業者と協議することも有効です。

燃料サーチャージのご参考 国土交通省「燃料サーチャージ制の導入促進」

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html



C その他

1 当初合意した多頻度・小口輸送への対応が、ドライバー不足などにより困難になった場合や現場の負担が大きくなった場合には、発注量の引き上げなどの改善案を提示した上で、それに見合う運賃料金の再設定を協議しましょう。

||章 受注者のための価格交渉ノウハウ

取り決めたルールや交渉経緯を書面に残しましょう

取引条件の改善に向けて発注者と取り決めたルールを着実に実行するためには、 書面に取り決めを残すことが重要となります。

書面化すべき事項

契約内容を書面化する際に、業務上必要最小限の項目として、次の8項目が挙げられます。 これらの項目に追加して、業務上必要な記載項目を記載してください。

- ❶ 荷主•元請運送事業者/受託者、連絡先
- ② 委託日/受託日
- 🔞 運送日時、場所
- 4 運送品の概要、車種・台数
- ❻ 運賃・燃料サーチャージ
- 6 附带業務内容
- **7** 有料道路利用料金、附带業務料金、車面留置料(x)
- ② 支払方法・期日

(※)荷待ち時間に対する料金

できるだけ詳細に 契約書を作成しよう!



上記の各種事項を決定した際は、「日時」「場所」「担当者」「方法(対面・電話など)」を 記録しておきましょう。あるいは、見積書や契約書に記載しておくとトラブルが発生した際に 役立ちます。

記録を作成する際には、正確な事実を記載することが重要です。記録を残す際には、可能な 限り記憶が鮮明な交渉当日に作成し、荷主・元請運送事業者と共有しましょう。

また、電子メールなどを活用して記録を残すことも有効です。取引先に対して、「間違いがあ るとご迷惑をかけるのでご確認させてください」と伝え、改めて記録内容を電子メールなどで 確認することも、相互認識の共有という点で有用と考えられます。

B 契約書面の例

この章では必要な項目を盛り込んだ発注書や運送引受書の例を掲示いたしますので、契約書類を作成する際に、ご参照ください。

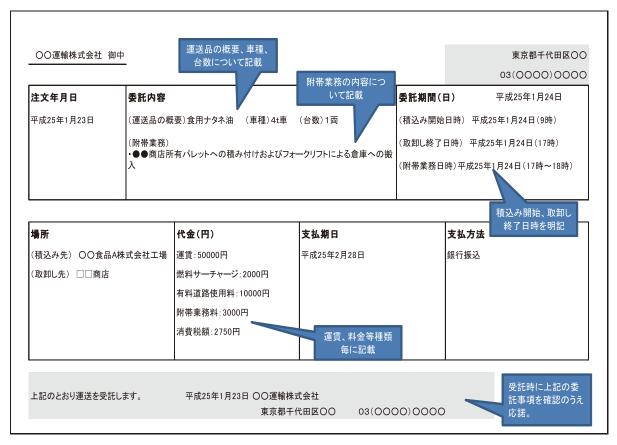
また、より詳細な内容は、国土交通省「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」に詳しく記載されておりますので、以下のWEBサイトよりご確認ください。

国土交通省 トラック事業関連施策

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html

例1 下請法3条書面(発注書)の書式例

◎下請法で定められている必要最低限の記載事項を含む様式です。



| 章 受注者のための価格交渉ノウハウ

例2 運送状を活用して運送引受書を作成する基本様式

◎通常確認が必要となる事項を網羅した運送引受書の様式です。

	A. 委託時記:	名称								
					委託	:日:平成	年	月	日	
		夕뜏		電話	舌					
ı	運送委託者	中的		FAX、E-	-mail					
	连	住所		【責任者、担意	当者名】					

I 運送業務

積込み開始日時	平成	年	月	日(時)	積込み先	
【住 所】						【連絡先(電話、担当者)】	
取卸し終了日時	平成	年	月	日(時)	取卸し先	
【住 所】				Ť	•	【連絡先(電話、担当者)】	

運送品の概	要		
車種		台数	両

Ⅱ 附帯業務

 PI3 TTT 74: 177														
附帯業務内容														
業務日時	平成	年	月	日(時)	~	平成	年	F	月	日(時)		
【備 考】														

⁽注)「附帯業務」は、標準貨物自動車運送約款第60条第1項を踏まえた役務(例:貨物の荷造り、仕分け等)であり、「運賃及び料金」の「附帯業務料等」の欄に記載の費用となります。

Ⅲ 運賃及び料金

運 賃			円	燃料サーチャージ		円			
有料道路使用料(税込)			円	附帯業務料等		円	車両留置料		円
〇〇料			円		•			•	
消費税額			円						
【備 考】									
支払日	平成	年 月	日	【毎月 日締め切り	リ、翌月	日払い】	支払方法		

⁽注)「運賃」及び「燃料サーチャージ」は、受託者が設定しているものによります。

- ■「有料道路使用料(税込)」は、通行予定の有料道路の利用料を記載します。
- •「車両留置料」は、委託者の都合で貨物の発地又は着地に到着後、留置された時間分について、受託者が設定しているものによります。
- ■「消費税額」は、法定の税率によります。
- ・上記のとおり運送を委託します。なお、運賃及び料金に変更が生じる等、本状に記載のない事項が発生した場合は、支払時に双方で決定し精算することとします。

委託者(荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者)

B. 受託時記載事項 上記を応諾の上、受託者において記載

	名称			電話		
運送受託者名	10 11小			FAX、E-mail		
	住所				【責任者·担当者名】	
【車両番号】			【運転者名】			
【備 考】						

・上記のとおり運送を受託します。

平成 年 月 日 運送受託者(貨物自動車運送事業者)

(注1)グレーは、当事者間での必要に応じて記載する任意記載項目欄です。

(注2)運送委託者において発出された運送状にB欄を追記して運送引受書が作成発出される例であるが、運送状については、運送委託者が提出する旨、標準貨物自動車運送約款第8条で規定されています。

(注3)この運送引受書は、国土交通省「トラック運送業における書面化ガイドライン」に基づき発行される書面です。運送委託者がこの書面と相違した運送を強要した場合は、貨物自動車運送事業法第64条に基づく荷主勧告、社名公表が行われる場合があります。

例3 メールを活用した書面化の例

◎書面ではなくメールを活用することもできます。

委託者→受託者メール送信

差出人:xxxxxx@mlit.go.jp

送信日時: 2017年5月30日木曜日10:57

宛先:xxxxxx@co.jp

件名:【運送依頼】食用油輸送のため4t車1台

○○運輸㈱御中

下記のとおりお願いいたします。

積込:5/31 ○時(○○食工業 A工場)

取卸:5/31 17時(△△商店)

附帯業務:

17 時~○時△△商店所有パレットへの積みつけ、フォークリフトでの倉庫搬入

運賃 50,000 円、燃料サーチャージ 1,800 円、附 帯業務料 3,000 円、消費税 2,740 円

支払い: H29.6.30 銀行振込

○○食品㈱ ○○課 国土 花子

〒111-1111 東京都○○区

TEL:03-1111-1111

FAX:03-2222-2222 E-MAIL:xxxxxx@mlit.go.jp

契約内容をメールで書面化すれば、 過去の取引で作成した様式の使い 回しができて大変便利!



受託者→委託者メール送信

差出人:xxxxxx@co.jp

送信日時: 2017年5月30日木曜日11:57

宛先:xxxxxx@mlit.go.jp

件名:RE:【運送依頼】食用油輸送のため4t車1

台

○○食品㈱ 国土さま

メールにて依頼のありました下記の件了解いたしまし

to

よろしくお願い致します。

○○運輸(株)

総務課 運輸 太郎

 $\mp 222 - 2222$

東京都〇〇区〇〇

Tel:03-3333-3333

Fax:03-4444-4444

-----Original Message-----

差出人:xxxxxx@mlit.go.jp

送信日時: 2017年5月30日木曜日10:57

宛先:xxxxxx@co.jp

件名:【運送依頼】食用油輸送のため4t車1台

○○運輸㈱御中

下記のとおりお願いいたします。

積込:5/31 ○時(○○食工業 A工場)

取卸:5/31 17時(△△商店)

附带業務:

17 時~〇時 \triangle △商店所有パレットへの積みつけ、フォークリフトでの倉庫搬入

運賃 50,000 円、燃料サーチャージ 1,800 円、附帯業務料 3,000 円、消費税 2,740 円

支払い: H29.6.30 銀行振込

○○食品㈱ ○○課 国土 花子

〒111-1111

東京都〇〇区

TEL:03-1111-1111

FAX:03-2222-2222

E-MAIL:xxxxxx@mlit.go.jp



|||章 受注者のための価格交渉ノウハウ

参考 契約が書面化されていないことによるトラブル例

契約の内容を口頭での確認のみで済ませると、次のようなトラブルが生じる可能性があります。

トラブル内容	具体例
・支払いの遅延	当初の支払期日を守ってもらえず、だんだん支払いが遅れるようになった。
・代金の減額	運送委託者の都合による運送延着が発生したが、責任の範囲 を規定していなかったため、ペナルティとして運賃・料金の減額 を請求された。
	個建て方式の運賃を設定していたが、1個の荷物の大きさを決めていなかったため、5個の荷物を束ねて1個分の運賃に減額された。
・不当な利益 提供要請	事前に知らされていなかった手待ち 時間や附帯作業が発生したが、無償 での実施を要求された。 契約書を 交わして

コラム | 下請運送事業者に配慮した望ましい取引

荷主と価格交渉を行うためには、元請運送事業者と下請運送事業者が協力して、荷主と協議することが重要です。元請運送事業者、下請運送事業者それぞれが、以下のことに留意して、取引の適正化を目指しましょう。

- 1 元請運送事業者は、荷主等との契約の際、「労働時間のルールが守れるか」、「安全コストを適切に負担できるレベルの運賃水準となっているか」などを確認し、下請運送事業者に配慮した契約を心がけましょう。
- ② 下請運送事業者は、荷待ち時間や附帯業務の実態など、元請運送事業者が荷主等 と協議を行う際に、必要となる情報を共有・提供しましょう。



本章では、価格交渉や取引等において、事業者の皆様をサポートし、相談に対応できる連絡先をまとめています。必要があれば、ご連絡ください。

1)取引上の悩みについての相談先 1

トラック運送業における荷主、元請事業者、下請事業者間の取引の適正化及び燃料サーチャージの導入を推進するため、国土交通本省及び地方運輸支局等にトラック運送事業者からの相談窓口を設置しています。

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
白動市日	貨物課		03-5253-8575				
自動車局	自動車交通部		011-290-2743		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	札幌運輸支局	輸送•監査担当	011-731-7167		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		京都運輸支局	輸送·監査部門	075-681-9765
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012	近畿運輸局	奈良運輸支局	企画輸送·監査部門	0743-59-2151
北海道運輸局	帯広運輸支局	企画輸送·監査担当	0155-33-3286		滋賀運輸支局	企画輸送·監查部門	077-585-7253
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514		和歌山運輸支局		073-422-2138
	北見運輸支局	企画輸送•監査担当	0157-24-7631	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		広島運輸支局	輸送·監査担当	082-233-9167
	宮城運輸支局	輸送•監査部門	022-235-2515	I COMMA	鳥取運輸支局	輸送·監査担当	0857-22-4120
	福島運輸支局	輸送•監査部門	024-546-0343		島根運輸支局	輸送·監査担当	0852-37-1311
東北運輸局	岩手運輸支局	輸送•監査部門	019-638-2155		岡山運輸支局	輸送•監査担当	086-286-8122
	青森運輸支局	輸送·監査部門	017-739-1502		山口運輸支局	輸送•監査担当	083-922-5336
	山形運輸支局	企画輸送·監査部門	023-686-4712		自動車交通部	貨物課	087-835-6365
	秋田運輸支局	企画輸送·監査部門	018-863-5813		香川運輸支局	企画輸送·監査部門	087-882-1357
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248	四国運輸局	徳島運輸支局	輸送·監査部門	088-641-4811
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233		愛媛運輸支局	輸送·監査部門	089-956-1563
	神奈川運輸支局	弱輸送担当	045-939-6801		高知運輸支局	輸送·監査部門	088-866-7311
	埼玉運輸支局	輸送•監査担当	048-624-1835		自動車交通部	貨物課	092-472-2528
関東運輸局	群馬運輸支局	企画輸送·監査担当	027-263-4440		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191
	千葉運輸支局	輸送•監査担当	043-242-7335		佐賀運輸支局	企画輸送•監査部門	0952-30-7271
	茨城運輸支局	輸送•監査担当	029-247-5244	九州運輸局	長崎運輸支局	輸送·監査部門	095-839-4747
	栃木運輸支局	企画輸送·監査担当	028-658-7011	儿训建制内	熊本運輸支局	輸送·監査部門	096-369-3155
	山梨運輸支局	企画輸送·監査担当	055-261-0880		大分運輸支局	輸送•監査部門	097-558-2107
	自動車交通部	貨物課	025-285-9154		宮崎運輸支局	輸送·監査部門	0985-51-3952
	新潟運輸支局	輸送·監査部門	025-285-3124		鹿児島運輸支局	輸送·監査部門	099-261-9192
北陸信越運輸局	長野運輸支局	輸送·監査部門	026-243-4642	沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	石川運輸支局	輸送·監査部門	076-291-7853	/T N电NG ロ 子3万/9	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	富山運輸支局	輸送·監査部門	076-423-0893				
	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312				
山郊海岭邑	静岡運輸支局	輸送•監査担当	054-261-1191				
中部運輸局	岐阜運輸支局	輸送•監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送•監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送•監査担当	0776-34-1602				

取引上の悩みについての相談先2

「下請かけこみ寺」では、
●全国の中小企業から寄せられた企業間取引に関する様 々な相談等に対して相談員が無料で親身になって対応するとともに、必要に応じて 弁護士の無料相談も行っています。また、2 紛争の早期解決に向けて裁判外紛争 解決手続(ADR)を無料で実施しています。

実施体制は、公益財団法人全国中小企業取引振興協会が「下請けかけこみ寺本部」 として、全ての事業の管理・運営を行い、47の各都道府県下請企業振興協会が地 域の拠点として、中小企業の皆様方との接点となる役目を果たしています。

下請かけこみ寺相談用フリーダイヤル(通話料無料)



0120-418-618

3)下請法・その他関連政策についての相談先

下請取引の公正化や下請事業者の利益保護に関する法律について確認したい場合、及び、下請中小企業政策全般について聞きたい場合は、中小企業庁事業環境部取引課、もしくは各地の経済産業局までお問い合わせください。また、下請法・独占禁止法については、公正取引委員会経済取引局取引部企業取引課、もしくは各地の事務所でもご相談やご質問を受け付けております。

中小企業庁	事業環境部 取引課	03-3501-1669(直通)
北海道経済産業局	産業部 中小企業課	011-709-1783(直通)
東北経済産業局	産業部 中小企業課	022-221-4922(直通)
関東経済産業局	産業部 中小企業課	048-600-0325(直通)
中部経済産業局	産業部 中小企業課	052-589-0170(直通)
近畿経済産業局	産業部 中小企業課	06-6966-6037(直通)
中国経済産業局	産業部 中小企業課	082-224-5661 (直通)
四国経済産業局	産業部 中小企業課	087-811-8529(直通)
九州経済産業局	産業部 中小企業課	092-482-5450(直通)
沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755(直通)
公正取引委員会	取引部 企業取引課	03-3581-3375(直通)
北海道事務所	下請課	011-231-6300(代表)
東北事務所	下請課	022-225-8420(直通)
中部事務所	下請課	052-961-9424(直通)
近畿中国四国事務所	下請課	06-6941-2176(直通)
近畿中国四国事務所	中国支所 下請課	082-228-1501(代表)
近畿中国四国事務所	四国支所 下請課	087-812-5760(直通)
九州事務所	下請課	092-431-6032(直通)
沖縄総合事務局	総務部 公正取引室	098-866-0049(直通)

この他、一部の企業では、取引先からの法令違反や企業倫理違反、またはそれらの疑いのある 行為などを発見した場合に相談・通報を受ける窓口を設置しています。

取引先から、前述のような行為があった場合には、そのような窓口に相談することも有効な手段ですので、確認してみてください。

4)関連法規

A トラック運送業に関する適正取引推進ガイドライン

国土交通省では、荷主・元請運送事業者と下請運送事業者の皆様との間の適正取引を推進すべく「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」(以下、適正取引推進ガイドライン)」を策定しています。適正取引推進ガイドラインには、実際の取引において問題となりうる取引事例と望ましい取引のあり方や関連法規がわかりやすく、具体的に記載されています。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html

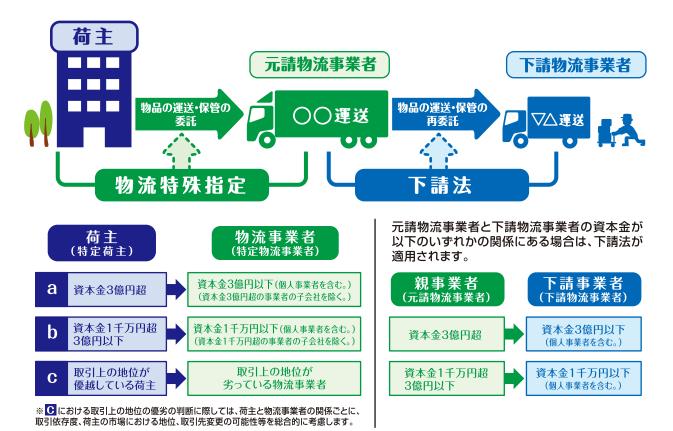
B 荷主勧告制度

トラック運送事業者が行った過労運転防止違反等の違反行為について、荷主が指示するなど荷主の主体的な関与があった場合に、国土交通省が当該荷主に対して是正措置を勧告し、トラック運送事業者の違反行為の再発防止を図る制度です。なお、勧告を受けた荷主については、その名称が公表されます。(貨物自動車運送事業法第64条)

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk4 000007.html

C | 独占禁止法(物流特殊指定)·下請法

物品の運送又は保管を委託する取引のうち、荷主(いわゆる真荷主。以下同じ。)と物流事業者との取引については物流特殊指定(正式名称:特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法)が、物流事業者間の再委託取引については下請法(正式名称:下請代金支払遅延等防止法)が適用されます。



物流特殊指定や下請法では、「減額」や「買いたたき」、「購入・利用強制」などを禁止しています。また、下請法では、親事業者に、「書面の交付義務」、「書類作成・保存義務」等の義務を課しています。

物流特殊指定(独占禁止法)や下請法に違反する行為が認められた場合には、命令・勧告等の措置が採られることとなります。

参考 下請法のパンフレット

http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/sitaukepamph.pdf

参考物流特殊指定のパンフレット

http://www.iftc.go.jp/houdou/panfu.files/buttokupanfu.pdf

参考 下請法や物流特殊指定の内容を説明した動画もあります。

https://www.youtube.com/c/JFTCchannel

MEMO





運送委託者の方へのお知らせ



一方的に低い運賃・料金で運送委託等を行っていませんか?



<u> </u> 法令違反となるおそれがあります!!

● 運送委託者が運送事業者との十分な協議なしに通常支払われる運賃・料金より著しく低い運賃・料金を不当に定めることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

Check point!

要注意! チェックポイント

- ☑ 運賃・料金の設定に際して、運送事業者と十分に協議していますか。
- ☑ 運送委託者の事情のみで運賃・料金の引き下げ要請をしていませんか。



こんな取引を目指しませんか?

- 原価を踏まえた見積をもとに協議を行い、運賃・料金を設定する。また、定期的に協議の上、運賃・料金を見直す。
- 燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

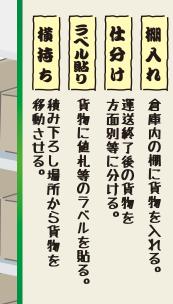
担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575				
	自動車交通部	貨物課	011-290-2743		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	札幌運輸支局	輸送•監査担当	011-731-7167		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	函館運輸支局	輸送•監査担当	0138-49-8863	近畿運輸局	京都運輸支局	輸送·監査部門	075-681-9765
小学法体较占	室蘭運輸支局	輸送•監査担当	0143-44-3012		奈良運輸支局	企画輸送·監査部門	0743-59-2151
北海道運輸局	帯広運輸支局	企画輸送·監査担当	0155-33-3286		滋賀運輸支局	企画輸送·監査部門	077-585-7253
	釧路運輸支局	輸送•監査担当	0154-51-2514		和歌山運輸支局	輸送·監査部門	073-422-2138
	北見運輸支局	企画輸送·監査担当	0157-24-7631	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	旭川運輸支局	輸送•監査担当	0166-51-5272		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		広島運輸支局	輸送·監査担当	082-233-9167
	宮城運輸支局	輸送•監査部門	022-235-2515	中国運輸局	鳥取運輸支局	輸送·監査担当	0857-22-4120
	福島運輸支局	輸送·監査部門	024-546-0343	十四	島根運輸支局	輸送·監査担当	0852-37-1311
東北運輸局	岩手運輸支局	輸送·監査部門	019-638-2155		岡山運輸支局	輸送·監査担当	086-273-2113
	青森運輸支局	輸送·監査部門	017-739-1502		山口運輸支局	輸送·監査担当	083-922-5336
	山形運輸支局	企画輸送·監査部門	023-686-4712		自動車交通部	貨物課	087-835-6365
	秋田運輸支局	企画輸送·監査部門	018-863-5813	四国運輸局	香川運輸支局	企画輸送·監査部門	087-882-1357
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		徳島運輸支局	輸送·監査部門	088-641-4811
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233		愛媛運輸支局	輸送·監査部門	089-956-1563
	神奈川運輸支局	弱輸送担当	045-939-6801		高知運輸支局	輸送·監査部門	088-866-7311
	埼玉運輸支局	輸送·監査担当	048-624-1032		自動車交通部	貨物課	092-472-2528
関東運輸局	群馬運輸支局	企画輸送·監査担当	027-263-4440		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191
	千葉運輸支局	輸送·監査担当	043-242-7335	九州運輸局	佐賀運輸支局	企画輸送·監査部門	0952-30-7271
	茨城運輸支局	輸送·監査担当	029-247-5244	707112至11979	長崎運輸支局	輸送·監査部門	095-839-4747
	栃木運輸支局	企画輸送·監査担当	028-658-7011		熊本運輸支局	輸送·監査部門	096-369-3155
	山梨運輸支局	企画輸送·監査担当	055-261-0880		大分運輸支局	輸送·監査部門	097-558-2107
	自動車交通部	貨物課 (※)	025-285-9154		宮崎運輸支局	輸送·監査部門	0985-51-3952
	新潟運輸支局	輸送•監査部門	025-285-3124		鹿児島運輸支局	輸送·監査部門	099-261-9192
北陸信越運輸局	長野運輸支局	輸送•監査部門	026-243-4642	油 舞松 公 声致尸	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	石川運輸支局	輸送·監査部門	076-291-7853	沖縄総合事務局	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	富山運輸支局	輸送•監査部門	076-423-0893				
	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312				
中却/B+V C	静岡運輸支局	輸送•監査担当	054-261-1191				
中部運輸局	岐阜運輸支局	輸送•監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送·監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送·監査担当	0776-34-1602				



附帯業務に対して料金を

支払っていますか?

附帯業務は させられるのに、 お金もらえないん だよな…



、法令違反となるおそれがあります!!

●運送委託者が契約にはない役務を無償で運送事業者に提供させることは、下請法・ 独占禁止法に違反するおそれがあります。

Check point!

要注意! チェックポイント

☑ 契約にない附帯業務を無償で要求していませんか。

運送以外の附帯業務に対して、適切な対価を支払っていますか。



- 契約時に十分な協議の上、附帯業務の範囲、費用負担等を明確化し、書面化する。
- 合意内容を定期的に見直し、実際の業務と齟齬があれば、十分な協議の上で契約を改める。

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575				
	自動車交通部	貨物課	011-290-2743		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	札幌運輸支局	輸送•監査担当	011-731-7167		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	函館運輸支局	輸送•監査担当	0138-49-8863	近畿運輸局	京都運輸支局	輸送·監査部門	075-681-9765
小学法体较占	室蘭運輸支局	輸送•監査担当	0143-44-3012		奈良運輸支局	企画輸送·監査部門	0743-59-2151
北海道運輸局	帯広運輸支局	企画輸送·監査担当	0155-33-3286		滋賀運輸支局	企画輸送·監査部門	077-585-7253
	釧路運輸支局	輸送•監査担当	0154-51-2514		和歌山運輸支局	輸送·監査部門	073-422-2138
	北見運輸支局	企画輸送·監査担当	0157-24-7631	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	旭川運輸支局	輸送•監査担当	0166-51-5272		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		広島運輸支局	輸送·監査担当	082-233-9167
	宮城運輸支局	輸送•監査部門	022-235-2515	中国運輸局	鳥取運輸支局	輸送·監査担当	0857-22-4120
	福島運輸支局	輸送·監査部門	024-546-0343	十四	島根運輸支局	輸送·監査担当	0852-37-1311
東北運輸局	岩手運輸支局	輸送·監査部門	019-638-2155		岡山運輸支局	輸送·監査担当	086-273-2113
	青森運輸支局	輸送·監査部門	017-739-1502		山口運輸支局	輸送·監査担当	083-922-5336
	山形運輸支局	企画輸送·監査部門	023-686-4712		自動車交通部	貨物課	087-835-6365
	秋田運輸支局	企画輸送·監査部門	018-863-5813	四国運輸局	香川運輸支局	企画輸送·監査部門	087-882-1357
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		徳島運輸支局	輸送·監査部門	088-641-4811
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233		愛媛運輸支局	輸送·監査部門	089-956-1563
	神奈川運輸支局	弱輸送担当	045-939-6801		高知運輸支局	輸送·監査部門	088-866-7311
	埼玉運輸支局	輸送·監査担当	048-624-1032		自動車交通部	貨物課	092-472-2528
関東運輸局	群馬運輸支局	企画輸送·監査担当	027-263-4440		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191
	千葉運輸支局	輸送·監査担当	043-242-7335	九州運輸局	佐賀運輸支局	企画輸送·監査部門	0952-30-7271
	茨城運輸支局	輸送·監査担当	029-247-5244	707112至11979	長崎運輸支局	輸送·監査部門	095-839-4747
	栃木運輸支局	企画輸送·監査担当	028-658-7011		熊本運輸支局	輸送·監査部門	096-369-3155
	山梨運輸支局	企画輸送·監査担当	055-261-0880		大分運輸支局	輸送·監査部門	097-558-2107
	自動車交通部	貨物課 (※)	025-285-9154		宮崎運輸支局	輸送·監査部門	0985-51-3952
	新潟運輸支局	輸送•監査部門	025-285-3124		鹿児島運輸支局	輸送·監査部門	099-261-9192
北陸信越運輸局	長野運輸支局	輸送•監査部門	026-243-4642	油 舞松 公 声致尸	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	石川運輸支局	輸送·監査部門	076-291-7853	沖縄総合事務局	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	富山運輸支局	輸送•監査部門	076-423-0893				
	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312				
中却/B+V C	静岡運輸支局	輸送•監査担当	054-261-1191				
中部運輸局	岐阜運輸支局	輸送•監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送·監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送·監査担当	0776-34-1602				



有料道路の利用料金を負担していますか?

荷物の引渡しが 遅くなったけど、 今からでも絶対に 間に合わせてね!!

そう言っていつも 高速代払って くれないんだよな・



高速使わないと 間に合わないけど…



● 運送委託者が**有料道路の利用を前提とした運送を依頼しながら、有料道路利用** 料金の負担を拒むことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

 有料道路の利用を前提とした運送を依頼した際、有料道路利用料金の負担を拒 んでいませんか。



- 有料道路の利用が必要な依頼では、十分な協議の上、書面により有料道路利用料金の額とその負担者を明確化する。
- 運送事業者と契約内容・運賃・料金について定期的に話し合い、信頼関係を構築する。

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575				
	自動車交通部	貨物課	011-290-2743		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	札幌運輸支局	輸送•監査担当	011-731-7167		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	函館運輸支局	輸送•監査担当	0138-49-8863	近畿運輸局	京都運輸支局	輸送·監査部門	075-681-9765
小学法体较占	室蘭運輸支局	輸送•監査担当	0143-44-3012		奈良運輸支局	企画輸送·監査部門	0743-59-2151
北海道運輸局	帯広運輸支局	企画輸送·監査担当	0155-33-3286		滋賀運輸支局	企画輸送·監査部門	077-585-7253
	釧路運輸支局	輸送•監査担当	0154-51-2514		和歌山運輸支局	輸送·監査部門	073-422-2138
	北見運輸支局	企画輸送·監査担当	0157-24-7631	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	旭川運輸支局	輸送•監査担当	0166-51-5272		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		広島運輸支局	輸送·監査担当	082-233-9167
	宮城運輸支局	輸送•監査部門	022-235-2515	中国運輸局	鳥取運輸支局	輸送·監査担当	0857-22-4120
	福島運輸支局	輸送·監査部門	024-546-0343	十四	島根運輸支局	輸送·監査担当	0852-37-1311
東北運輸局	岩手運輸支局	輸送·監査部門	019-638-2155		岡山運輸支局	輸送·監査担当	086-273-2113
	青森運輸支局	輸送·監査部門	017-739-1502		山口運輸支局	輸送·監査担当	083-922-5336
	山形運輸支局	企画輸送·監査部門	023-686-4712		自動車交通部	貨物課	087-835-6365
	秋田運輸支局	企画輸送·監査部門	018-863-5813	四国運輸局	香川運輸支局	企画輸送·監査部門	087-882-1357
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		徳島運輸支局	輸送·監査部門	088-641-4811
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233		愛媛運輸支局	輸送·監査部門	089-956-1563
	神奈川運輸支局	弱輸送担当	045-939-6801		高知運輸支局	輸送·監査部門	088-866-7311
	埼玉運輸支局	輸送·監査担当	048-624-1032		自動車交通部	貨物課	092-472-2528
関東運輸局	群馬運輸支局	企画輸送·監査担当	027-263-4440		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191
	千葉運輸支局	輸送·監査担当	043-242-7335	九州運輸局	佐賀運輸支局	企画輸送·監査部門	0952-30-7271
	茨城運輸支局	輸送·監査担当	029-247-5244	707112至11979	長崎運輸支局	輸送·監査部門	095-839-4747
	栃木運輸支局	企画輸送·監査担当	028-658-7011		熊本運輸支局	輸送·監査部門	096-369-3155
	山梨運輸支局	企画輸送·監査担当	055-261-0880		大分運輸支局	輸送·監査部門	097-558-2107
	自動車交通部	貨物課 (※)	025-285-9154		宮崎運輸支局	輸送·監査部門	0985-51-3952
	新潟運輸支局	輸送•監査部門	025-285-3124		鹿児島運輸支局	輸送·監査部門	099-261-9192
北陸信越運輸局	長野運輸支局	輸送•監査部門	026-243-4642	油 舞松 公 声致尸	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	石川運輸支局	輸送·監査部門	076-291-7853	沖縄総合事務局	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	富山運輸支局	輸送•監査部門	076-423-0893				
	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312				
中却/B+V C	静岡運輸支局	輸送•監査担当	054-261-1191				
中部運輸局	岐阜運輸支局	輸送•監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送·監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送·監査担当	0776-34-1602				



契約の内容を書面化

できていますか?

契約のとき、〇〇円っていったよね。

え、確言って

え、確かメメ円って言ってたのに…



<u> 个</u> 法令違反となるおそれがあります!!

- ●「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」では運送契約に際して、**運送日時、附帯業務** の内容、運賃・料金の額等の必要事項について書面で共有することをルール化しています。
- **運送事業者が再委託する場合に、必要事項を全て記載した書面を交付しないこと**は下請法に 違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

☑ 附帯作業を含む業務内容・運賃等の重要事項が口約束となっていませんか。

| 契約書を保存していますか。



- 運送委託者は運送事業者と協議の上、運送内容や運賃・料金、その支払い方法等について合意する。
- その条件を書面化し、保存する。

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575				
	自動車交通部	貨物課	011-290-2743		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	札幌運輸支局	輸送•監査担当	011-731-7167		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	函館運輸支局	輸送•監査担当	0138-49-8863	近畿運輸局	京都運輸支局	輸送·監査部門	075-681-9765
小学法体较占	室蘭運輸支局	輸送•監査担当	0143-44-3012		奈良運輸支局	企画輸送·監査部門	0743-59-2151
北海道運輸局	帯広運輸支局	企画輸送·監査担当	0155-33-3286		滋賀運輸支局	企画輸送·監査部門	077-585-7253
	釧路運輸支局	輸送•監査担当	0154-51-2514		和歌山運輸支局	輸送·監査部門	073-422-2138
	北見運輸支局	企画輸送·監査担当	0157-24-7631	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	旭川運輸支局	輸送•監査担当	0166-51-5272		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		広島運輸支局	輸送·監査担当	082-233-9167
	宮城運輸支局	輸送•監査部門	022-235-2515	中国運輸局	鳥取運輸支局	輸送·監査担当	0857-22-4120
	福島運輸支局	輸送·監査部門	024-546-0343	十四	島根運輸支局	輸送·監査担当	0852-37-1311
東北運輸局	岩手運輸支局	輸送·監査部門	019-638-2155		岡山運輸支局	輸送·監査担当	086-273-2113
	青森運輸支局	輸送·監査部門	017-739-1502		山口運輸支局	輸送·監査担当	083-922-5336
	山形運輸支局	企画輸送·監査部門	023-686-4712		自動車交通部	貨物課	087-835-6365
	秋田運輸支局	企画輸送·監査部門	018-863-5813	四国運輸局	香川運輸支局	企画輸送·監査部門	087-882-1357
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		徳島運輸支局	輸送·監査部門	088-641-4811
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233		愛媛運輸支局	輸送·監査部門	089-956-1563
	神奈川運輸支局	弱輸送担当	045-939-6801		高知運輸支局	輸送·監査部門	088-866-7311
	埼玉運輸支局	輸送·監査担当	048-624-1032		自動車交通部	貨物課	092-472-2528
関東運輸局	群馬運輸支局	企画輸送·監査担当	027-263-4440		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191
	千葉運輸支局	輸送·監査担当	043-242-7335	九州運輸局	佐賀運輸支局	企画輸送·監査部門	0952-30-7271
	茨城運輸支局	輸送·監査担当	029-247-5244	707112至11979	長崎運輸支局	輸送·監査部門	095-839-4747
	栃木運輸支局	企画輸送·監査担当	028-658-7011		熊本運輸支局	輸送·監査部門	096-369-3155
	山梨運輸支局	企画輸送·監査担当	055-261-0880		大分運輸支局	輸送·監査部門	097-558-2107
	自動車交通部	貨物課 (※)	025-285-9154		宮崎運輸支局	輸送·監査部門	0985-51-3952
	新潟運輸支局	輸送•監査部門	025-285-3124		鹿児島運輸支局	輸送·監査部門	099-261-9192
北陸信越運輸局	長野運輸支局	輸送•監査部門	026-243-4642	油 舞松 公 声致尸	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	石川運輸支局	輸送·監査部門	076-291-7853	沖縄総合事務局	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	富山運輸支局	輸送•監査部門	076-423-0893				
	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312				
中却/B+V C	静岡運輸支局	輸送•監査担当	054-261-1191				
中部運輸局	岐阜運輸支局	輸送•監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送·監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送·監査担当	0776-34-1602				

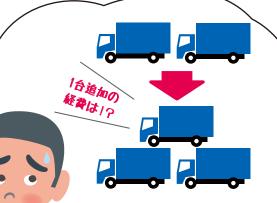


追加運賃・料金の負担を

拒んでいませんか?



明日の荷物、 20tから30tに 増えたけど 運賃はそのままで 頼むよ。



トラックは1台 増やさないと いけないけど、 運賃はそのままか…

法令違反となるおそれがあります!!

In

● **運送委託者の都合で契約内容を変更し追加費用が生じたにもかかわらず、費用負担をしないこと**は、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☑ 当初依頼した条件を超えた荷物量の費用負担を拒んでいませんか。
- ── 出発地・到着地の急な変更により、追加の費用が生じるにもかかわらず、運賃・料金の負担を 拒んでいませんか。



- 運送委託者は運送事業者との十分な協議により運送条件を設定する。
- 契約した業務内容に変更が生じた場合には、合理的な運賃・料金を再設定し、追加費用を負担する。

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575				
	自動車交通部	貨物課	011-290-2743		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	札幌運輸支局	輸送•監査担当	011-731-7167		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	函館運輸支局	輸送•監査担当	0138-49-8863	近畿運輸局	京都運輸支局	輸送·監査部門	075-681-9765
小学法体较占	室蘭運輸支局	輸送•監査担当	0143-44-3012		奈良運輸支局	企画輸送·監査部門	0743-59-2151
北海道運輸局	帯広運輸支局	企画輸送·監査担当	0155-33-3286		滋賀運輸支局	企画輸送·監査部門	077-585-7253
	釧路運輸支局	輸送•監査担当	0154-51-2514		和歌山運輸支局	輸送·監査部門	073-422-2138
	北見運輸支局	企画輸送·監査担当	0157-24-7631	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	旭川運輸支局	輸送•監査担当	0166-51-5272		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		広島運輸支局	輸送·監査担当	082-233-9167
	宮城運輸支局	輸送•監査部門	022-235-2515	中国運輸局	鳥取運輸支局	輸送·監査担当	0857-22-4120
	福島運輸支局	輸送·監査部門	024-546-0343	十四	島根運輸支局	輸送·監査担当	0852-37-1311
東北運輸局	岩手運輸支局	輸送·監査部門	019-638-2155		岡山運輸支局	輸送·監査担当	086-273-2113
	青森運輸支局	輸送·監査部門	017-739-1502		山口運輸支局	輸送·監査担当	083-922-5336
	山形運輸支局	企画輸送·監査部門	023-686-4712		自動車交通部	貨物課	087-835-6365
	秋田運輸支局	企画輸送·監査部門	018-863-5813	四国運輸局	香川運輸支局	企画輸送·監査部門	087-882-1357
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		徳島運輸支局	輸送·監査部門	088-641-4811
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233		愛媛運輸支局	輸送·監査部門	089-956-1563
	神奈川運輸支局	弱輸送担当	045-939-6801		高知運輸支局	輸送·監査部門	088-866-7311
	埼玉運輸支局	輸送·監査担当	048-624-1032		自動車交通部	貨物課	092-472-2528
関東運輸局	群馬運輸支局	企画輸送·監査担当	027-263-4440		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191
	千葉運輸支局	輸送·監査担当	043-242-7335	九州運輸局	佐賀運輸支局	企画輸送·監査部門	0952-30-7271
	茨城運輸支局	輸送·監査担当	029-247-5244	707112至11979	長崎運輸支局	輸送·監査部門	095-839-4747
	栃木運輸支局	企画輸送·監査担当	028-658-7011		熊本運輸支局	輸送·監査部門	096-369-3155
	山梨運輸支局	企画輸送·監査担当	055-261-0880		大分運輸支局	輸送·監査部門	097-558-2107
	自動車交通部	貨物課 (※)	025-285-9154		宮崎運輸支局	輸送·監査部門	0985-51-3952
	新潟運輸支局	輸送•監査部門	025-285-3124		鹿児島運輸支局	輸送·監査部門	099-261-9192
北陸信越運輸局	長野運輸支局	輸送•監査部門	026-243-4642	油 舞松 公 声致尸	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	石川運輸支局	輸送·監査部門	076-291-7853	沖縄総合事務局	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	富山運輸支局	輸送•監査部門	076-423-0893				
	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312				
中却/B+V C	静岡運輸支局	輸送•監査担当	054-261-1191				
中部運輸局	岐阜運輸支局	輸送•監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送·監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送·監査担当	0776-34-1602				

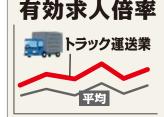


燃料費・人件費の上昇分の 負担を拒んでいませんか?



燃料費・人件費も上がっているので、運賃・料金も上げてもらえませんか?





法令違反となるおそれがあります!!

● 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

✓ 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒んでいませんか。

✓ 燃料サーチャージの導入要請があったにもかかわらず、協議を拒んでいませんか。



- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575				
	自動車交通部	貨物課	011-290-2743		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	札幌運輸支局	輸送•監査担当	011-731-7167		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	函館運輸支局	輸送•監査担当	0138-49-8863	近畿運輸局	京都運輸支局	輸送·監査部門	075-681-9765
小学法体较占	室蘭運輸支局	輸送•監査担当	0143-44-3012		奈良運輸支局	企画輸送·監査部門	0743-59-2151
北海道運輸局	帯広運輸支局	企画輸送·監査担当	0155-33-3286		滋賀運輸支局	企画輸送·監査部門	077-585-7253
	釧路運輸支局	輸送•監査担当	0154-51-2514		和歌山運輸支局	輸送·監査部門	073-422-2138
	北見運輸支局	企画輸送·監査担当	0157-24-7631	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	旭川運輸支局	輸送•監査担当	0166-51-5272		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		広島運輸支局	輸送·監査担当	082-233-9167
	宮城運輸支局	輸送•監査部門	022-235-2515	中国運輸局	鳥取運輸支局	輸送·監査担当	0857-22-4120
	福島運輸支局	輸送·監査部門	024-546-0343	十四	島根運輸支局	輸送·監査担当	0852-37-1311
東北運輸局	岩手運輸支局	輸送·監査部門	019-638-2155		岡山運輸支局	輸送·監査担当	086-273-2113
	青森運輸支局	輸送·監査部門	017-739-1502		山口運輸支局	輸送·監査担当	083-922-5336
	山形運輸支局	企画輸送·監査部門	023-686-4712		自動車交通部	貨物課	087-835-6365
	秋田運輸支局	企画輸送·監査部門	018-863-5813	四国運輸局	香川運輸支局	企画輸送·監査部門	087-882-1357
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		徳島運輸支局	輸送·監査部門	088-641-4811
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233		愛媛運輸支局	輸送·監査部門	089-956-1563
	神奈川運輸支局	弱輸送担当	045-939-6801		高知運輸支局	輸送·監査部門	088-866-7311
	埼玉運輸支局	輸送·監査担当	048-624-1032		自動車交通部	貨物課	092-472-2528
関東運輸局	群馬運輸支局	企画輸送·監査担当	027-263-4440		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191
	千葉運輸支局	輸送·監査担当	043-242-7335	九州運輸局	佐賀運輸支局	企画輸送·監査部門	0952-30-7271
	茨城運輸支局	輸送·監査担当	029-247-5244	707112至11979	長崎運輸支局	輸送·監査部門	095-839-4747
	栃木運輸支局	企画輸送·監査担当	028-658-7011		熊本運輸支局	輸送·監査部門	096-369-3155
	山梨運輸支局	企画輸送·監査担当	055-261-0880		大分運輸支局	輸送·監査部門	097-558-2107
	自動車交通部	貨物課 (※)	025-285-9154		宮崎運輸支局	輸送·監査部門	0985-51-3952
	新潟運輸支局	輸送•監査部門	025-285-3124		鹿児島運輸支局	輸送·監査部門	099-261-9192
北陸信越運輸局	長野運輸支局	輸送•監査部門	026-243-4642	油 舞松 公 声致尸	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	石川運輸支局	輸送·監査部門	076-291-7853	沖縄総合事務局	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	富山運輸支局	輸送•監査部門	076-423-0893				
	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312				
中却/B+V C	静岡運輸支局	輸送•監査担当	054-261-1191				
中部運輸局	岐阜運輸支局	輸送•監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送·監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送·監査担当	0776-34-1602				



労働時間を守れない運送を 強要していませんか?

これは追加で 明日の朝までに 九州までお願いね いきなりそんなこと言われても、 今から出発だと必要な休憩が とれないよ!





法令違反となるおそれがあります!!

■選送委託者の指示により運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合など には、荷主勧告(※)の対象となるおそれがあります。

(※)荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれ得ます。



要注意! チェックポイント

運転者の労働時間のルールを守れないような運送依頼をしていませんか。

出発時間を遅らせるなど、運送事業者の法令遵守を阻害していませんか。



- 運送委託者は運送事業者と十分な協議の上、発着時間や運行ルートを決定する。
- 至急の運送を依頼する場合は、運送委託者が費用を負担することを前提に有料道路利用等について協議する。

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575				
	自動車交通部	貨物課	011-290-2743		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	札幌運輸支局	輸送·監査担当	011-731-7167		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	函館運輸支局	輸送·監査担当	0138-49-8863	近畿運輸局	京都運輸支局	輸送·監査部門	075-681-9765
小定法店款占	室蘭運輸支局	輸送·監査担当	0143-44-3012		奈良運輸支局	企画輸送·監査部門	0743-59-2151
北海道運輸局	帯広運輸支局	企画輸送•監査担当	0155-33-3286		滋賀運輸支局	企画輸送·監査部門	077-585-7253
	釧路運輸支局	輸送·監査担当	0154-51-2514		和歌山運輸支局	輸送•監査部門	073-422-2138
	北見運輸支局	企画輸送•監査担当	0157-24-7631	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	旭川運輸支局	輸送·監査担当	0166-51-5272		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		広島運輸支局	輸送·監査担当	082-233-9167
	宮城運輸支局	輸送·監査部門	022-235-2515	中国運輸局	鳥取運輸支局	輸送•監査担当	0857-22-4120
	福島運輸支局	輸送·監査部門	024-546-0343	十 四	島根運輸支局	輸送•監査担当	0852-37-1311
東北運輸局	岩手運輸支局	輸送·監査部門	019-638-2155		岡山運輸支局	輸送·監査担当	086-273-2113
	青森運輸支局	輸送•監査部門	017-739-1502		山口運輸支局	輸送•監査担当	083-922-5336
	山形運輸支局	企画輸送·監査部門	023-686-4712	四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-835-6365
	秋田運輸支局	企画輸送·監査部門	018-863-5813		香川運輸支局	企画輸送·監査部門	087-882-1357
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		徳島運輸支局	輸送•監査部門	088-641-4811
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233		愛媛運輸支局	輸送•監査部門	089-956-1563
	神奈川運輸支局	弱輸送担当	045-939-6801		高知運輸支局	輸送·監査部門	088-866-7311
	埼玉運輸支局	輸送•監査担当	048-624-1032		自動車交通部	貨物課	092-472-2528
関東運輸局	群馬運輸支局	企画輸送·監査担当	027-263-4440		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191
	千葉運輸支局	輸送·監査担当	043-242-7335	九州運輸局	佐賀運輸支局	企画輸送·監査部門	0952-30-7271
	茨城運輸支局	輸送·監査担当	029-247-5244	70711年刊内	長崎運輸支局	輸送·監査部門	095-839-4747
	栃木運輸支局	企画輸送·監査担当	028-658-7011		熊本運輸支局	輸送·監査部門	096-369-3155
	山梨運輸支局	企画輸送·監査担当	055-261-0880		大分運輸支局	輸送·監査部門	097-558-2107
	自動車交通部	貨物課 (※)	025-285-9154		宮崎運輸支局	輸送•監査部門	0985-51-3952
	新潟運輸支局	輸送•監査部門	025-285-3124		鹿児島運輸支局	輸送•監査部門	099-261-9192
北陸信越運輸局	長野運輸支局	輸送•監査部門	026-243-4642	1.44WA = 25 C	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	石川運輸支局	輸送•監査部門	076-291-7853	沖縄総合事務局	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	富山運輸支局	輸送•監査部門	076-423-0893				
	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312				
1 +0/20+5 =	静岡運輸支局	輸送·監査担当	054-261-1191				
中部運輸局	岐阜運輸支局	輸送·監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送·監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送·監査担当	0776-34-1602				



荷待ち時間への対策を放置していませんか?

もう1時間以上 待っているのにな…





法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合により、荷待ち時間が生じるなど、労働時間等のルールを守れなく なる行為が見受けられる場合には、荷主勧告(※)の対象となるおそれがあります。
- また、運送委託者が出発時間を指定したにもかかわらず、運送委託者の都合により荷待ち時間 が生じ、必要経費を支払わない場合には、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

(※)荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれ得ます。



要注意! チェックポイント

■ 運送委託者の都合による荷待ち時間の実態を把握し、対策をとっていますか。

-運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による追加費用(人件費等)の負担を 「拒んでいませんか。





- 荷待ち時間の実態やそれにより生じる課題を運送事業者と共有し、対策を講じる。「例】 出荷スケジュール等を管理し、計画的に荷物を引き渡す。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間の追加費用を負担する。

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575				
	自動車交通部	貨物課	011-290-2743		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	札幌運輸支局	輸送·監査担当	011-731-7167		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	函館運輸支局	輸送·監査担当	0138-49-8863	近畿運輸局	京都運輸支局	輸送·監査部門	075-681-9765
小定法店款占	室蘭運輸支局	輸送·監査担当	0143-44-3012		奈良運輸支局	企画輸送·監査部門	0743-59-2151
北海道運輸局	帯広運輸支局	企画輸送•監査担当	0155-33-3286		滋賀運輸支局	企画輸送·監査部門	077-585-7253
	釧路運輸支局	輸送·監査担当	0154-51-2514		和歌山運輸支局	輸送•監査部門	073-422-2138
	北見運輸支局	企画輸送•監査担当	0157-24-7631	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	旭川運輸支局	輸送·監査担当	0166-51-5272		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		広島運輸支局	輸送·監査担当	082-233-9167
	宮城運輸支局	輸送•監査部門	022-235-2515	中国運輸局	鳥取運輸支局	輸送•監査担当	0857-22-4120
	福島運輸支局	輸送·監査部門	024-546-0343	十 四	島根運輸支局	輸送•監査担当	0852-37-1311
東北運輸局	岩手運輸支局	輸送·監査部門	019-638-2155		岡山運輸支局	輸送·監査担当	086-273-2113
	青森運輸支局	輸送•監査部門	017-739-1502		山口運輸支局	輸送•監査担当	083-922-5336
	山形運輸支局	企画輸送·監査部門	023-686-4712	四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-835-6365
	秋田運輸支局	企画輸送·監査部門	018-863-5813		香川運輸支局	企画輸送·監査部門	087-882-1357
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		徳島運輸支局	輸送•監査部門	088-641-4811
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233		愛媛運輸支局	輸送•監査部門	089-956-1563
	神奈川運輸支局	弱輸送担当	045-939-6801		高知運輸支局	輸送·監査部門	088-866-7311
	埼玉運輸支局	輸送•監査担当	048-624-1032		自動車交通部	貨物課	092-472-2528
関東運輸局	群馬運輸支局	企画輸送·監査担当	027-263-4440		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191
	千葉運輸支局	輸送·監査担当	043-242-7335	九州運輸局	佐賀運輸支局	企画輸送·監査部門	0952-30-7271
	茨城運輸支局	輸送·監査担当	029-247-5244	70711年刊内	長崎運輸支局	輸送·監査部門	095-839-4747
	栃木運輸支局	企画輸送·監査担当	028-658-7011		熊本運輸支局	輸送·監査部門	096-369-3155
	山梨運輸支局	企画輸送·監査担当	055-261-0880		大分運輸支局	輸送·監査部門	097-558-2107
	自動車交通部	貨物課 (※)	025-285-9154		宮崎運輸支局	輸送•監査部門	0985-51-3952
	新潟運輸支局	輸送•監査部門	025-285-3124		鹿児島運輸支局	輸送•監査部門	099-261-9192
北陸信越運輸局	長野運輸支局	輸送•監査部門	026-243-4642	1.44WA = 25.0	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	石川運輸支局	輸送•監査部門	076-291-7853	沖縄総合事務局	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	富山運輸支局	輸送•監査部門	076-423-0893				
	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312				
1 +0/20+5 =	静岡運輸支局	輸送·監査担当	054-261-1191				
中部運輸局	岐阜運輸支局	輸送·監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送·監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送·監査担当	0776-34-1602				

参考資料1

第3回 トラック運送業の適正運賃・料金検討会

平成 29 年 2 月 20 日 (月) 10 時 00 分~12 時 00 分 於) 中央合同庁舎第 2 号館 15 階 海事局会議室

【議事次第】

- I. 開会
- Ⅱ. 議題
 - 1. トラック事業者へのアンケート調査結果について
 - 2. 運送以外のコストを適切に収受するための方策について
 - 3. 運賃・料金に関する問題の構造について
- Ⅲ. 閉会

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」 委員名簿

(順不同・敬称略)

(委 員)

藤井 聡 京都大学大学院工学研究科教授 (座長)

野尻 俊明 流通経済大学学長

柳澤 宏輝 弁護士

藤枝 茂 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長

正田 聡 経済産業省商務流通保安グループ物流企画室長

川上 泰司 国土交通省総合政策局官房参事官(物流産業)

加藤 進 国土交通省自動車局貨物課長

(オブザーバー)

上田 正尚 (一社)日本経済団体連合会 産業政策本部長

栗原 博 日本商工会議所 流通・地域振興部長

黒川 毅 日本機械輸出組合 国際貿易円滑化委員会委員長

坂本 克己 (公社)全日本トラック協会 副会長

馬渡 雅敏 (公社)全日本トラック協会 副会長

トラック運送業における 運賃・料金に関する調査結果

平成29年2月

国土交通省 自動車局 貨物課 公益社団法人 全日本トラック協会

目 次

Ι.	調査概要	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
Ι.	回答事業者の概要	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
Ⅲ.	取引状況 (実運送の売上高が一番高い輸送品目)		ε
IV.	料金•運賃収受「全般」	• • • • • • • • • • • • • • • •	24
V.	「適正取引推進に係る」各ガイドライン		31

I. 調査概要

1. 調査の目的

本調査は、トラック運送業における運賃・料金に関する実態を把握し、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」にて適正運賃・料金収受に向けた方策を検討することを目的として、調査するものである。

2. 調査の対象

本調査は、全国のトラック運送事業者1,776者(郵送法及びメール依頼)を対象に実施された。

3. 調査実施期間

調査期間は、平成28年12月末~1月31日である。

4. 調査実施方法

本調査は、紙による郵送依頼、メール依頼により、書面返送またはインターネット画面にアクセスする方法にて実施された。

5. 回収数(H29.2.9現在)

回収数は545事業者であり、回収率は30.7%である。

6. 分析の留意点

質問は、無回答を除いて集計している。百分比は、小数点第2位で四捨五入して、小数点第1位までを表示している。四捨五入しているため、合計値が100%を前後することがある。

2

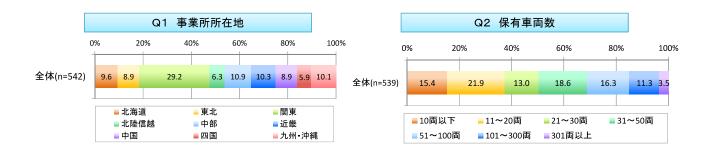
Ⅱ. 回答事業者の概要

Ⅱ. 回答事業者の概要

1. 所在地、保有車両数

【対象者:全員】

- Q1:貴社の所在地をご回答ください。
- Q2:貴社が保有するトラック運送事業用自動車(うち軽自動車を除く)の保有車両数をお答えください。



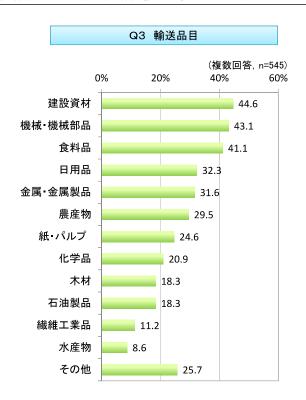
4

Ⅱ. 回答事業者の概要

2. 輸送品目

【対象者:全員】

Q3:貴社が実運送で取り扱っている輸送品目について、該当する品目を全て選択してください。

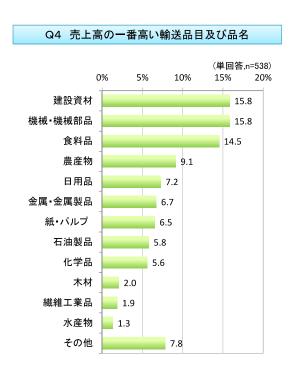


Ⅱ. 回答事業者の概要

3. 売上高の一番高い輸送品目について

【対象者:全員】

Q4:貴社の実運送の売上高の一番高い輸送品目、及びその具体的な品名をご記入ください。



6

Ⅱ. 回答事業者の概要

4. 売上高の一番高い輸送品目について

【対象者:全員】

Q5:貴社の実運送の売上高の一番高い輸送品目の売上げは、実運送全体の売上げのどの位の割合ですか。

Q5 売上高全体に占める割合



8

Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

1. 主な運送委託者の属性、取引上の立場

【対象者:全員】

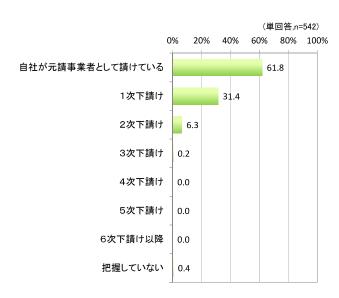
Q6:売上高が一番高い輸送品目についてお聞きします。貴社への主な運送委託者の属性は何ですか。(単回答)

Q7:貴社の取引の主な立場について、お答え下さい。(単回答)



(単回答,n=542) 20% 60% 80% 100% 真荷主からの委託を受けている 53.0 【一般】貨物自動車運送事業者 【特積み】貨物自動車運送事業者 2.0 【特定】貨物自動車運送事業者 0.2 貨物軽自動車運送事業者 利用運送事業者(物流子会社) 8.9 利用運送事業者(いわゆる水屋) 1.3 その他 2.0

Q7 取引上の主な立場



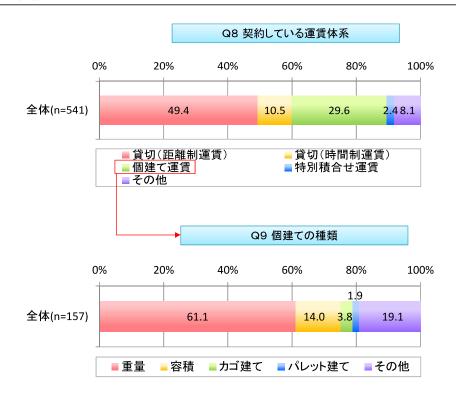
2. 取引先と契約している運賃体系

【対象者:全員】

Q8:取引先と契約している運賃体系について、主に適用しているものをお答えください。(単回答)

【対象者:上記設問で「個建て運賃」を選択した回答者】

Q9:個建ての種類は何ですか。(単回答)



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

3. 費用収受① 燃油サーチャージ

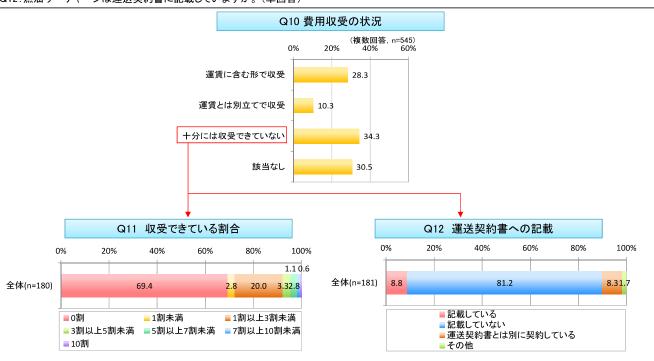
【対象者:全員】

Q10:燃油サーチャージの費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者:上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

Q11:収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q12: 燃油サーチャージは運送契約書に記載していますか。(単回答)



3. 費用収受② 車両留置料(手待ち時間料金)

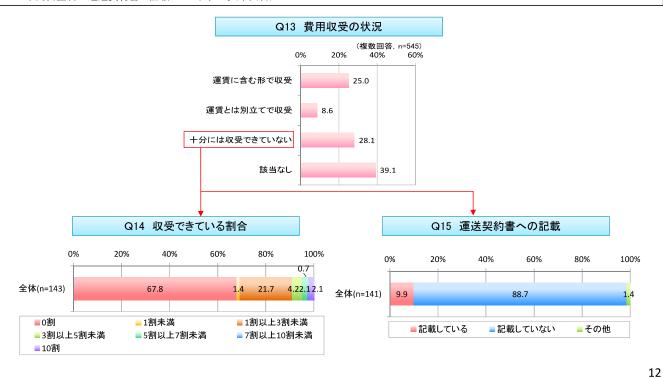
【対象者:全員】

Q13:車両留置料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者:上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

Q14: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q15: 車両留置料は運送契約書に記載していますか。(単回答)



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

3. 費用収受③ 付帯業務料(仕分け、検品、横持ち等)

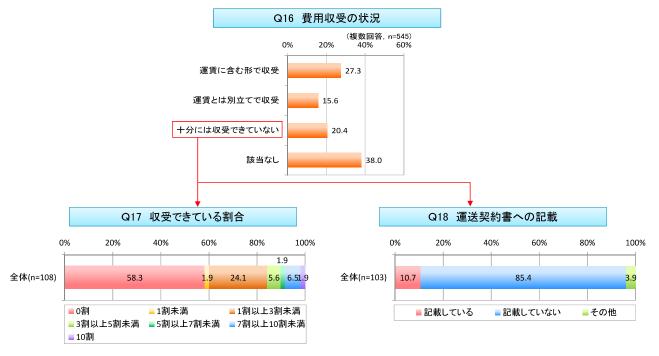
【対象者:全員】

Q16:付帯業務料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者:上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

Q17:収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q18:付帯業務料は運送契約書に記載していますか。(単回答)



3. 費用収受④ 積込・取卸料

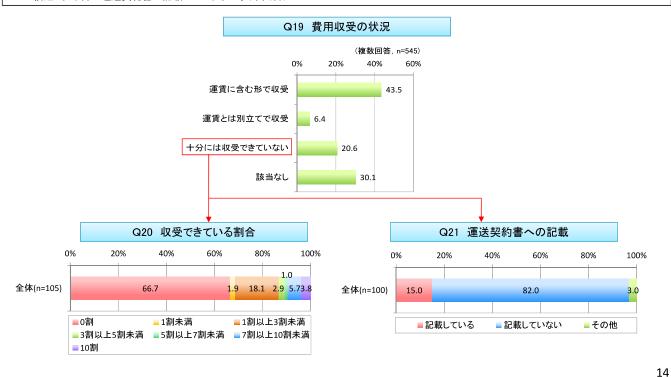
【対象者:全員】

Q19:積込・取卸料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者:上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

Q20: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q21: 積込・取卸料は運送契約書に記載していますか。(単回答)



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

3. 費用収受⑤ 通行料(高速道路利用料等)

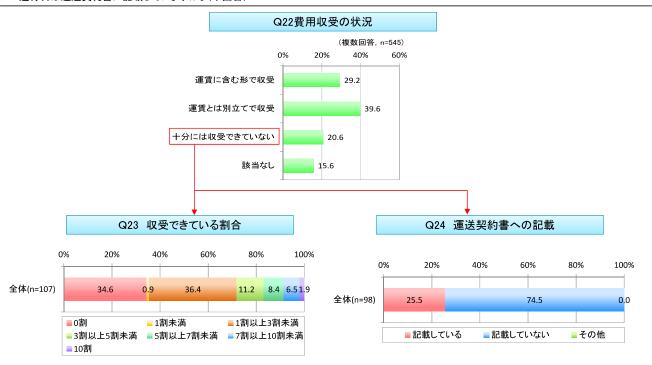
【対象者:全員】

Q22:通行料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者:上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

Q23:収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q24:通行料は運送契約書に記載していますか。(単回答)



3. 費用収受⑥ 特種品目費(貴重品、危険品、特殊品等)

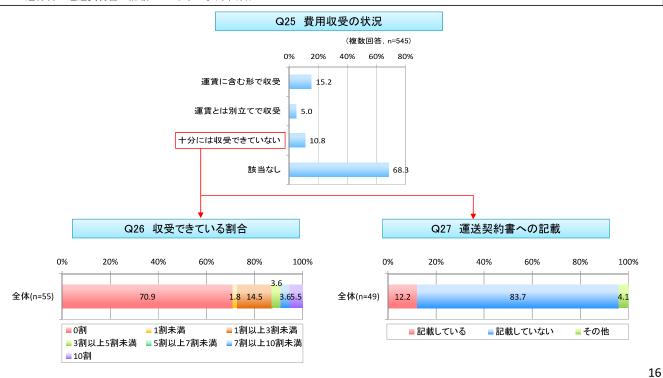
【対象者:全員】

Q25:通行料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者:上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

Q26:収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q27: 通行料は運送契約書に記載していますか。(単回答)



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

3. 費用収受⑦ 割増料金(休日 - 深夜早朝割増、冬期割増等)

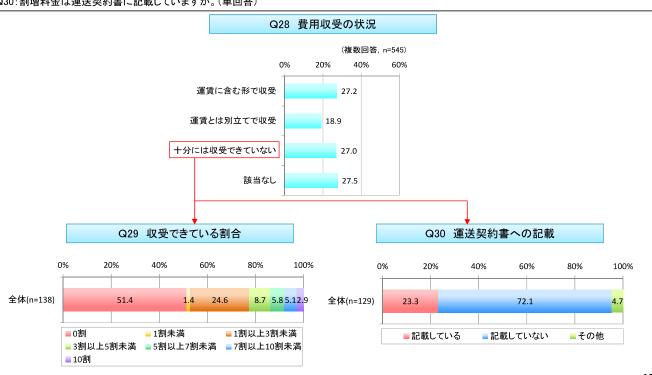
【対象者:全員】

Q28;:割増料金の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者:上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

Q29:収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q30:割増料金は運送契約書に記載していますか。(単回答)



3. 費用収受⑧ その他費用

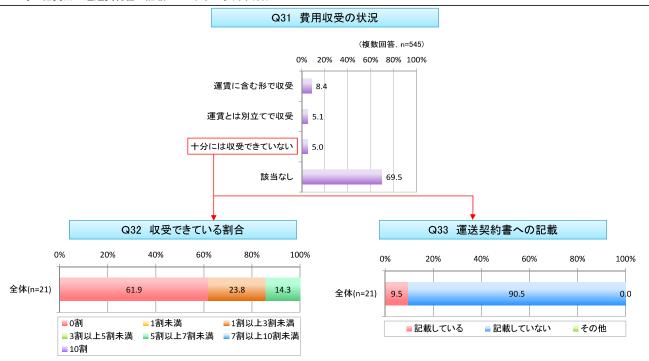
【対象者:全員】

Q31:その他の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者:上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

Q32:収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q33:その他費用は運送契約書に記載していますか。(単回答)



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

4. 運賃・料金の決定方法

【対象者:全員】

Q34:取引先と運賃・料金を決める主な方法について選択してください。(単回答)

【対象者:上記設問で「過去に国が示していた運賃・料金表(タリフ)」と回答した回答者】

Q35:ベースとしている運賃・料金表を選択してください。(単回答)



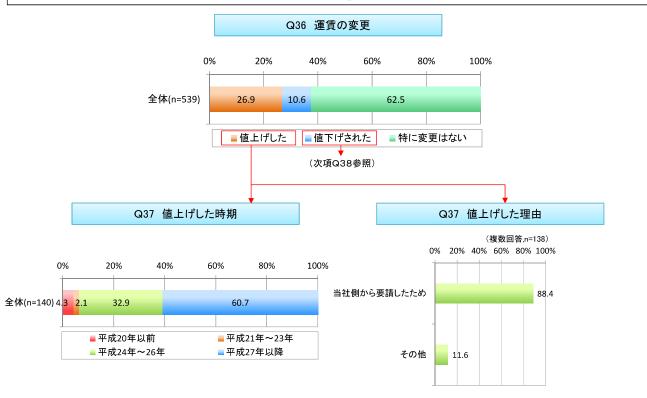
5. 運賃の変更、値上げについて



Q36:最近、運賃の変更(値上げ・値下げ)がありましたか。(単回答)

【対象者:上記設問で「値上げした」と回答した回答者】

Q37: 値上げした時期(単回答)と、値上げした理由についてお答えください。(複数回答)



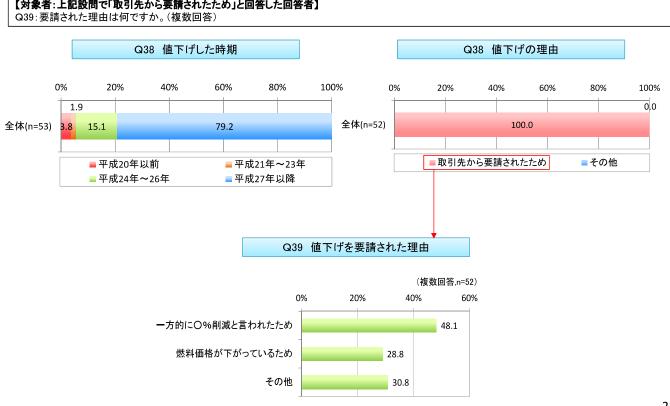
Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

6. 値下げについて

【対象者:上記設問で「値下した」と回答した回答者】

Q38:値下げした時期と、値下げした理由についてお答えください。(単回答)

【対象者:上記設問で「取引先から要請されたため」と回答した回答者】

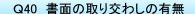


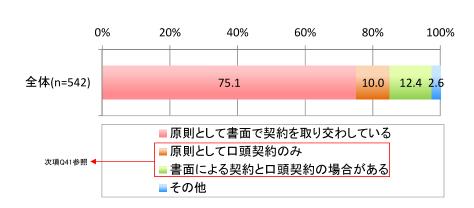
21

7. 契約書面の取り交わし

【対象者:全員】

Q40:取引先(運行委託者)とは、書面で契約を取り交わしていますか。(単回答)





22

Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

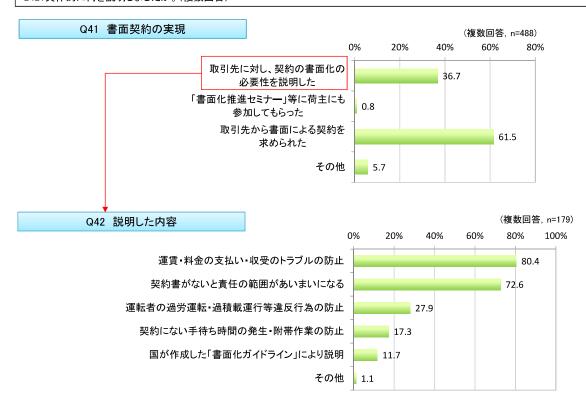
9. 書面契約の実現

【対象者:「書面契約を取り交わしている」、あるいは「書面による契約と口頭契約がある」と回答した回答者】

Q41:書面による契約をどのように実現しましたか。(複数回答)

【対象者:上記設問で「取引先に書面化の必要性を説明した」と回答した回答者】

Q42:具体的に何を説明しましたか。(複数回答)



24

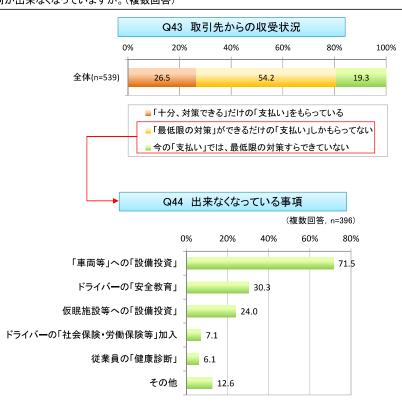
Ⅳ 料金•運賃収受「全般」

1. 取引先からの費用収受 ①安全対策費

【対象者:全員】

Q43:安全対策費を十分にまかなえるだけの、十分な「支払い」を、取引先から頂いていると思いますか。(単回答)

【対象者:上記設問で「最低限の対策ができるだけの支払いしかもらっていない」、「今の支払いでは最低限の対策すらできていない」と回答した回答者】 Q44:具体的に何が出来なくなっていますか。(複数回答)

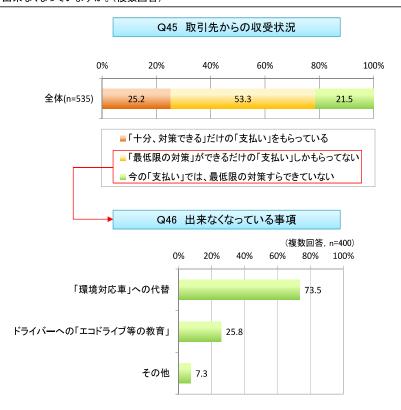


1. 取引先からの費用収受 ②環境対策費

【対象者:全員】

Q45:環境対策費を十分にまかなえるだけの、十分な「支払い」を、取引先から頂いていると思いますか。(単回答)

【対象者:上記設問で「最低限の対策ができるだけの支払いしかもらっていない」、「今の支払いでは最低限の対策すらできていない」と回答した回答者】 Q46:具体的に何が出来なくなっていますか。(複数回答)



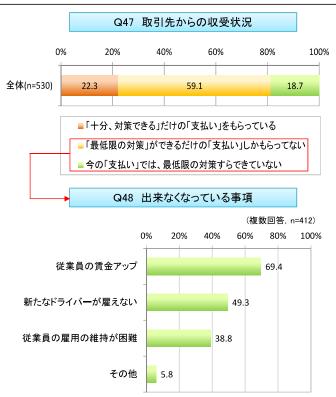
Ⅳ. 料金•運賃収受「全般」

1. 取引先からの費用収受 ③人件費

【対象者:全員】

Q47:人件費を十分にまかなえるだけの、十分な「支払い」を、取引先から頂いていると思いますか。(単回答)

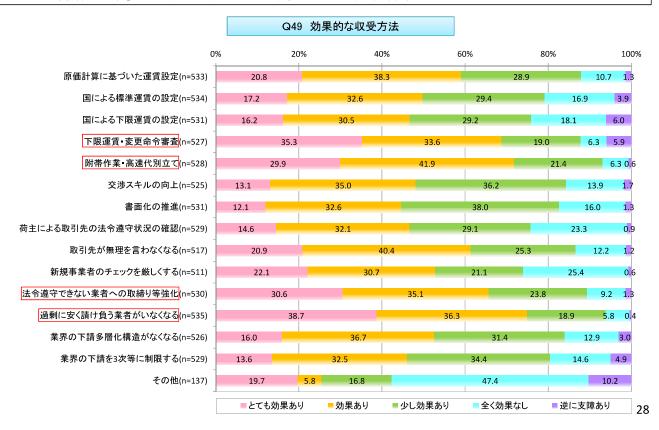
【対象者:上記設問で「最低限の対策ができるだけの支払いしかもらっていない」、「今の支払いでは最低限の対策すらできていない」と回答した回答者】 Q48:具体的に何が出来なくなっていますか。(複数回答)



2. 効果的な運賃・料金収受方法

【対象者:全員】

Q49:「十分な運賃・料金の収受」のために、次の方法はどれくらい効果的だと思いますか。(単回答)

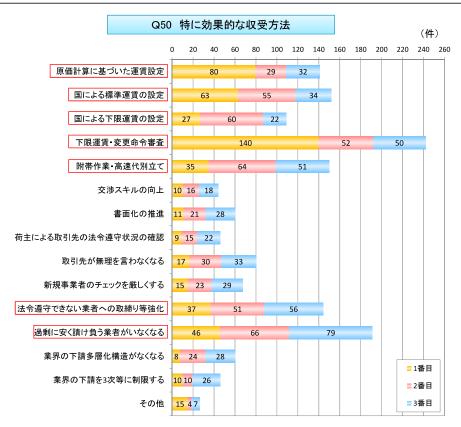


Ⅳ. 料金•運賃収受「全般」

3. 特に効果的な運賃・料金収受方法

【対象者:回答のあった回答者】

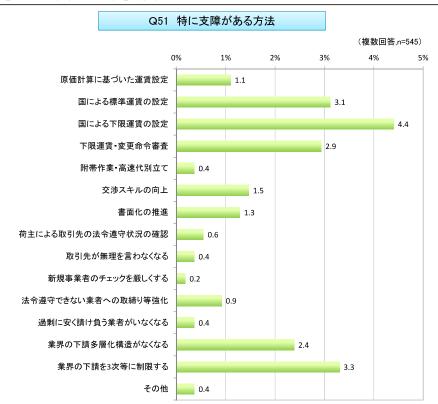
Q50:特に効果的なものを3つ選んでください。(複数回答)



4. 特に支障がある方法

【対象者:「支障あり」を1つでも選択した回答者】

Q51:特に支障がある方法を2つまでご回答ください。(複数回答)



30

V.「適正取引推進に係る」各ガイドライン

Ⅳ. 適正取引推進に係る各種ガイドライン

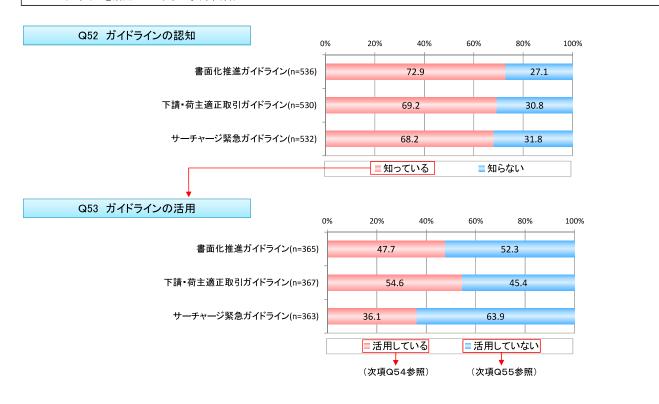
1. 各種ガイドラインの認知・活用

【対象者:全員】

Q52:「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」を知っていますか。(単回答)

【対象者:上記設問で「知っている」と回答した回答者】

Q53:ガイドラインを活用していますか。(単回答)



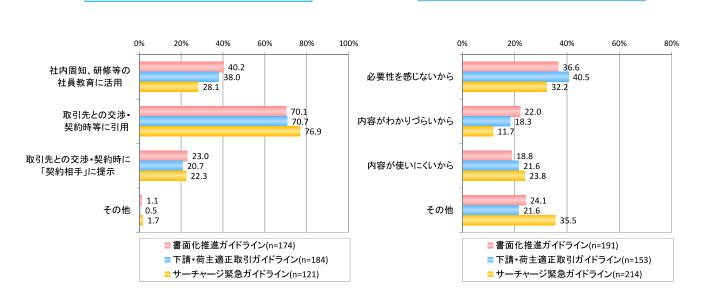
Ⅴ.「適正取引推進に係る」各ガイドライン

2. 各種ガイドラインの活用状況

【対象者:「活用している」と回答した回答者】 Q54:何に活用していますか。(単回答) 【対象者:「活用していない」と回答した回答者】 Q55:なぜ活用していないのですか。(単回答)

Q54 活用しているもの

Q55 活用していない理由



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度					
①中央・各都道府県において 協議会の設置・検討	協議会の影	協議会の設置							
(厚生労働省・国土交通省、 荷主、事業者等による協議会)		協議会の開催、パイロット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定等							
②長時間労働の実態調査、対策 の検討	調査の 実施・検証			定期的なフォロー					
③パイロット事業(実証実験)の 実施、対策の具体化		パイロット事業(実労働時間縮減のが		アップ・更なる対策の検討					
④長時間労働改善ガイドラインの 策定・普及			ガイドラインの策	定・普及検討					
⑤長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進 助成事業の実施					